

重点要望

1 公民共創による持続可能な財政運営について

(要望)

本県はふるさと納税による血税の流出等厳しい財政状況におかれ、現時点での来年度予算編成時における財源不足額は概ね300億円と見込まれる。さらに、現在、世界情勢を背景とした物価高等による県民生活への悪影響が大いに懸念される中、増税等の県民の負担増につながる安易な施策は看過できないものとする。

今後は更に複雑化・多様化する地域課題の解決に向けた「公民共創」により県民サービスを創り上げるという考え方のもと、本県の施策・事業を抜本的に見直し、県民ニーズを的確に捉えた持続可能な財政運営に取り組んでいくこと。

(回答)

「証拠に基づく政策立案（EBPM）」の考え方に基づき、施策・事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底するとともに、デジタル技術や民間活力を活用した事務事業の見直しを進めることなどにより、県民ニーズや社会情勢等を踏まえながら持続可能な財政運営を目指してまいります。

2 ふるさと納税による寄附金への取組強化について

(要望)

ふるさと納税の寄附による本県の令和5年度個人県民税控除での流出額は177億3,247万円である一方、本県への寄付金は7,312万円にとどまり、多額の税金が他都道府県へ流出しており、対策は待ったなしの状況である。

その状況に対応するため、司令塔としての担当部署をつくるか、総合的な責任を負う部署を決めること。

また、県庁本庁舎で結婚式等、各局が持っている資産等の情報を上記部署に集約することで県の資産を洗い出し、その資産を利用したふるさと納税返礼品を創り出すこと。

(回答)

ふるさと納税に係る専門部署を作ることについては、総務省の指定基準上、課題があると考えています。

指定基準では、ふるさと納税による寄附金のうち、少なくとも半分以上は寄附先の地方団体のために使われるべきという理念から、募集経費は寄附額の5割以内とされており、募集経費には、職員の人件費も計上する必要があります。

寄附額の3割が返礼品調達費用となった場合、残りの2割でその他の費用を賄う必要があります。現状、本県の寄附額7,300万円（令和4年）の2割となると、1,500万円程度となり、そこからポータルサイトの利用料や職員の人件費を捻出しなければならず、複数の専任職員で対応することは困難な状況です。

専門部署については、課題がありますが、引き続き、関係部署と連携を密に取りながら、

制度の趣旨に沿った寄附を頂けるよう、「本県を応援したい」「寄附したい」と思っていたいただけるような、魅力ある施策の充実とその積極的な発信にしっかりと取り組んでいきます。

また、返礼品については、クルーズ体験や伝統工芸品作りなど魅力的な体験型ツアーのほか、「かながわの名産 100 選」やかながわブランドなど神奈川の魅力を発信するために選定・登録された県産品のギフトセットが数多くあります。

こうした返礼品の充実とPRの強化を図るため、今後は、返礼品開発の実績やノウハウがある事業者への委託により、ポータルサイトに掲載している返礼品の紹介文や写真をブラッシュアップするとともに、返礼品提供事業者の新たな開拓を進め、魅力ある商品を組み合わせた返礼品を拡充させていきます。

3 公契約条例の制定に向けた取組について

(要望)

適切な賃金が行きわたるようにダンピング対策を強化・徹底し、公共工事の品質を確保するとともに、建設技能労働者の処遇改善による担い手確保のために、すでに公契約条例を制定している自治体の取組状況の把握や県発注工事の賃金実態調査を継続しデータの蓄積を進め、条例制定の必要性を多角的に検証し、公契約条例の制定に向けた取組を推進すること。

(回答)

平成 26 年 3 月の「公契約に関する協議会」からの報告では、公契約条例の導入について、必要とする意見と、適切でないとする両方の意見がありました。

その上で、今後、県が検討すべき課題として、「入札・契約制度の見直し」や「一般業務委託の積算等のルール化」、「公契約条例制定自治体の運用状況調査」や「賃金実態調査」の継続が指摘されました。

そこで、県では、この 4 つの課題への取組として、最低制限価格制度の見直し、積算基準の制定、公契約条例を制定している自治体への運用状況調査や賃金データの蓄積を行ってきました。

前回の協議会から約 10 年が経過し、経済や労働環境が大きく変化していることから、令和 5 年 9 月から外部有識者による「公契約に関する協議会」を開催し、条例の必要性について検討を開始しました。

4 地震被害想定調査について

(要望)

関東大震災から 100 年という節目を迎え、震災を振り返るとともに今後の地震に適切に備えていく必要がある。

限られた財源で、災害に備えた都市整備やインフラの健全性を保つための効率的な整備・維持管理が求められる中、地震被害想定調査は、それらの基礎となるものであり極めて重要である。

この想定結果が、各担当部局における各計画・戦略・予算算定において有効となるよう、災害対策の要は都道府県という自覚を持ち、取りうる施策の効果を的確に分析できる想定調査結果とすること。

また、減災のみならず、復興に向けた整理も必要であり、災害廃棄物処理は重要課題の一つとなるため、この想定も的確に調査すること。

(回答)

県は、平成27年3月に公表した地震被害想定調査について、令和5、6年度の2か年で見直しを行うこととしています。

調査は、内閣府が検討を進める南海トラフ巨大地震対策を含め、最新の科学的知見や近年の大規模災害の事例を参考に、被害量の算定を行うほか、社会構造の変化に伴う新たな課題等についても、可能な限り検討してまいります。また、これらの調査結果は、並行して見直しを進める、県地震防災戦略の施策の検討に反映させることとしています。

なお、災害廃棄物処理については、今回の調査において被害量の算定を行うこととしています。

県では令和5年度に改定する「神奈川県災害廃棄物処理計画」において、各市町村が災害規模に応じた災害廃棄物の種類別発生量や処理可能量等をあらかじめ把握し、具体的な処理方法の検討が進むように、計画策定に対する支援だけでなく、計画の見直しに対する支援も行っております。

5 部活動の地域移行について

(要望)

部活動の地域移行に当たっては、教員はもちろんのこと当事者である生徒の意見を聴取するとともに、県西部は受け皿となる団体が少ないなど地域の特性も踏まえ、持続可能な活動の環境を整備すること。

また、その際に、受け皿となるスポーツ団体、及び市町村をまたぐ広域的な連携の調整にも積極的に取り組むこと。

さらに、主体となる市町村と連携を密にし、教員が部活動指導を望む場合も含め、指導者への謝礼やその他の経費等の負担に対する財政支援を行うこと。

(回答)

県及び県教育委員会では令和5年10月に「公立中学校における部活動の地域移行に係る神奈川県の方針」を策定し、市町村の役割に「子どもたちの活動機会を確保する観点から、アンケートやヒアリング等を実施し、保護者や子どもたちのニーズや課題の把握に努める」ことを示しました。また、県の役割には、実施主体が円滑に指導者の確保を行うことができるように市町村の枠を越えた広域的な人材バンク等を整備することも明記しています。

今後も各地域の実情にあった地域クラブ活動等が持続可能なものとなるよう、国に財政的な支援を強く要望してまいります。併せて、県内外の先行事例や県内各地域の状況を共有

するために情報連絡会を開催するなどし、市町村に情報提供するとともに国の支援の活用についても働きかけてまいります。

6 物価高対策として、燃料補助をはじめとする経営支援について

(要望)

ウクライナ情勢や急激な円安に伴う物価高は、燃料、資材、肥料、飼料、冷蔵冷凍施設・出荷施設の電気代等、農・畜・林・水産業それぞれを経営していく上で必要不可欠な物資の高騰を招き、各事業者は厳しい経営状況下にある。

本県においては、令和5年度には、農業物価高騰対応費補助金や畜産物価高騰対応費補助金等を補正予算として計上しているが、引き続き、農・畜・林・水産業の経営の維持・安定に向けた支援策を行うこと。

また、食料安全保障のための地域循環型社会や脱炭素社会の実現に向けて、飼料・肥料・エネルギーの国内資源利用への転換の促進を図ること。

(回答)

農業については、燃油等の生産資材価格の高騰が農業経営に及ぼす影響を緩和するため、燃油価格の高騰時に補填金が交付されるセーフティネットに加入することは非常に重要です。そこで県は、原油価格や物価高騰による影響を受け経営が悪化している施設園芸農家に対し、国の「施設園芸セーフティネット構築事業」への加入促進を図ることを目的として、令和4年度から、セーフティネット構築事業加入者を対象として、積立金造成や燃油高騰分に対し補助を実施するとともに、施設の省エネ化を推進するための資材等に対して補助を実施しています。

セーフティネット構築事業の継続については、令和5年9月に国に対し要望したところです。

肥料価格高騰への令和5年度の対応としては、国は地域協議会を単位とした化学肥料削減の取組としたため、県独自に令和5年6月から10月までに購入した肥料を対象に、9月補正で令和3年度からの肥料価格上昇分の50%の補助をすることとしました。肥料価格は下落傾向にありますが、令和5年9月に国へ、再度高騰があった場合は従前の対策を実施し、その際は県等の上乗せが必要とない水準とすること、さらに高騰している他の生産資材にも対策を広げるなど、農家が再生産可能な対策の実施をするよう要望しており、今後も必要に応じて働きかけてまいります。また、みどりの食料システム戦略の施策に基づき、エネルギーの国内資源利用への転換の促進を図ってまいります。

畜産業については、飼料価格高騰に対する緊急的な対策として、国の臨時交付金を活用し、畜産農家に対し補助したところです。また、令和5年度当初予算において、飼料代の圧縮につながるよう、自給飼料生産拡大のための機械整備、飼料用米の生産、県外産飼料の確保の取組に対し補助しております。さらに、エコフィード（食品残さ等を利用して製造された飼料）の利用を推進するとともに、家畜排せつ物から生産される堆肥については、耕種農家と

の連携を推進し、地域資源の有効利用を図ってまいります。

林業については、きのこ生産に係る燃油費の高騰分に対する補助及び省エネ機器等導入に対する補助を行っております。今後も、燃油やそのほかの資材等について価格の動向を注視し、生産者への影響や要望をしっかりと聞き取った上で必要な支援に努めてまいります。

水産業については、電気料金の高騰が漁業生産活動へ与える影響を緩和するため、令和5年度5月補正予算にて県内漁協や栽培協会等に対して電気料金高騰分の一部について補助することとしました。今後も、国の支援策の動向や電気料金の推移を注視しながら、必要な支援を検討してまいります。

7 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に向けた取組について

(要望)

令和6年4月1日に「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が施行されるが、市町村での支援体制の構築や検討を円滑に進められるよう、県は早期に「県基本計画」を策定すること。

また、「県基本計画」策定後は、対象者への支援の進め方や、相談体制の整備等、県が保有するノウハウの提供、連携可能な民間団体に関する情報の共有、連携手法の助言等に加え、支援調整会議への県の参画及び協力等、継続的な支援を積極的に行うこと。

(回答)

困難な問題を抱える女性への支援に基づく県基本計画については、令和5年度中に策定する予定です。なお、市町村には市町村基本計画の策定、体制等の検討を円滑に進められるよう、都度計画案を共有しながら策定を進めています。

また、県基本計画の策定後は、計画に位置付けた各施策を着実に実施し、市町村や民間団体等関係機関と連携・協働して、困難な問題を抱える女性への切れ目ない支援に取り組んでまいります。

8 出産から子育てまで切れ目のない支援の充実について

(要望)

誰もが安心して子どもを生き育てられるよう、子ども・子育てを社会全体で支える仕組みを構築することが重要である。

そのため、子育て支援手当関係の所得制限撤廃等の保護者の経済的負担の軽減、夫婦で共働きのしやすい制度の後押し、不妊治療への支援、妊婦健診の充実、産後ケアの充実、育児休業取得者の拡大、子育てに困った養育者が相談や一時保育の利用ができる施設や場所の拡充、休日保育、夜間保育、病児・病後児保育及び企業事業所内保育施設の整備、待機児童の解消と質の高い保育等のサービスの提供等、出産から子育てまで切れ目のない支援に取り組む、国の「異次元の少子化対策」と歩調を合わせ大幅な予算増を実現すること。

また、産科・小児医療施設等誘致事業費補助事業については、地域偏在の解消のため来年

度以降も引き続き実施すること。

(回答)

子ども・子育て基金については、結婚・妊娠・出産・育児の切れ目ない支援など、安心して子どもを産み育てられる環境を整えるための施策展開を図るため、子育て施策に関する全庁的な議論を行っていきます。また、国の子ども・子育て政策に関する動向や市町村との調整状況等を踏まえて、子育て支援に偏らず、子どものライフステージに沿って幅広く事業に活用していきます。

また、産科等の医療機関が少ない地域においても、県民が安心して妊娠・出産・子育てが行える環境整備を促進するため、産科・小児医療施設等誘致事業費補助については、令和6年度についても所要の措置を講ずることといたしました。

9 マイナ保険証導入に際した混乱への対策

(要望)

マイナ保険証の導入に際し、資格確認書の発送等方針に関する情報も少なく、市町村では混乱が生じている。

国から必要な情報をタイムリーに収集し市町村に提供すること。

また、市町村や医療機関に問題が生じた場合には、県医師会や県病院協会と連携し、問題解決に全力を尽くすこと。

(回答)

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する各種情報については、国から連絡があり次第、速やかに市町村等に提供いたします。

また、健康保険証の廃止に向けた制度改正を進めるにあたり、市町村や医療機関における運用等において問題が生じた際には、必要な関係機関とも連携し、事案により国へ要望するなど、解決に努めてまいります。

10 ゼロゼロ融資返済本格化に伴う、中小企業・小規模事業者への支援について

(要望)

令和2年度に、新型コロナの感染拡大による中小企業支援として、民間金融機関を通じた「実質無利子」「無担保」融資、いわゆる「ゼロゼロ融資」が行われ、今年度はその返済が本格化する中、売り上げが戻らずに資金繰りが悪化する中小企業が増え、倒産の増加傾向が続く恐れがある。さらに、人手不足や物価高等も重なり、県内経済に大きな影響を及ぼす深刻な状況が続いている。

中小企業・小規模事業者に対し、「稼ぐ力」の回復に向け、引き続き、伴走支援、経営改善支援等支援体制の強化を行うこと。

(回答)

県中小企業制度融資において信用保証料補助を行い中小企業・小規模事業者等の資金繰

り支援を行うとともに、「ゼロゼロ融資」からの借換えに対応し、金融機関の継続的な支援を受けながら経営改善を目指す「伴走支援型特別保証」の継続を国に要望するなど、稼ぐ力の回復に向け支援してまいります。

あわせて、商工会・商工会議所や（公財）神奈川産業振興センター、神奈川県中小企業団体中央会といった支援機関の相談体制の整備について予算措置し、中小企業・小規模事業者を引き続き支援してまいります。

11 持続可能な水道事業に向けた取組について

（要望）

水道事業には、水道管の老朽化、人口減少、熟練技術者の不足に伴う各種技能の継承など、早急に取り組むべき課題が山積している。今後、大規模な自然災害の多発も踏まえ、産業インフラである工業用水とともに、水道の基盤をどのように持続可能としていくのか課題となる。

そこで、公益性の高い水道事業については、自治体における技術・管理人材の確保に努めるとともに、公共サービス事業の持続性・安定性と安全性を担保し、緊急時における自治体間の相互応援体制の整備を促進すること。また、工業用水事業については、県内各市の課題と対策について共有化を進め、国と市のパイプ役として積極的な支援を行い、事業者が安心して利用できる環境を構築すること。

（回答）

県では、平成28年に策定した「神奈川県水道ビジョン」において、「技術力の確保」、「水道施設の効率的な管理と健全で安定的な事業運営」及び「応急給水・応急復旧体制の充実」等を目標に掲げ、国庫補助金の活用等により水道事業者の基盤強化を支援するとともに、令和2年度以降、災害時の応援要請に係る連絡調整フローを整理し関係機関と共有するなど、これまでも取組を進めてきました。

技術・管理人材の確保にあたっては、適正な職員体制の整備に努めるとともに、これまで培った技術の継承を図るため、研修制度の充実等に取り組むほか、高校の進路ガイダンスへ職員を派遣するなど教育機関と連携を図り、現場見学会やインターンシップを実施し、仕事紹介動画により広報するなど、職業としての水道の魅力を伝える取組を行ってまいりましたが、引き続きこうした取組を推進し、人材の確保・育成に努めてまいります。

また、緊急時における自治体間の相互応援体制の整備については、県と公益社団法人日本水道協会神奈川県支部において、令和3年5月に地震、異常渇水等の発生時における情報共有に関する協定を締結し、災害発生時における応急給水に係る応援要請情報の共有・応援要請に伴う給水車派遣情報の共有等を行うこととしています。さらに平時においても、災害時等における情報の共有を効果的なものとするため、県及び県内全水道事業者が参加する災害時等の対策に関する情報交換・災害時等の情報伝達に係る訓練を実施しており、引き続き相互応援体制の整備に取り組んでまいります。

なお、本県では、工業用水道事業を行っておらず、県内市町村では、横浜市及び川崎市が行っています。

12 水防災戦略を踏まえた水害対策の更なる推進について

(要望)

気候変動による水害の激甚化・頻発化を踏まえ、令和5年3月に改定された神奈川県水防災戦略の着実な推進に取り組むこと。また、河川流域の関係者全体で治水に取り組む「流域治水」についても、県民への更なる周知を進める等、県として積極的にその推進を図ること。

また、県内自治体から多くの要望がある堆積土砂の撤去について、氾濫の危険性が高い区間などから順次取組を進めること。

(回答)

県は、「神奈川県水防災戦略」に基づき、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすハード対策として、遊水地や流路のボトルネック箇所等の整備など大規模事業の加速化を図ってまいります。

また、流域治水の取組は、行政関係者だけでなく、住民や企業など流域のあらゆる関係者が協働して、様々な水害対策を継続的に進める必要があり、全ての関係者が水害のリスクや流域治水の取組を自分事として捉え、主体的な行動につなげていくことが何よりも重要です。

そこで、県では、治水施設の見学会とあわせて、流域治水の考え方を説明するイベント「流域治水かながわ」の開催や、防災教育の教材に流域治水の考え方を盛り込むなど、あらゆる機会をとらえて、流域治水に対する県民意識の向上に努め、取組の推進を図ってまいります。

堆積土砂の撤去については、「神奈川県水防災戦略」に位置付け、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源も活用しながら、重点的に取り組んでいます。

引き続き、現状の施設の能力を活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、土砂の堆積状況などを把握しながら、適切な維持管理に努めてまいります。

13 教員の確保と働き方改革について

(要望)

子ども達の学習を安定的に充実させるためにも、教員の人材不足、超過勤務状態を解消することは重要である。

中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」（平成31年1月25日）を踏まえた「学校における働き方改革に関する取組の徹底について（通知）」（平成31年3月18日付け文部科学事務次官通知）等に掲げられた施策を着実に実施すること。

(回答)

県教育委員会は、教員の働き方改革を推進するために、令和元年10月に、「神奈川の教員

の働き方改革に関する指針」を策定しました。

その中で、時間外在校等時間の縮減、年次休暇一人あたり年平均取得日数及び学校閉庁日の設定、部活動の休養日の日数を定めた「神奈川県为学校部活動に関する方針」の遵守の3つを目標として掲げ、個別業務の役割分担とその適正化や、年次休暇の取得促進などに取り組んでいます。

また、令和5年7月には、当事者目線で、また、若手ならではの視点で、教員の働き方改革の実現に向けた課題や取組を議論する場として、「教員の働き方改革に関する若手教員プロジェクトチーム」を新たに立ち上げ、業務の削減や効率化など、提言の取りまとめに向けて議論しているところです。

今後も引き続き、教員が子どもたちと向き合う時間を確保できるよう、本指針に基づき、教員の働き方改革を着実に推進してまいります。

14 学校給食の無償化支援について

(要望)

現在、学校給食の食材費は保護者負担であり、年間では公立小学校は約5万円、公立中学校は約5万6,000円を保護者が負担する制度となっている。

一部の限られた自治体では、独自の取組として無償化を実施しているが、分断や格差なく、誰もが安心して給食を食べられるようにするため、国による一律の支援を実施するよう働きかけるとともに、県として、給食の無償化を実現するために市町村を支援すること。

(回答)

学校給食法第11条は、経費の負担について、学校給食費を保護者の負担としています。

国は令和5年6月に、「経済財政運営と改革の基本方針2023」において、少子化対策・子ども政策の抜本強化として、学校給食無償化の課題整理等を行うとしています。

こうした中、県としても、義務教育諸学校における学校給食費の無償化について、学校給食費の保護者負担を無償とするよう、国全体として学校給食費等の負担のあり方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すことを、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

常任委員会別要望

総務政策

1 ウェルビーイングな視点を導入した地域創生の推進について

(要望)

本県ではこれまでも国とともに「まち・ひと・しごと創生（地方創生）」事業を進めているが、県の合計特殊出生率は全国平均を下回る傾向が続き、高齢者率も全国屈指のスピードで進むことが想定される。

本県は、こうした課題解決のため、自然増を図ることはもちろんのこと、「マグネット力」

の向上を図ることで、社会増にもつなげたいとしているが、そこには何よりウェルビーイングの視点が欠かせない。

今後は、ウェルビーイングな視点を導入した地域創生について施策の推進を行い、県民に広く周知を行うとともに市町村とも連携し、方向性を共有すること。

(回答)

第3期神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略(仮称)においては、県が目指す理想像である地域ビジョンの一つとして、誰もが元気で長生きでき、年齢や性別、障がいの状態、国籍などにかかわらず、誰もが自分らしく社会づくりにかかわることができる環境づくりを共に進め、「誰もが自らの力を発揮して活躍できる神奈川」の実現を目指しています。

こうした総合戦略の考え方については、パブリックコメントを実施するなど、広く周知しながら、県民の意見を取り入れるとともに、市町村に対して説明会を行い、共有してまいります。

2 県事業の「見える化」に向けた取組の改善について

(要望)

本県の事務・事業の「見える化」については、これまでも「会計情報の見える化」をはじめとして、多岐にわたり実現を図ってきたことに一定の評価をするが、その「見える化」による具体的な事業成果は乏しい。

特に「県民利用施設の見える化」については、各施設の設置目的、施設概要、財産価格、利用状況・収支等の状況(利用者一人当たりのコスト)等を示した「県民利用施設一覧表」を公表し、その課題が見出されたにもかかわらず、解決に向けた関係者による具体的な取組がなされていない。

「見える化」によって表出した課題に対し、的確に対策を講じること。

(回答)

「県民利用施設一覧表」については、平成28年度より「運営改善」の項目を設け、主に利用者増加、県民サービス向上及び経費削減について、各施設における課題解決に向けた取組を記載しています。

今後も引き続き、各施設が「見える化」により表出した課題解決に取り組むよう推進してまいります。

3 県庁組織の活性化に向けた人材の登用について

(要望)

複雑化・多様化する行政課題に的確に対応し、県民サービスの向上を図っていくためには、民間企業の持つ知見を積極的に活用することが大変重要である。本県では、民間人材を特定任期付職員として、幹部級職員に採用しているものの、まだまだ少ないと考える。

今後は、人材派遣型の「企業版ふるさと納税」制度の拡充や、民間人材の登用を拡大する

こと。

さらに、県職員を民間企業に派遣することで、そこで得た知識・経験を県行政にフィードバックしていくことも重要であることから、研修を含めた民間企業の知見活用に積極的に取り組んでいくこと。

(回答)

企業の事情を熟知している専門事業者からアドバイスを受け、企業が県に社員を派遣したくなる事業や、民間人材の活躍が期待される事業の掘り起こしを行います。

また、令和6年2月に開催する企業版ふるさと納税に関する県と企業とのマッチング会の場で、選定した県の施策事業を示し、社員を派遣したい企業とのマッチングを目指すとともに、その後も企業とのつながりが創出できる場の確保に努め、人材受入れの拡大を図っていきます。

また、「組織・人事改革戦略」に基づき、専門人材の採用や、民間企業への職員派遣を積極的に進めているほか、31歳から59歳であれば、どなたでも受験可能な「キャリアフリー採用試験」を開始し、民間企業等での経験を積極的に評価することで、優秀な人材を採用しています。今後とも、民間人材の登用や職員派遣等に積極的に取り組みます。

4 特別自治市構想について

(要望)

特別自治市構想については、令和3年11月に有識者で構成する「特別自治市構想等大都市制度に関する研究会」から報告書が出され、令和4年5月には県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会を開催し、県と県内3指定都市とで意見交換を行ったところであるが、課題解決が図れたとは言い難い状況にある。

今後は、同首長懇談会の定期的な開催に努めるとともに、3指定都市以外の市町村と話し合いの場を持ち、本県と指定都市の課題や本県が担っている広域連携の重要性について、当事者の行政関係者のみならず、3指定都市以外の市町村並びに県民に広く周知すること。

(回答)

令和4年5月に開催した「県・横浜・川崎・相模原四首長懇談会」における、「今後も、県と指定都市の課題を共有し、住民目線で解決を図っていくため、知事、三市長のトップレベルでの協議を行っていく」との合意に基づき、今後、協議に向けた状況が整えば、四首長懇談会を開催していきます。

また、県はこれまでも、機会をとらえて「特別自治市構想に対する神奈川県の見解」などを他の市町村に説明し、意見を聞いてきましたので、今後も適宜情報提供や意見交換を行っていきます。

さらに、県内市町村や県民の皆様に向けて、県の考え等を丁寧にお示しするなど、分かりやすい情報発信に努めてまいります。

5 日米地位協定の改定について

(要望)

本県として、基地周辺住民の不安解消と安全で快適な生活が送れるよう、関係自治体と連携し、日米地位協定の見直しについて国に要望を続けること。

また近年、県内米軍基地周辺では、国の暫定目標値を超える有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）の検出が報告されていることから、基地内における実態把握や緊急対策について早急に調査及び回答を求めるとともに、必要に応じて本県による立入調査を求めていくこと。

(回答)

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」を通じて、日米地位協定の見直しを国に求めており、引き続き、国に対して粘り強く求めてまいります。また、有機フッ素化合物（PFOS・PFOA）については、「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」を通じて、基地内で環境への影響が懸念される物質を含む製品を保有している場合には、保有及び管理状況を情報提供するとともに、漏出防止対策を講ずる等、基地周辺環境へ影響を及ぼさないよう、安全管理を徹底すること、事故発生時には、緊急対応や原因調査に必要な自治体職員等の基地立入りの実現を図ることを、国に求めており、引き続き求めてまいります。

6 行政手続のオンライン利用促進と必要とされる対策の徹底について

(要望)

本県では県職員の業務負担の軽減を目指し、令和5年9月以降より対話型人口知能（AI）「チャットGPT」を全庁的に導入するとしている。

こうした技術の活用による業務の見直しを、県民が利用する行政手続のオンライン利用の促進についてもつなげていくこと。

また、現在国が進めているマイナンバーカード普及に当たっては、安全性について、県民からも不安等の声が多く上がっている。本県として今後、行政手続のオンライン利用を促進するに当たっては、更なる個人情報の厳格な保護、及びなりすまし防止（本人確認書類の提示を徹底）等の対策を講じる中で進めていくこと。

(回答)

生成AIは、業務効率の改善や新しいアイデア創出の助けとなることが期待されます。

日常業務におけるチャットGPTの利用は、例えば、

- ・説明資料をマイクロソフト・パワーポイントで作成する際に、構成案やタイトル・その概要の作成
- ・企画・立案などの場面で、文章を作成する際のアイデア出し
- ・会議のあいさつ文の案文の作成や校正
- ・公表済みの議事録の要約

などに活用しています。

マイナンバーカードの安全性については、ＩＣチップにプライバシー性の高い情報が保存されていないことや、紛失した場合の一時利用停止を24時間365日体制で対応すること等で確保されているところですが、マイナンバー制度の安全・安定的な運用に向けては、国において、制度のメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明を行うなど、国民のマイナンバー制度への理解促進に向けた取組の強化はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築することを全国知事会を通じて国に提言を行っています。

また、行政手続でマイナンバーを提出する際の本人確認は法律で義務付けられているので、今後も確認を実施し、なりすましの防止に努めます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律及び特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）に基づき、特定個人情報の利用制限、特定個人情報の安全管理措置等、特定個人情報の提供制限等による更なる個人情報の厳格な保護を徹底するため、「神奈川県特定個人情報等安全管理基本方針」を策定し、これに基づき特定個人情報等の取り扱いに当たっては、管理体制及び取扱規程等を整備し関係職員に遵守させる等の措置を講じているほか、実地検査やマイナンバー利用に関する研修を実施するなど、適正な運用に努めています。

県の個人情報保護については、令和5年4月1日より、社会全体のデジタル化を背景として個人情報の利活用と個人の権利利益の保護の両立を目的として改正された「個人情報の保護に関する法律」が適用されています。

県では、同法のルールを適切に運用し、個人情報の保護に取り組んでまいります。

7 寄付文化の醸成とNPO法人等への支援強化について

(要望)

非営利の社会貢献活動に取り組むNPO法人は全国に5万団体を超える。このうち寄付収入や情報開示等の要件を満たし、寄付者が税制優遇を受けられる「認定NPO法人」は約1,200余りあるが、民間の調査によれば、そのうちの年間収入が1,000万円未満にとどまる団体が3割を超えているとのことである。

本県として、特定非営利活動促進法に基づくNPO法人の団体認証数を増やしてきたが、県民人口当たりの認証数は全国で中位であるため、更なる寄付文化の醸成を目的としたNPO法人等の支援の強化に、これまで以上に積極的に取り組んでいくこと。

(回答)

県では、寄付月間賛同パートナーとして、ホームページやSNS、デジタルサイネージ等を活用したNPOの活動紹介や寄附の呼びかけ、「寄付の教室」の実施等により、NPOへの寄附文化の醸成を図ってきました。

また、「NPO向け勉強会」を開催することにより、NPOの資金獲得に向けた支援を実

施しており、令和6年度に当事業の拡充を予定しております。

引き続き、これらの事業によりNPOへの支援に取り組んでまいります。

8 選挙投票率向上に向けた取組について

(要望)

選挙投票率の低下が深刻化している。特に、このまま若年層の投票率が下がり続ければ、若年層の意見や思いが反映されていない政策が進むことが懸念される。

民主主義の根幹をなす全世代への公民権行使啓発の意味からも、本県として若年層の政治に関する意識調査を行うとともに、本県の審議会に「若者層」を設置する等、関係機関とも連携し、投票率向上に取り組むこと。

(回答)

衆議院議員及び参議院議員の国政選挙や、知事及び県議会議員の統一地方選挙の投票率については、特に若年層の投票率が他の年代と比較して低い傾向にあることから、若者の積極的な投票参加を促していくことは大変重要だと考えています。

政治・選挙に関する意識調査については、選挙の都度、公益財団法人明るい選挙推進協会が、全国の全年代の有権者に対する抽出調査を実施しています。その調査結果によると、若年層は「選挙にあまり関心がなかった」又は「政党の政策や候補者の人物像など違いが分からなかった」ため投票を棄権し、政治や選挙に関する情報を主にインターネットから入手していることがうかがえます。

こうした状況を踏まえ、県内の大学生で組織する「かながわ選挙カレッジ」と連携して、高校への出前授業などの啓発活動を実施するとともに、令和5年度から実施している選挙啓発動画コンテストなど、新たな啓発事業の企画、実施なども通じて、若年層の投票率向上に取り組んでまいります。

防災警察

1 地域防災計画について

(要望)

首都直下地震等の大規模地震や、気候変動により激甚化・頻発化する集中豪雨等、自然災害の発生の懸念が高まる中、地域防災計画の重要性は高まっている。

地域防災計画の更新においては、女性をはじめ、被災時に弱者となりやすい立場の当事者を実務担当者に加え、多様な立場からの意見を取り入れ、きめ細かなケアができるようにすること。

また、大規模災害時に備え、福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入対象者を調整して、要支援者の支援を強化するよう市町村の取組を促進・支援すること。

(回答)

県地域防災計画は、県防災会議における審議を経て作成、修正することとされており、ま

た、防災会議の委員及び定数は、災害対策基本法及び県防災会議条例で定められています。

県は、それらの規定に基づき、女性をはじめ、災害時に弱い立場となりやすい要配慮者を代表する方々に委員として参画いただき、多様な立場の意見を踏まえた計画となるよう、引き続き、調整してまいります。

また、福祉避難所を含む避難所の指定及び開設・運営は市町村が行うこととなっていますので、県は、福祉避難所に係る市町村の取組事例を市町村会議の場などで共有するなど、災害時に、速やかに福祉避難所を開設できるよう引き続き市町村へ働きかけてまいります。

2 富士山噴火に係る避難先の確保について

(要望)

溶岩流による被害は、洪水や地震と異なり、元々住んでいたところに戻ることが困難であり、また、避難の規模も相当なものになる。よって、受入先の自治体の負担も非常に大きなものになり、市町村間の調整による事前の避難先確保は困難である。

そこで、神奈川県富士山火山広域避難指針において想定されている溶岩流の影響想定範囲内に住む住民の避難先を、あらかじめ県主体で受入先と調整のうえ、本指針にて具体的に明示すること。

(回答)

富士山噴火に係る広域避難については、令和5年3月に、静岡、山梨、神奈川の3県による「富士山火山防災対策協議会」において、「富士山火山避難基本計画」を改定したところです。

また、県民の皆様へ、富士山の噴火の影響やその対策を理解していただくため、「神奈川県版富士山火山防災マップ」を作成・周知するとともに、火山災害警戒地域に指定され、広域避難を必要とする市町と県が連携して円滑に避難が実施できるよう「神奈川県富士山火山広域避難指針」を策定しました。同指針において、市町村が実施する広域避難が円滑にいくよう、県が総合調整を行うことを規定しております。

引き続き、「神奈川県富士・箱根火山対策連絡会議」における「溶岩流ワーキンググループ」や全市町村が参加する「広域避難研究会」を通じ、市町村の皆様と協議しながら、広域避難先の調整や広域避難に係る支援体制の充実について、努めてまいります。

3 特殊詐欺犯罪防止対策について

(要望)

様々な取組により令和3年に前年度比で減少していた特殊詐欺認知件数は、令和4年に増加傾向に転じている。防犯カメラ設置に対する補助事業においては、当初平成31年度を期限としていたが、市町村の要望もあり、令和5年度においても継続している。一方、迷惑電話防止機能を有する機器の導入に対する補助事業は、当初予定通り令和4年度で事業終了となったものの、市町村からの継続要望がまだまだ多い。

本補助事業の継続を検討するとともに、そもそも、このような期限を定めた補助事業においては、中長期的な市町村との役割分担を共通認識とした上で、補助事業に取り組むこと。

(回答)

迷惑電話防止機能付き機器は特殊詐欺被害防止に有効であり、高齢者の方が設置を望めば、比較的小さい負担で購入可能なものですが、この機器の存在と有効性を知っていただかないと普及にはつながりません。

そこで県では、同機器の普及・周知を図ることを目的に、令和2年度から4年度までの3か年限定の事業として、同機器の購入補助事業を実施しました。

この3年間の補助事業を通じ約11,000台以上の購入補助を実施するとともに、普及に取り組んでいただける市町村も事業開始前の2自治体から22自治体に増えるなど、普及・周知が進み、機器の認知度も向上し、補助事業は一定の成果を上げた認識しています。

一方で、県内150万の高齢者世帯に対して、さらに機器の普及を図るためには、個別世帯への補助事業では限界があるため、高齢者ご本人はもとより、周囲の方も含めて、機器の有効性を認識していただき、より多くの方に自発的に同機器を設置していただけるよう、幅広い年代への働きかけが必要だと考えています。

加えて、家族や知人、近隣の住人など、高齢者に関わる周囲の方々が、高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、注意を払い、一体となって犯罪抑止に努めることも重要です。

そこで、県は、これまでに一定の成果を上げた同機器の購入補助事業は当初の予定通り3年間で終了とし、高齢者本人だけでなく、家族等の周囲の方も一体となって被害を防いでいただけるよう、若者の犯罪への加担防止も含め、幅広い世代を対象とした特殊詐欺被害防止のための広報啓発事業へ軸足を移すこととし、令和5年度以降は、令和4年度の同機器の購入補助事業における実績額(9,101千円)を上回る規模の予算(令和6年度12,779千円)を計上し、対策強化を図っているところです。

このため、補助の復活は考えておりませんが、迷惑電話防止機能付き機器の重要性を踏まえた上で、特殊詐欺被害防止に取り組んでまいります。

なお、令和2年度に迷惑電話防止機能を有する機器の普及に係る補助事業を開始するにあたり、市町村に対して同事業が3年計画であることを示した上で事業を開始し、その後も市町村と連携、情報共有を図りながら円滑な事業推進に努めてきたところです。

4 消防団員の確保について

(要望)

本県において、各種メディアを通じた消防団への入団を促す広報や消防団協力事業所表示制度等企业への働きかけは推進しているものの、適正な規模の活力ある消防団を維持することが困難な状況が続いている。

消防団員の確保に、企業の協力を一層得るため、既に30都道府県が、減税、金融、入札等の分野において、企業に対する様々な支援策を実施している。

本県においても、消防団員雇用貢献企業報奨金制度、県制度融資信用保証料割引、入札参加資格の加点、総合評価落札方式の加点等、企業への直接的なインセンティブが働くような具体策の実現に取り組むこと。

(回答)

県内全市町村との共催による消防団啓発イベント「かながわ消防フェア」の開催、消防団員を地域で応援する「かながわ消防団応援の店」の登録推進、若者・女性向けの消防団員募集リーフレットの作成などの従来からの広報に加え、テレビ番組やラジオ放送といった各種メディアをはじめ、県公式YouTubeやX(旧Twitter)アカウント、FacebookページといったSNS等を通じ、引き続き消防団への入団、活動への参加を促してまいります。

また、県ホームページでは、消防団協力事業所表示制度について紹介するとともに、県内各市町村の消防団協力事業所の公表を行っております。学生消防団活動認証制度とともに、市町村に制度の活用を働きかけるとともに、県としてもどのような施策がより有効なのか、企業への直接的なインセンティブも含めて、引き続き検討を進めてまいります。

5 かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップセンター「かならいん」について

(要望)

子どもの頃の性被害の訴えが相次いでおり、子どもの性被害の影響が深刻であることが明らかになっている。性被害の影響をできる限り軽減するためには、早い段階で適切な相談機関につながる必要があり、「かならいん」の役割は重要である。

令和5年度は、「神奈川県犯罪被害者等支援推進計画」の改定時期となるため、子どもにも分かりやすいホームページの作成や、子どもが躊躇なく相談できるようにLINE等の親しみやすいアプリケーションを活用した相談体制の構築等、子どもを意識した支援を一層強化すること。

(回答)

県では、「かながわ性犯罪・性暴力被害者ワンストップ支援センター「かならいん」」を運営し、性別・年齢を問わず、被害者からの相談を24時間365日体制で受け付け、協力医療機関等と連携した医療支援や、カウンセリング等の支援を行っております。また、性被害にあった子どもが被害に気づき相談しやすいように、令和5年10月から「かならいん」のホームページに、子ども向けと周囲の大人向けページを設けました。さらに、令和6年度から新たにLINE相談を導入することとし、当初予算案に計上しました。こうした取組を通じて、性被害にあった子ども等が相談しやすい体制の整備を進めてまいります。

6 消費者被害未然防止に向けた取組について

(要望)

高齢化が進む中、高齢者の消費者被害は後を絶たない。

消費者被害を受けやすい高齢者・若者・障がい者に配慮し、行政と地域が連携して、見守りネットワークをより市町村へ広げることにより、消費者被害の未然・拡大防止に努めるとともに、相談体制を強化すること。

(回答)

県では、住民に身近な基礎自治体である市町村における地域協議会設置促進に向けた取組として、市町村の福祉関係部局と連携し、地域協議会設置にかかる課題解決に向けた個別の助言、働きかけを行ったり、意見交換会を実施することで、設置に向けた具体的なフォローを行っています。また、県全域において高齢者、障がい者等を対象とした集中啓発期間を設定し、地域の実情に合わせた啓発の実施を呼びかけるとともに、県作成の啓発資料・物品等の提供を行っています。

7 「闇バイト」を起因とする犯罪への取組について

(要望)

SNS上で実行犯を募集する「闇バイト」による強盗や特殊詐欺が、県内で複数発生している。そのような中、本県では、実行犯を生まないための対策のひとつとして、闇バイトの危険性についての県民への周知等、様々な啓発活動を行っている。

今後も、インターネット分野における周知に注力するとともに、検挙活動の徹底、強盗事件等に安易に加担すれば必ず捕まるという意識の向上等、県民の犯罪被害の防止への取組を強化すること。

(回答)

県警察としては、SNS等の犯罪の実行犯を募集する書き込みへの対応を始め、関係機関・団体と連携し、あらゆる媒体を活用した広報啓発活動を推進し、いわゆる闇バイトの危険性について周知を図ってまいります。

8 道路標示の早期補修について

(要望)

横断歩道等の道路標示の補修については、地域住民からの要望が非常に多く、安全確保のために早急な対応が求められている。

令和5年度に経費を追加した、補修の加速化及び、AI技術を活用した摩擦状況把握により、迅速な補修作業の実現が期待される場所である。

今後も、地域住民の要望に耳を傾け、一層の加速化が必要であるならば、更なる予算を確保し交通安全の確保を図ること。

(回答)

横断歩道等の道路標示の補修については、必要な予算の確保を図るほか、少しでも多く補修できるよう、ライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行に努めるとともに、より速やかな補修に努めてまいります。

9 児童虐待への対応について

(要望)

児童相談所への虐待相談件数が増加を続けている。その中で、警察から児童相談所へ虐待に関連した通知は多く、警察と児童相談所の一層の連携が求められている。

令和5年度に構築される「虐待事案の情報共有システム」により、警察と児童相談所の情報連携が強化され、より迅速に児童の保護や支援が開始されることが期待される。

重篤な事件を未然に防ぐため、虐待が疑われる事案に対する警察の一層の調査や捜査を通じ、児童相談所との連携を強化すること。

(回答)

県警察としては、様々な警察活動を通じて、児童虐待の早期発見、児童の安全確認と安全の確保を最優先として対応していく中で、県内各警察署に配置される情報共有システムを有効活用し、児童相談所との更なる連携を強化してまいります。

県では、平成30年度から県警本部と児童相談所において、全ての虐待事案について共有するなど、連携して対応しています。

現在、県内54警察署全てにパソコンを配備するとともに、より迅速な対応が図られるよう新たな情報共有システムの構築に向けた調整を進めているところです。

国際文化観光・スポーツ

1 県民ホール休館に伴う対応について

(要望)

今回の唐突な令和7年からの県民ホール休館の公表は、丁寧な説明が欠けていたと指摘せざるを得ない。

アンケートでは98%がその存続を求めていることから、あり方検討に当たっては、しっかりと県民意見に耳を傾け進めていくとともに、休館期間等、既定の情報に関しては、早急かつ丁寧に県民に提供すること。

また、休館になっても、特に公益性の高い公演や本県の文化振興に資する公演に関しては、代替ホールの紹介等、本県で継続して公演ができるような対応も講じること。

さらに、現在の指定管理者であり、県の出資法人である神奈川芸術文化財団にとっては、財政的な影響が大きいと考える。今後のあり方については同財団としっかり検討を行っていくこと。

(回答)

県では、事業者や来場者、県民のニーズを把握するとともに、地元横浜市など関係者と調整も進めているところですが、これらを踏まえ、県民ホールのあり方の検討を行い、休館期間等の情報をできるだけ早くかつ丁寧にお示しするよう努めてまいります。

また、休館期間中は、事業者や県民などに代替施設の案内をするとともに、県民ホールの

主催事業を県内各地に出向いて実施するなど、県民の皆様の文化芸術鑑賞機会を確保するよう努めてまいります。

さらに、神奈川芸術文化財団とは今後の文化芸術振興の継続的な取組や効率的な運営などについて検討してまいります。

2 国際社会への貢献と国際交流・多文化共生について

(要望)

国際外交に取り組んできた本県の歴史を鑑み、県として国際社会との交流を進めるとともに、県内民間団体の交流を後押しし国際貢献に努めるとともに、本県に避難してきたウクライナ避難民へは、UNHCRとの連携を含め支援すること。

また、外国籍県民等の増加に伴い、医療や教育、生活の場での多言語支援については、財政措置も含め進めるとともに、互いの文化の違いを理解し受け入れる取組を部局横断で検討すること。

(回答)

県としては、今後も中国・遼寧省、韓国・京畿道など、8つの友好交流地域を中心として国際交流事業を行うとともに、必要に応じて民間団体とも連携し、国境を越えた地域間の交流の促進と友好関係の強化に努めてまいります。

ウクライナ避難民への支援については、避難生活の長期化も想定されるため、県民の皆様の理解を深め、さらなる支援の輪を広げていけるよう、UNHCRなどの関係機関と連携するなど、きめ細かな支援を行ってまいります。

多言語支援については、11言語が対応可能なワンストップ相談窓口である多言語支援センターかながわや県内3か所に設置した外国籍県民相談窓口での対応のほか、医療通訳派遣システム事業による医療通訳ボランティア派遣を行うなど、引き続き、多言語支援に取り組んでいきます。

互いの文化の違いを理解し受け入れる多文化理解促進の取組については、公益財団法人かながわ国際交流財団と連携し、多様な文化や社会的背景の違いを理解する「多文化共生セミナー」の開催や、高等学校等に外国につながるのがある講師を派遣し、若い世代に多文化共生について理解をしてもらう取組などを行っています。今後も引き続き、関連部局と連携し、多文化共生の地域社会づくりを進めてまいります。

3 本県らしい文化振興の推進について

(要望)

県内各地域に伝わる伝統文化の継承や、様々な文化芸術活動を展開している民間文化団体に対しては、財政的な支援や活動の場の提供を進めること。

本県発のマグカルの取組については、いまだ県民に広く周知されていないと言わざるを得ない。その周知に努めるとともに、地域に根差した魅力ある活動の展開に努めること。

(回答)

県では、「マグカル展開促進補助金」により、演劇、ミュージカル、伝統芸能等の文化芸術に係る新たな事業に対して補助しており、令和6年度も、本補助金を継続し、支援が必要な文化芸術団体が活動を継続できるよう努めてまいります。

マグカルの取組については、本県の文化芸術ポータルサイト「マグカル・ドット・ネット」やSNSのほか、年4回発行している「イベントカレンダー」において、情報発信を行うとともに、県内で開催される、県民が幅広く文化芸術に親しむ機会を提供し地域のにぎわいをつくり出す事業を「神奈川文化プログラム」として認証し、認証された事業は「マグカル・ドット・ネット」等に掲載して県が広報するなど、周知等に努めてまいります。

また、本県ゆかりの伝統文化を新しい発想で活用する「カナガワ リ・古典プロジェクト」など、様々な取組で地域に根差した魅力ある文化芸術の展開を推進してまいります。

4 文化・歴史・食・スポーツ等、多様な視点からの観光振興について

(要望)

観光の核づくりはもとより、本県の文化、歴史、食やスポーツ等、多様な視点から観光振興を推進するとともに、アンテナショップかながわ屋を活用した県産品の積極的なPRに努め、神奈川の魅力の発信を推進すること。

特に、サイクルツーリズムやロングトレイル、今回初めて取り組む東海道を活用した観光等、新たな視点からの観光ルートの創出に取り組むこと。

(回答)

本県の歴史、食、スポーツ等の豊富な観光コンテンツを、多様化する観光客の嗜好に合わせてプロモーションすることで観光振興を推進するとともに、アンテナショップかながわ屋において、かながわの名産100選をはじめとした多様な県産品を販売することで、神奈川県魅力の発信します。

また、スポーツを通じた地域活性化に向けて、サイクルツーリズムなど海、山、川といった本県の豊かな自然環境を活かしたアウトドアスポーツツーリズムを推進してまいります。

5 オーバーツーリズム等、観光の新たな課題への対策について

(要望)

急激で過度な観光客の増加により、周辺住民の生活や環境に多大な悪影響を及ぼすオーバーツーリズムが社会問題化している。当該市町村と連携し、その対策に努めること。

また、インバウンド需要等が回復しても、長引いたコロナの影響でホテルや旅館、飲食店での人手不足も深刻化している。雇用関係部局と連携し、人材確保の取組を検討すること。

(回答)

オーバーツーリズムは、地域により実情や要因が異なることから、それぞれの地域の状況を丁寧に把握し、県として、広域的な観点から対策を検討することが重要です。具体的には、

観光客によるマナー違反等が地域住民の生活に悪影響がある場合は、地元市町村の意向を踏まえて、県の観光情報サイト等で、マナーの啓発・改善を多言語で呼びかけるとともに、観光データを活用して、観光地の時間帯別の混雑状況の分析や、観光客の分散化を促す周遊ルートの検討を行うなど解決策についても研究していきます。

人手不足については、宿泊施設等に対してアンケート調査やヒアリング調査を実施するなど、観光事業者の状況を丁寧に聞き取りながら地域の実情に応じた支援方法を検討してまいります。

6 生涯を通したスポーツ振興の推進について

(要望)

見直しのあった「スポーツ推進計画(エンジョイ・スポーツ! かながわプラン)」に沿い、子どもからシニアまで生涯を通したスポーツの場と機会を県民に提供するべく施策を進めるとともに、神奈川育ちのアスリートの早期発掘、育成等にも取り組むこと。

また、ねんりんピックかながわの開催で蓄積した経験を活かし、シニアスポーツの更なる推進に取り組むこと。

(回答)

令和5年3月に見直しを行った「神奈川県スポーツ推進計画」に基づき、誰もが生涯を通じてスポーツ活動を楽しめる社会の実現に向けて、ライフステージに応じたスポーツ活動の場や機会の提供や充実、スポーツ関係団体と連携したジュニア世代からのアスリートの育成や強化等に取り組んでまいります。

また、ねんりんピックへの選手派遣や「かながわシニアスポーツフェスタ」の開催など、シニアスポーツがより活発に行われるよう、今後も推進してまいります。

7 かながわパラスポーツの推進について

(要望)

「かながわパラスポーツ」の理念に基づき、ボッチャやモルック等、誰もが一緒に楽しめるパラスポーツの普及に取り組むとともに、県立スポーツ施設のバリアフリー化など、障がい者がスポーツに親しめる環境整備にも努めること。

(回答)

県では、「かながわパラスポーツ」の理念に基づき、「かながわパラスポーツフェスタ」の開催やパラスポーツ用具の貸し出しなど、パラスポーツの普及に取り組んでいます。また、車いすでの競技が可能なアリーナや、視覚障がいの方が競技しやすいように防音構造が施されたパラスポーツフロアを設置するなど、障がい者スポーツの拠点として令和2年度に善行にある県立スポーツセンターを再整備しました。

今後も、引き続きパラスポーツの普及に取り組むとともに、県立スポーツ施設の実情やニーズを踏まえながら必要な改善を検討してまいります。

環境農政

1 農業の担い手確保について

(要望)

人口減少・高齢化が深刻化するなかで、農業分野における担い手が減少しており、地域の実態に即した多様な担い手に対する施策の確立と予算の確保が求められる。一方、「新規就農者育成総合対策」における就農時年齢は49歳以下であることや、「産地生産パワーアップ事業」は面積要件等があり、対策事業利用の意向があっても要件を満たせず断念せざるを得ない状況にある。

かながわ農業の担い手である家族・小規模経営体に加え新規就農者・定年帰農者が将来に渡り安心して農業経営が継続できるよう、本県の生産現場の実態を踏まえた農業施策の確立と予算を確保すること。

また、障害者雇用創出の一環として農業分野での就業が期待されている。そこで、担い手を必要としている農業経営者と就労支援事業所が連携・協力する、いわゆる「農福連携」を推進すること。

(回答)

新規就農者については、就農初期からの資金面や技術面等の支援を行うとともに、経営発展段階に応じた経営改善等を体系的に支援しています。

新規就農者育成総合対策については、必要とする予算の確保に努めるとともに、定年帰農者への支援を可能とするため、50歳以上も交付対象とするよう要件の緩和を、国へ令和5年9月に要望いたしました。

「産地生産パワーアップ事業」については、農地面積に限りがある都市農業では、国庫事業の面積要件を満たすことが難しいことから、都市農業の実態に配慮した採択要件等について、令和5年9月21日に国に要望いたしました。今後も国の施策・事業の動向を注視するとともに、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

なお、国の「強い農業づくり総合支援交付金」では、都市近郊地域において、施設野菜や施設花きの栽培面積要件の緩和措置が講じられていますので、窓口である市町村に御相談いただき、これらの支援策についてもご活用ください。

農福連携については、かながわ農業アカデミーにおいて、農業に新規参入を検討している障害福祉サービス事業所の職員を対象に、農業の基礎知識を学ぶ研修「新規就農者育成研修（農福連携コース）」を実施するとともに、障害福祉サービス事業所や農業者等を対象に農福連携セミナーや相談会を実施し、かながわ農業アカデミーや農業振興課から農業参入制度の概要、農作業上の留意点について説明しているほか、農福連携に取り組む福祉事業所や農家による取組事例を紹介しています。

また、農業者側の課題として、経営規模が小さく、障がい者が働きやすくなるような作業の単純化がしにくいことが挙げられるため、このことについて関係団体の意見を聞きなが

ら、都市農業に適した農福連携の在り方を検討しつつ、「農福連携マッチング等支援事業」に既に取り組んでいる市町以外へ横展開を図り、県内の農福連携を推進してまいります。

2 農業用温室の取り扱いについて

(要望)

農業用の温室（ガラス・ビニール）について、建築基準の適用を受けず、建築確認が不要の扱いとなっている県もあるが、本県では平成25年4月1日付の県土整備局建築住宅部建築指導課「建築物として取り扱わないビニールハウス」の県所管区域における取扱いについて」に基づき建築物として取り扱うことを前提とし運用されている。

令和5年3月に策定された「かながわ農業活性化指針」において、生産性の高い農業を実現するため、スマート技術等を積極的に導入するとされる中、最新のスマート農業技術を活かした近代的農業用ハウスや農作物栽培高度化施設の導入は今後必要不可欠と考えられる。

そこで、農業用温室については現行取扱いを見直し、一定要件下での建築確認の必要性を見直すこと。

(回答)

ビニールハウスについては、住宅や店舗などが近接する場合もある本県において、近隣の住環境への影響なども考慮して、一定の制限を設けています。

平成17年から、ビニールハウスのうち、「骨組みの上部を覆ったフィルム状のビニールが容易に脱着できるもの」、「不特定多数の利用がないもの」、「最高の高さが5mを超えないもの」、そして「水平投影面積が3,000㎡を超えないもの」については、建築物として取り扱わないこととしました。

その後、農業技術の変化に伴い、県が建築確認を所管する区域では、平成25年に、最高の高さの制限を5mから8mへ、また、スケールメリットを発揮するため、水平投影面積については3,000㎡から5,000㎡へと要件の見直しを行いました。

しかし、本県において、新規参入を希望する企業や一部の自治体から、より軒高で大型のハウス設置の要望が出ていることから、安全性を確保するための要件を検討し、対象地域を限定することなどで近隣への影響に配慮しつつ、高さや面積の上限については全面的に廃止する方向で早急に取扱いの見直しを行ってまいります。

3 磯焼け対策について

(要望)

磯焼けは全国的に拡大しており、アワビ等の有用水産資源が大幅に減少している。国事業（水産多面的機能発揮対策事業）による磯焼け対策事業はあるものの、補助金支出による地域漁業者の藻場保全活動の推進が主であり、限られた時間と人数のため、根本的な解決には至っていない。

本県においても、令和5年度から早熟カジメの量産施設の整備を行うなど、藻場再生に取

り組んでいるが、各地域の漁業者等が活動の主体であるため限界がある。

そこで、磯焼け対策に当たっては、県が主体となり、藻場の造成事業を実施すること。

(回答)

県では、磯焼け対策の一環として、成熟の早い早熟カジメや、海水温が高くても育つホンダワラ類の培養技術を開発し、令和5年10月に「早熟カジメ」の種苗を大量に生産する設備を整備し、令和6年度から大量生産を行い、海域での育成を進めていきます。

また、マリーナ事業者と連携し、藻場を相模湾一帯に拡げ、ベルト状につなげる「ブルーカーボンベルト」の取組を進めています。

さらに、将来の大規模な藻場造成に向けて、漁港施設などを利用した藻場の造成等に取り組んでいきます。

4 鳥獣被害対策の推進について

(要望)

近年、本県の広範囲に渡る、かつ、様々な種類の鳥獣による被害が報告されており、対応が急務である。以下、個別に要望する。

ニホンザルの県境を往来する群れについては、農業被害や生活被害は減少していない。被害防止のため抜本的かつ具体的な対策を、全頭捕獲を含め検討すること。

カラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、タイワンリスについては、個体数が増加し、農業被害が増大している。個体数を減らすための効果的・抜本的な対策とともに、駆除のための経費補助策を講じること。

イノシシについては、高い繁殖力により生息分布が拡大し、農作物被害や農地崩落等の被害は甚大である。個体数全体の減少を考慮した捕獲強化対策を講じること。

スクミリンゴガイについては、繁殖力が非常に高いため、個人による駆除は困難であり、地域全体で対策を講じる必要があることから、県の主体的な体制づくりと対策の実施をすること。また、農薬や対策資材購入への補助を行うこと。

ヤマビルについては、農林業従事者はもとより一般住民や観光客も被害にあっている。新たな捕獲・駆除技術の研究を国・民間研究機関等に依頼するなど、撲滅を前提とした抜本的な対策を講じること。

(回答)

ニホンザルの県境を往来する群れについては、本県ではニホンザルの特性に応じた取組を位置付けた管理計画をもとに対策を実施してきましたが、近隣都県と連携して効果的な取組を行うため、「東京都、山梨県及び神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議」において、今後も相互の対策内容等について情報交換等を行ってまいります。

なお、これまで、「神奈川県ニホンザル管理計画」に基づき、「適正配置とするための群れの除去」や「管理困難な群れの除去」として、必要に応じて群れ全頭の捕獲も実施しており、令和5年度からは、山梨県、東京都境に生息するK4群全頭を捕獲する計画としております。

カラス、ハクビシン、タヌキ、アライグマ、タイワンリス（クリハラリス）については被害が発生している地域の関係者による主体的な取組が効果的であるため、引き続き、地域における対策の実施に当たって、県かながわ鳥獣被害対策支援センターの職員が現地に赴き、対策に関する情報提供や、効果的な対策の提案など、技術的支援を行っていくとともに、市町村事業推進交付金により財政的支援を継続してまいります。

なお、特定外来生物であるアライグマ、タイワンリス（クリハラリス）については、広域的な観点から、市町村と連携して「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく防除に取り組んでまいります。

イノシシについては、「第2次神奈川県イノシシ管理計画」に基づいて、集落環境整備、防護対策、捕獲を基本とする地域ぐるみの対策を市町村等と協力して推進しています。捕獲強化対策については、増加する鳥獣被害に対する緊急対策として、ニホンジカ、イノシシを対象とした捕獲奨励補助金を、令和3年度から令和5年度までの時限を定めて実施し、この間、被害額は減少するなどの成果はあがったものの、依然として高水準にあることから、今後、効果検証を行うとともに、捕獲がより円滑に進む取組を検討してまいります。

なお、イノシシの捕獲において、豚熱対策の一環として防疫対策が求められるようになるなど、捕獲の担い手の負担が増加しているため、捕獲の担い手支援の観点から、令和6年度についてはイノシシを対象とした捕獲奨励補助金を継続していきたいと考えています。

スクミリングガイについては、被害防止効果を検証するための実証試験を行い、総合防除体系などを取りまとめた「スクミリングガイ防除対策マニュアル」を令和4年3月に作成し、相模川や酒匂川などの水系ごとに市町村やJAと情報交換を行い、発生状況を把握するとともに、対応について周知してきました。また、関係機関が協力して効果的な対策を行うため、必要に応じ地域の情報交換会を開催しております。財政的支援については特に検討しておりませんが、今後も、マニュアルや試験結果を活用した技術指導、及び必要に応じ地域の情報交換会を開催し、防除対策の一層の普及に努めてまいります。

ヤマビル対策については、県かながわ鳥獣被害対策支援センターで、ヤマビルの生息域を拡大しているシカ、イノシシ等への地域ぐるみでの対策を支援することを通じ、ヤマビルの生息域拡大の防止に努めてまいります。撲滅を前提とした対策を行うことは考えておりませんが、県試験研究機関等が行った共同研究の成果を踏まえ、吸血被害を防ぐ方法を始めた被害対策について、引き続き普及啓発に努めてまいります。

なお、令和5年度には、相模原市緑区青根地区において、鳥獣を集落周辺に寄せ付けない地域ぐるみの対策を実施する中で、草刈りなどを行うことでヤマビル防除の効果を高める実証実験を、県かながわ鳥獣被害対策支援センターが技術的に支援しております。

5 プラスチックの資源化と海洋ごみ対策について

(要望)

海岸ごみの約7割は河川等を通じて流出したごみであるといわれており、プラスチック

ごみにより深刻化する海洋汚染への対策は急務である。

海岸及び河川の主な管理者である県が率先してごみの回収を行うとともに、県が主となって、「かながわクリーン運動」の一環として県内の沿岸市町及び河川上流域市町村に河川の一斉清掃を呼びかけること。

また、「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に基づく製品プラスチック再資源化に係る経費負担についても、市町村の負担軽減とともに、容器包装プラスチックと同様、製造事業者も負担する仕組みとなるよう、国へ働きかけること。

(回答)

河川から海にプラスチックごみが流れ出ることを防ぐためには、ごみの発生源である街全体で日頃からごみを拾う、そしてごみをポイ捨てさせない取組が重要と考えています。

県では、令和5年3月に策定した「神奈川県プラスチック資源循環推進等計画」により、「クリーン活動の拡大等」を推進しており、海岸はもとより河川においても、より多くの県民や企業が美化活動に参加していただくよう、自治体や企業・各種団体に美化活動等の実施の呼びかけを行っています。

また、製品プラスチックの再資源化に係る市町村の経費負担を軽減する施策を講ずること及びプラスチック使用製品関連業者が、プラスチック使用製品廃棄物の再資源化に責任を負うよう、容器包装プラスチックと同様、「拡大生産者責任」を導入することについては、引き続きあらゆる機会をとらえて国に対して要望してまいります。

なお、県としましては、市町村に対し、今後も分別収集物の再商品化等に必要な技術的援助に取り組んでまいります。

6 脱炭素社会の実現に向けた取組について

(要望)

令和3年に「地球温暖化対策推進法」が改正され、これに伴い本県は、令和4年3月に「神奈川県地球温暖化対策計画」を改定し、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現を、本計画の長期目標として位置づけた。

脱炭素社会の実現のためには、ペロブスカイト太陽電池等、再生可能エネルギーや、ZEB・ZEH、EV・FCV自動車等の普及をはじめとする新技術の開発・活用及び、国や市町村、民間との協力が不可欠であることから、技術の不断の研究・開発・普及に努め、民間事業者や団体等と連携を図ること。

(回答)

県は、2030年度までに県内の温室効果ガス排出量を2013年度比で50%削減する目標の達成に向けて、現在、「神奈川県地球温暖化対策計画」の改定作業を進めています。

また、県は脱炭素化に資する新たな技術等の実用化に向け、研究開発や実証等を支援しているほか、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所において、新技術の開発における技術的課題の解決に向けた支援等を行っています。

なお、次世代型太陽光電池として期待されているペロブスカイト太陽電池に関しては、実用化に向けた技術開発、実証及び情報発信について、民間事業者と連携協定を締結しており、今後、民間事業者と連携しながら実用化に向けて取り組んでまいります。

7 カーボンニュートラルに向けた運輸・地域交通部門への支援について

(要望)

国では、2050年カーボンニュートラルに向け、物流・人流における省エネ化や非化石燃料の利用拡大に資する、事業用のトラック・バス・タクシー等への次世代自動車への切替を求めており、現下の燃料価格高騰と併せて、県内のトラック・バス・タクシー事業者にとって、事業継続上の大きな課題となっている。

そこで、これらの事業者が取り組む電動車及び充電設備の導入等について、国とも連携支援を構築するなど、2050年カーボンニュートラルに向けた、運輸・地域交通のグリーン化の取組を支援していくこと。

(回答)

人流・物流のゼロカーボン化を促進するため、県では、令和4年度からバス・タクシー事業所への急速充電設備の整備に対する補助を、令和5年度から旅客・貨物自動車運送事業等に用いるEVの導入や普通充電設備の整備に対する補助を実施しています。

令和6年度もこれらの補助を継続し、引き続き旅客・貨物自動車運送事業者等のゼロカーボン化の取組を支援していきたいと考えています。

8 水源環境保全・再生施策の継続について

(要望)

本県では、平成19年度から20年間を全体計画期間とする「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」を策定し、水源環境の保全・再生に取り組んできたが、この取組も令和8年度に最終年度を迎える。

将来に渡り良質な水の安定確保という目的は重要なことであることから、令和9年度以降も、それぞれの地域の実情に合った水源環境の保全・再生施策が推進できるよう方向性を示すこと。

(回答)

県では、県民生活を支える良質な水を、将来にわたり安定的に供給するため、間伐等の森林整備や自然浄化機能を高める河川整備など、水源環境保全・再生施策を16年にわたり取り組んできました。

その結果、森林の緑のダムとしての機能が回復し、モニタリング結果でも水質の改善が図られるなどの効果が現れています。

一方、昨今の集中豪雨による自然災害など、施策開始当初には想定できなかった課題が生じてきています。

県としては、これまでの取組により回復した、「かながわの水源環境」が施策開始前の状態に戻らないよう、良好な状態を維持していく必要があると考えています。

大綱期間終了まで3年余りありますが、令和5年度末には、有識者等で構成する県民会議から、施策の総合的評価と大綱期間終了後に向けた意見が提出される予定です。

今後、県民会議からの評価等を踏まえ、また、県民の皆様や県議会、市町村等の御意見をしっかりと伺いながら、県としてこれまでの取組を検証し、令和6年度以降、財源のあり方も含め、施策の方向性を整理していきます。

厚生

1 コロナ対応について

(要望)

新型コロナウイルスにおいて、感染症法の位置づけが「第5類」に移行された後も、医療機関への影響は甚大である。

引き続き、医療提供御体制の整備に向け、公立病院をはじめとする医療機関の体制強化を図るとともに、過重労働の解消やメンタルヘルス対策等の労働安全衛生対策を強化すること。

(回答)

県では、令和5年度中に「第8次保健医療計画」を策定することとしていますが、従来から計画に位置付けている救急医療などに加え、新たに計画に位置付ける新興感染症対策にも取り組むなど、時代の変化に対応した体制を構築していきます。

また、神奈川県医療勤務環境改善支援センターを通じて、各医療機関における医療従事者の労働管理の適正化、勤務環境の整備、医師の業務のタスク・シフト／シェアの促進等を支援するとともに、県としても地域医療介護総合確保基金による補助メニューを活用し必要な支援を行っていきます。

2 定期予防接種の充実について

(要望)

骨髄移植等の医療行為により、免疫を消失された方に対する予防接種の再接種を、予防接種法上の定期予防接種に位置づけること。

また、全ての定期予防接種に係る経費は、地方交付税措置ではなく、全額国庫負担にするなど、市町村間で費用負担の格差が生じることがないように、適正な財政措置を講じること。

(回答)

本県では、これまでも骨髄移植等により抗体が失われた方が行う再接種について、定期接種化を図ることに関する要望を行っており、令和6年度「国の施策・制度・予算に関する提案」においても要望しました。

また、全国衛生部長会においては、これまでも定期予防接種にかかる費用について全国一

律に予防接種が推進されるよう全額国庫負担とすることについて要望を行っており、令和6年度「衛生行政の施策及び予算に関する要望書」においても要望しました。

今後も国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけを検討してまいります。

3 地域医療の充実について

(要望)

地域間における医療資源の偏在は深刻であり、地域医療体制の維持について、一次医療圏である市域で解決することは困難である地域もある。特に救急医療体制の整備については、医療資源が脆弱な地域ほど地域間での調整が難しく、広域的な観点からの整備を行う必要がある。

安心で質の高い医療サービスの安定的な提供を行い、地域の実情に応じた医療体制の確保や医師が不足する病院等の経営基盤の安定化を図るため、医療環境の整備や現存の地域医療介護総合確保基金を更に活用できる制度とする等、地域医療体制の維持に向けた十分な財源措置を講じること。

(回答)

地域医療介護総合確保基金は、地域医療構想の実現に向けた「効率的かつ質の高い医療提供体制の構築」と「地域包括ケアシステムの構築」のために活用するものであり、今後も引き続き、地域医療介護総合確保基金計画に位置付ける事業アイデアの募集を行うなど、地域の皆様の御意見も踏まえながら、目的に即した効果的な活用に努めてまいります。

4 中小医療機関における看護師の継続教育に係る仕組みづくりと財政措置について

(要望)

看護職が、多様化する県民の健康上のニーズや最新の医療に対応し、より質の高い看護を提供していくためには、高度な専門的能力を持ち、免許取得後も様々な機会を利用し、その能力の開発・維持・向上に努めていくことが重要である。一方、県内の中小の医療機関や訪問看護ステーション等では、独自に研修体系を構築することが難しく、新人教育や継続教育が十分に行われていない現状にある。

そこで、こうした中小医療機関等で働く看護師に対する教育研修が効果的に実施できる仕組みの構築と、それに伴う財政措置を講じること。

(回答)

県として、看護の質の担保のため、新人教育や継続教育の重要性のほか、中小の医療機関や訪問看護ステーション等における研修実施の困難さについても、課題として認識しています。

そのため、新人看護職員研修事業費補助においては、医療機関受入研修事業として、採用規模が小さく、独自にOJT研修を実施できない病院等の新人看護職員研修を受け入れる場合に、必要な経費の一部を支援しています。

また、教育支援ステーション事業費補助において、他の訪問看護ステーションに勤務する看護師を受入れる「教育支援ステーション」の機能を果たす訪問看護ステーションに対し、その経費の一部を補助しています。

県は今後、県看護協会と連携し、中小医療機関等における看護継続教育の実態を把握するとともに、課題の解決策について検討してまいります。

なお、訪問看護ステーションについては、経営安定化と看護の質の向上のため、訪問看護ステーションの規模拡大を支援する事業についても、「在宅医療協議会訪問看護部会」において検討しています。

5 医師の働き方改革による受診行動の変化を知らせるための広報について

(要望)

「医師の働き方改革」の施行が、令和6年4月と迫っているが、その施行により大学勤務医の診療応援が制限された場合、地域の医療機関に対して派遣されている医師の引き上げ等により、地域医療提供体制の確保が困難になる恐れがあり、事前に県民に対して変更に係る受診方法の周知を実施する必要がある。

知事、県医師会長、県病院協会長等との連名により、夜間、休日等救急医療体制の変更による県民の受診時の混乱を避けるための共同メッセージを、「県のたより」等で発信し、医療提供体制の変更に伴う受診方法の必要性を周知するとともに、県民への理解を求めると。

(回答)

医師の働き方改革について、令和6年4月から勤務医の時間外労働規制が適用開始となること、地域の救急医療等の提供体制に支障を生じさせないためには、国民一人一人が医師の働き方改革の趣旨を理解の上、適切な受診行動を選択する必要があります。

こうしたことから、県では、意識啓発活動について国が主体となって全国的に行うなど、大胆かつ強力に行うよう国に要望し、国では、12月に設置された特設サイト等を通じた広報が行われているところです。

県としても、国が実施する広報と歩調を合わせながら、県のたよりや県公式SNS等において、県民に対する県独自の広報を行っていますが、御要望いただいた共同メッセージの発信も含め、より効果的な広報を検討してまいります。

6 こども家庭センター設置に向けた支援の拡充及びヤングケアラーに対する支援体制の構築について

(要望)

令和6年度のこども家庭センター設置に向け、子育て世帯の包括的な支援体制及びきめ細かな相談体制を構築できるよう、人材の育成に努めるとともに、国等の負担率を上げるなど、財政措置を拡充すること。

また、こども家庭センターにおいて支援を行うとされているヤングケアラーについては、制度上の定義、支援を行う際の個人情報の取り扱い、支援を熟知した人材の育成等、支援体制の構築に必要な事項について法整備を含めた対策を講じること。

(回答)

こども家庭センターについては、全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会を通じて、「全市町村での設置を促進するとともに、その機能強化を後押しするため、サポートプランの作成といった新たな業務に対応する専門人材の確保・育成に必要な財政措置の強化」を講ずるよう、国に対して要望しています。

また、ヤングケアラーの支援体制の構築に必要な事項に係る法整備を含めた対策については、国に対して、法令上にケアラー・ヤングケアラーが真の対象であることを明確化するとともに、国・都道府県・市町村の役割分担についても明らかにするよう求めています。また、福祉・介護・医療・教育との連携や声を上げやすい環境づくりに向けた財政的支援についても拡充するよう、国に要望しています。

7 社会的弱者への支援拡充について

(要望)

子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるよう、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国へ働きかけること。

また、国の制度創設までは、県独自で、小児医療費助成制度の対象年齢を中学校卒業まで拡大、小児医療費助成・重度障害者医療費助成・ひとり親家庭等医療費助成の各制度の無償化、精神障害者2級の入院・通院までの助成拡充に取り組むこと。

(回答)

小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「関東地方知事会議」や「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。今後も国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

また、小児医療費助成制度の補助対象年齢の拡大や、同制度及び重度障害者医療費助成制度、ひとり親家庭等医療費助成制度の無償化についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討してまいります。

なお、重度障害者医療費助成制度の精神障がい2級の方への対象拡大については、県では、医療費助成制度の対象の拡大だけに限らず、精神障がい者の生活実態を、より詳細に把握する必要があると考え、令和3年度に調査を実施しました。こうした調査結果を踏まえ、県では、精神障がい者への支援の充実を図っていきたいと考えています。

8 保育士の確保及び処遇改善について

(要望)

県内自治体間で格差を生じさせないよう、対象となる全ての保育士等に十分な処遇改善がいきわたる制度とするよう国に働きかけるとともに、保育士給与の上乗せ補助等の県独自の処遇改善を図ること。

また、子ども・子育て支援法に基づく保育対策協議会等による潜在保育士の就労を促進するなど、県内の人材確保に向けた積極的な取組を行うこと。

(回答)

県は、これまで、保育士の処遇改善は、自治体間の更なる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものであると考え、国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇改善について要望してきており、国が処遇改善の取組を始める前の平成24年度と比べると、令和5年度までの11年間で約18%の賃金引上げが実現しました。

また、保育対策協議会において、保育士確保策について市町村と協議した結果を踏まえて、潜在保育士の復職を促進するための短時間保育士雇上事業費補助や養成施設の学生の就職を促進するための養成施設就職促進事業を実施しており、令和5年度は、近隣市町村の合同による就職相談会を2地域で開催しています。

今後も、処遇改善も含めた保育士確保の取組について国へ要望するとともに、市町村と協議しながら、取組を進めてまいります。

9 介護福祉人材の確保について

(要望)

職員の定着、育成を図るためには、福祉の仕事に見合う給与体系、研修体系、キャリアパスの構築が必要である。

介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算・介護職員等ベースアップ等支援加算の増額、対象職種の拡大、事務（処遇改善計画書・実績報告書）の簡素化、法人の柔軟的な運用を図ること。

基本報酬については、物価上昇率や人事院勧告が連動する仕組みの構築を国に働きかけるとともに、県独自の支援を実施すること。

(回答)

県としても、介護職員のキャリアパスの整備を促進し、介護人材の資質の向上や処遇改善に繋がっていくことにより、介護人材の確保・定着に向けた取組を促進することができるものと考えています。そこで、意欲、能力に応じてキャリアアップを図り、キャリアに応じた役割を担うことができるようにするため、人材層ごとの機能、役割の明確化と、それを裏付ける教育・養成体系を早急に整備することについて、国に働きかけを行っています。

また、介護職員の処遇改善については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を受け、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置として、賃金を

2%程度、月額で約6,000円を引き上げる補正予算が決定されたところです。

また、令和6年度報酬改定において、介護職員のベースアップへ確実につながるような加算率の引き上げや、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう、現行の3つの処遇改善に係る加算の一本化などが行われる見込みです。

本県においても、介護職員の慢性的な不足の状態が続いており、その要因として賃金水準の低さが指摘されており、職員の確保、定着に向け、賃金改善のための更なる報酬の引上げについて、引き続き、国の動きを注視し、必要に応じて国に要望してまいります。

さらに、介護職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、賃金改善を目的とした加算を確実に取得できるよう、社会保険労務士を派遣するなど、引き続き支援を行っています。

今後も、国の動向を注視し、必要な要望を行ってまいります。

10 障がい福祉における訪問系サービスの市町村超過負担に係る支援について

(要望)

今後、障がい者の地域生活を支える訪問系サービスの利用が多い市町村では、超過負担が懸念されるため、市町村に対する国庫負担上限を撤廃するなど、国庫負担基準制度の見直しが急務である。

軽減策として、国では、超過額の一部を補助する「重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業」を設けている。しかし、この制度を活用するためには都道府県において補助事業を実施することが前提となる中、既に3分の2にあたる都道府県では本事業を実施しているものの、本県では実施されていない。

県内市町村に過度な負担を負わせないために、本県においても、速やかに本事業を実施するなどの措置をとること。

(回答)

障害福祉サービスのうち重度訪問介護などの訪問系サービスについては、国において負担上限額を設けられており、これを超過した額については、全額が市町村負担となる超過負担が発生することから、本県としても深刻な問題であると認識しています。

そのため、この超過負担に対しては、「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案で、国に上限額の仕組みの見直しを要望しており、引き続き、国に要望してまいります。

一方、市町村の超過負担の状況などを踏まえ、重度訪問介護等の利用促進に係る市町村支援事業について、令和6年度で所要の措置を講ずることといたしました。

11 児童虐待の防止の強化について

(要望)

児童虐待は、「子どもの最善の利益」の視点に立った取組を進めることが必要である。そのためにも、オーバーワークを防ぐための児童相談所の増設、人員の増員・資質の向上を図

るとともに、児童虐待の予防的な取組や機能強化を行うこと。

また、虐待リスクの高い家庭を把握しやすい立場にある市町村と連携し、虐待防止に向けた体制の充実を図るとともに、市町村が設置している相談窓口等を支援すること。

その際に、リアルタイムで情報共有できるシステムが構築されるよう、県としても、市町村に対して一層働きかけを行い、情報の共有を推進すること。

(回答)

平成28年5月の児童福祉法改正により、虐待相談対応件数等に応じた児童福祉司の配置基準が法定化されたことから、配置基準を踏まえた増員を図るとともに、児童福祉司の研修が義務化されたことを受け、児童福祉司の任用前・任用後の研修を行うなど専門性の強化に努め、児童相談所の体制強化を図っています。

また、市町村や関係機関との連携強化の推進を図ることを目的に、令和5年7月から、大和市との間で「虐待対応連携協働モデル事業」を実施しており、週2日、児童相談所の児童福祉司が大和市の児童相談窓口に出向き、児童相談所や市が受けた虐待通告を受理する段階から市と児童相談所で一緒に対応しています。

通告を受理する際の会議は、県のモバイルパソコンを活用し、オンラインにより、児童相談所と市が同時に参加し、対応等に関する打合せを行っています。

12 パートナーシップ宣誓制度の県域利用について

(要望)

性的マイノリティをはじめとする性の多様性への理解を深め、差別や偏見のない自分らしい生き方ができる社会の実現を目指し、県下全ての市町村でパートナーシップ宣誓制度を導入している。

しかし、各市の制度は、宣誓できる者の要件や受けられる行政サービスが異なるほか、市町村間で協定を結んでいる場合を除き、宣誓した二人が転出した際、新しい住民登録地で再度宣誓する必要があり、継続的に利用できるケースが少ない。

ともに生きる社会かながわ憲章の理念に矛盾することのないよう、そして、継続的にパートナーシップ制度の行政サービスが受けられるようにすべく、県としてもパートナーシップ制度を導入すること。

(回答)

県としては、当該制度は婚姻届の受理をはじめ、住民登録や戸籍の事務を取扱う市町村において行われることがふさわしいと考えており、全市町村がパートナーシップ制度を導入している中で、県としてパートナーシップ制度を導入する必要はないと考えていますが、市町村間で連携が広がることは、当事者や市町村の負担軽減になると考えており、引き続き、「性的マイノリティ支援に係る県・市町村連絡会議」において、市町村の意見をしっかりと聞きながら、市町村間の連携が進むよう、取り組んでまいります。

13 子どもの貧困対策及び生活困窮者支援について

(要望)

子どもの貧困を解消するために、ひとり親世帯の就労や経済面で環境整備支援、生活困窮者や生活保護受給者への就労支援、児童扶養手当をはじめとした子育て世代への経済的支援の拡充を国へ働きかけるなど、総合的施策を講じること。

また、住居を持たない生活困窮者への支援として、一時的な宿泊場所の提供、自立相談支援事業の実施、生活困窮者自立支援制度の周知徹底等、総合的な実施体制を整備すること。

(回答)

ひとり親世帯への経済的支援の拡充については、児童扶養手当の増額及び所得制限限度額の引上げ、多子加算額の増額及び支給額逡減措置の撤廃、年度途中の家計急変世帯への特例措置の創設を、全国知事会を通じて国へ働きかけています。

また、ひとり親世帯への就労支援については、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて就業相談、就業支援講習会等を実施しており、引き続き、丁寧に相談者に寄り添った支援を続けていきます。

さらに、一時生活支援事業や地域居住支援事業など、住まいに係る支援の取組が各市に広がるよう、県は、生活困窮者自立支援制度担当者会議等を通じて、取組事例の紹介や共同実施の働きかけを行うとともに、県内各地域の自立相談支援機関相談窓口を、ホームページやチラシで広く周知していきます。

産業労働

1 女性も男性も活躍できる労働環境に向けた取組について

(要望)

国は本年6月、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2023（いわゆる女性版骨太の方針2023）」を決定し、女性活躍推進に向けた対応策を幅広く示し、ライフイベントとキャリア形成を両立できる環境づくりで女性の就業継続を支援することとしたが、この方針に沿い、本県としても施策展開を行うこと。

また、男女ともに働きやすい環境を創出するために、女性役員比率の拡大や出産、子育て環境の充実等の視点を、企業誘致の際に盛り込むこと。

さらに、多様な働き方の中で、テレワークの推進に向け、サテライトオフィス整備や中小企業への支援等に取り組むこと。

(回答)

県では、女性のキャリア形成支援のため、女性管理職育成セミナーや女性のための初期キャリア形成支援セミナー等も実施しています。また、子どもの頃の早い時期から男女共同参画への意識を育むとともに、固定的性別役割分担意識にとらわれず個性と適性に応じた人生設計を行うことができるよう、ライフキャリア教育の推進に取り組んでいます。

県の企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」では、立地を支援する企業に対して、女性

社員の積極的な登用などを努力義務として求めています。「セレクト神奈川NEXT」の取組期間は令和6年3月31日までとなっていますが、令和6年度以降も企業誘致の取組を継続し、次期企業誘致施策においては、女性管理職の登用のほか、男性社員の育児休業取得率向上などの取組も支援する企業に求め、取組を進めてまいります。

また、県では、誰もが多様で柔軟な働き方ができる職場環境づくりの促進に取り組んでいます。テレワークは、男女を問わず、子育て世代や介護を必要とする家族がいる従業員、高齢者など、働く時間や場所などに制約のある人材の通勤に掛かる負担を軽減し、就業を継続できる働き方の一つとして推進してきました。引き続き、中小企業のテレワーク導入に向けたアドバイザー派遣やセミナーの開催等に取り組み、多様な働き方ができる職場環境の整備に向けた取組を促進してまいります。

2 中小企業や個人事業主も含めた小規模企業の事業承継支援について

(要望)

県内企業の昨年度の後継者不在率は66%と全国平均の57.2%を大きく上回り、関東県内では最も高い状況になっている。

近年、非同族への事業承継が広がりを見せている中、後継者不足による廃業をできる限り減らすために、事業承継補助金等の手厚い支援を引き続き行い、利用拡大に向けての周知・広報の強化や、金融機関・専門家団体といった様々な団体との連携等、事業承継の促進に向けて、取り組むこと。

(回答)

県では、中小企業の事業承継に係る費用を補助しているほか、(公財)神奈川産業振興センターが運営する「事業承継・引継ぎ支援センター」の取組を通じ、総合的な支援を行っています。令和6年度も、引き続きこうした取組を継続していくとともに、支援機関と連携し、円滑な事業承継を促進してまいります。

また、県中小企業制度融資の「事業承継関連融資」において信用保証料を補助するなど、引き続き、事業承継を金融面からも後押ししてまいります。

3 かながわPayについて

(要望)

キャッシュレス・消費喚起の「かながわPay」の支払サイトは、月末締め翌月末に振込となっており、振り込まれる期間が最長で2ヶ月間空くことになる。そのため、現金仕入れをしている零細事業者にとって加盟しづらく、事業者によっては現金が不足するケースも生じている。

今後、かながわPayのような支援策を実施する際には、支払サイトを短くし、月2回の振込にする等、事業者の資金繰りにも配慮した仕組みとすること。

(回答)

かながわP a yは、本来は個別対応になってしまう決済サービスの売上情報を取りまとめ、各決済サービス事業者からの入金揃ってから加盟店に売上金を振込む仕組みとなっていることから、月末締め翌月末に振込みとなっています。

キャッシュレス決済は、振込みまでに一定の期間を要することに加えて、決済サービスごとに入金の条件が異なるため、支払いまでの期間を短縮することは困難な状況です。

なお、今後のかながわP a yの実施については、引き続き、物価高の状況等を注視しつつ検討することとなりますが、実施する場合は、改めて仕組みについても検討いたします。

4 DX推進について

(要望)

A I、I o T、I C T等の活用による社会的課題の解決や、産業競争力の向上に向けて民間企業における研究開発や設備投資が更に求められることから、特に中小企業におけるDX推進施策を強化すること。

また、デジタル技術を活用して仕事を進めるためのスキルやI Tリテラシーの向上に向け、人材育成のための支援を充実させること。

(回答)

県は、(公財) 神奈川産業振興センターに設置している相談窓口において、中小企業・小規模企業のDXの推進のためのI o T等の導入・活用に関する相談に応ずるほか、専門家を派遣して、その企業に最適なI o T等の導入・活用の助言を行っています。

また、小規模事業者向けに、デジタル化に特化した生産性向上及び販路開拓に繋がる支援に取り組んでまいります。

さらに、人材面では、プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、地域の中小企業の経営者に対し、地域金融機関などと連携しながら、デジタルなど専門的知識等を持った人材採用のサポートなどを実施しています。

加えて、県では、企業の生産性向上につながるデジタル技術などを中小企業に普及させるため、(地独) 神奈川県立産業技術総合研究所において、デジタル技術を活用した解析・試作等の支援や、技術者に対するデジタル技術研修、生成A I等の導入・活用への支援を実施してまいります。

また、産業技術短期大学校や総合職業技術校等では、I T活用スキルや基礎的なI Tリテラシーの習得を行う訓練を実施しており、デジタル技術を活用した訓練カリキュラムの検討を進めており、今後、開発したカリキュラムを在職者訓練等に活用することで、DXを推進する企業の人材育成を支援してまいります。

5 ハラスメントについて

(要望)

セクシュアル・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント、パワー・ハラスメント等、あ

らゆるハラスメントの根絶に向け、職場・地域における対策の充実を図るとともに、当事者が安心して相談できるよう、労働局や金融機関、関連団体と連携したワンストップサービスの総合的な相談窓口の設置を行うこと。

また、近年増えている「カスタマーハラスメント」については、実態調査を行うなど対策に関する研究を行い、効果的な啓発活動や消費者教育を推進すること。

(回答)

県は、かながわ労働センターにおいて、職場におけるハラスメントを含む様々な労働問題について、労働者や企業からの相談を受けるとともに、例年12月を「職場のハラスメント相談強化月間」に設定し、弁護士による特別労働相談会や街頭労働相談会、職場のハラスメントに関するセミナー等を実施しています。

また、カスタマーハラスメントについては、国の対策マニュアルや相談窓口などの情報や対策を集約した特集ページを、県ホームページに新たに作成し、周知啓発を図っています。

今後も、職場のハラスメントなどの防止に向けて、普及啓発に取り組んでまいります。

6 男性の育児休業の取得の推進について

(要望)

男性の長期育休取得を促進し、妊娠・出産や育児等を経ながら男女がともに就業継続できる環境の整備に向けて、男女雇用機会均等法や育児・介護休業法等の周知・徹底とともに、育休や介護休暇を取りやすい環境整備に中小企業が取り組めるよう、支援施策の拡充を更に図ること。

(回答)

県では、男女雇用機会均等法や改正された育児・介護休業法など労働関係法規の遵守に関して、県の広報誌やホームページへの掲載のほか、各種セミナーにおいて周知を行っています。引き続き、様々な機会をとらえて普及啓発を図ってまいります。

また、育児休業を取得しやすい職場環境の整備に取り組み、男性従業員に育児休業を取得させた県内事業者に対して奨励金を交付する男性育児休業取得促進事業を行っています。

引き続き、柔軟で多様な働き方ができる職場環境整備の促進に向けた取組を進めてまいります。

さらに、県では、神奈川県子ども・子育て支援推進条例第16条に基づき、従業員のため子ども・子育て支援を制度化している事業者を「子育て応援団」として認証し、その取組を登録・公表することにより、仕事と子育ての両立が可能な雇用環境の整備を図っています。

加えて、子育て初心者のお父さんの子育てを支援するため、かながわパパ応援サイト「パパノミカタ」を開設し、最新の育児休業制度をはじめとした子育てに関する基礎知識などを情報提供することで、男性の積極的な育休取得の促進に取り組んでいます。

7 障がい者就労支援の推進について

(要望)

令和6年4月から障がい者雇用率の段階的引き上げに伴い、県は、県庁内の障がい者雇用に率先して取り組み、正規雇用を基本とした障がい者雇用に拡大し、法定雇用率以上を目標として取り組むこと。

併せて、障がい者や企業を支援する障害者就業・生活支援センター等関係機関の機能強化を支援し、障がいの有無、種類や程度に関わらず、差別されることなく働ける社会の実現に向けた取組を進めること。

(回答)

県では、法定雇用率未達成の中小企業等に対し、個別訪問や出前講座などを実施し、障がい者雇用の理解促進を図るとともに、障がい者の雇用促進に向けたフォーラムや企業交流会等の開催等を通じて、障がい者雇用における配慮事項や取組事例等を伝えることなどにより、障がい者が差別されることなく働ける社会の実現に向けて取り組んでいます。

また、県は、率先して障がい者雇用を進める立場であることを踏まえ、すべての機関において、法定雇用率の達成に向けて、しっかりと取り組んでまいります。

なお、障害者就業・生活支援センター（以下「センター」という。）の生活支援事業における登録者数は、毎年増加傾向にあります。障がい者の職場定着のためには、就業面と生活面の双方に対し、きめ細かな支援が必要です。生活支援事業においては、増え続ける登録者へ十分な支援が行えるよう、様々な機会センターの体制強化を行ってきました。一例として、令和4年度には、新型コロナウイルス感染症や急激な物価高騰等の社会情勢を受け、働く障がい者にも様々な影響が出るのが想定されたため、6月補正にて各センターに非常勤職員を加配し、新たなニーズに対応できるよう体制強化を行いました。また、センター登録者の障がい特性に応じた合理的配慮が企業から提供されるよう、日常の支援をとおして企業への働きかけ等を行っています。障がいの有無、種別や程度に関わらず、障がい者が自分らしく働くことができるよう、県としても引き続き支援を進めてまいります。

8 外国人労働者の受入れについて

(要望)

地域で働く外国人実習生については、「外国人技能実習法」の趣旨を踏まえ、外国人技能実習機構との相互連携を積極的に図り、労働関係法令に対する監督指導を強化するよう国に働きかけること。

また、県内で働く全ての外国人に対し、労働関係法令を多言語で提供するとともに、母国語による相談・支援体制を整備拡充すること。

(回答)

県は、「技能実習法」に基づき、関東地区など全国8つのブロック毎に設置されている「地域協議会」に参画しており、各地方労働局や地方入国管理局、外国人技能実習機構など関係

機関と相互の連携を図り、地域レベルで課題の情報共有等を図ってまいります。

また、県では、かながわ労働センターにおいて、多言語による外国人労働相談を行うとともに、労働法規の概要等を説明した「外国人労働問題対処ノウハウ集」を、多言語で県ホームページに掲載しています。さらに、神奈川労働局との共催で、外国人雇用事業主を対象に適正な労働条件の確保を目的としたセミナーを開催しています。

9 人材不足について

(要望)

従業員 300 人未満の中小企業の就職者充足率は、例年大企業に比べて低く、人材不足は深刻な状況であり、これまで培ってきた高度な技能の継承も危ぶまれている。また、コロナ禍で大きな影響を受けた飲食業・宿泊業等では、経済状況が回復しても人材が戻らず、接客対応が行えずに業績の回復が十分に見込めない状況が起きている。

中小企業への就業を促進するために、県内中小企業への就職者の奨学金返還の軽減・免除や、従業員寮の施設の充実のための補助制度等、人材確保に向けた支援策を行うこと。

(回答)

県は、人材不足の解消に向けて、人材不足業種を対象に、求職者にはその仕事の魅力を伝えるセミナーを実施し、企業には求職者の希望する働き方などのセミナーを実施し、双方のニーズに対する理解を深めた上で面接会を開催する等、県内企業と求職者のマッチングに取り組んでまいります。

また、県では、プロフェッショナル人材戦略拠点を設置し、地域の中小企業の経営者に対し、地域金融機関などと連携しながら、専門的知識等を持った人材採用のサポートなどを実施しています。

さらに、産業技術短期大学校や総合職業技術校等では、ものづくり分野を中心に毎年多くの人材を輩出しています。引き続き中小企業の人材確保に向けた支援に取り組んでまいります。

建設・企業

1 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の地図情報提供について

(要望)

近年の自然災害の多発を受け、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に対する県民の関心も高まっている。県としてもDXを進めていくなか、こうした災害に係る情報に関しては、より県民にアクセスしやすいよう情報提供していくことが必要と考えられる。

そこで、行政のDX推進の一環として、土砂災害特別警戒区域に係る図面や位置情報などが、県内どこからでもインターネット上で簡単に閲覧できる、県民にとって実用的な情報提供体制の整備を行うこと。また、宅建業者が消費者への的確な説明を行うために、現在土木事務所においては、1500 分の 1 程度の精度しか準備されていない図面を、実用性の担保され

る 500 分の 1 程度の精度まで整備すること。

(回答)

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を示す区域図は、土砂災害防止法の施行規則により、縮尺 2500 分の 1 以上で作製することとされています。

県では、区域図の作製にあたって、縮尺 2500 分の 1 で作製された既存の地形図や建物等が記載された都市計画図を活用しているため、区域図の縮尺を 2500 分の 1 としています。

これらの区域図を縮尺 500 分の 1 程度で作製することは、地形や建物等を、より詳細に測量した上で、改めて土砂災害警戒区域等の設定が必要となるため、困難ですが、県の各土木事務所等で、土砂災害特別警戒区域の座標値を無料で閲覧できますので、御活用ください。

2 都市公園におけるユニバーサルデザインの更なる推進について

(要望)

障がいがある子もない子も一緒に遊びお互いの違いを自然に学べる場所として、インクルーシブな視点を取り入れた公園は重要である。本県としては、相模原公園における「ともいき広場」の設置を通じ、県立都市公園のインクルーシブ遊具の普及・拡大に向けた取組を始めたところだが、都市公園におけるユニバーサルデザインの全県的な展開が求められる。

そこで、親子にとって大切な拠点となるインクルーシブな視点を取り入れた公園の全県的な整備に向け、県立の都市公園の整備を進めていくとともに、より広く地域にも広がるよう、市町村への技術的な支援や連携した取組を推進していくこと。

(回答)

県立都市公園では、誰もが安全・快適に公園を利用していただけるように、管理棟やトイレなど主要な施設へのアプローチや、園路などのスロープ化などを進めているほか、施設更新の機会などを捉え、「誰もが一緒に遊べる遊具」の整備を計画的に進めています。

これまで、県では、「湘南海岸公園」と「あいかわ公園」で、「誰もが一緒に遊べる遊具」を整備してきたほか、現在、「相模原公園」において、障害のある当事者等の意見を伺いながら、インクルーシブな遊具広場をともに作り上げていく取組を進めています。今後、ここで得た知見をもとに、他の県立都市公園にも取組を広げてまいります。

また、県内の市町村に対しては、先進的な自治体の事例や県のこうした取組を、市町村の公園担当者が集まる会議の場などで情報提供するなど、整備促進に努めてまいります。

今後も、引き続き、障害のある方でも、安全・安心に御利用いただける公園づくりを進めてまいります。

3 高齢者等が住み慣れた地域で暮らし続けるための公共交通の確保について

(要望)

人口減少と高齢化の進展により、移動に困難をかかえる県民が増加する一方、路線バスの減便をはじめ生活を支える公共交通機関の維持が難しくなっている状況がある。また、高齢

者の運転免許返納が進められるなか、返納後の移手段の確保も課題となる。

そこで、コミュニティバスの運行や乗合タクシー、介護タクシー等、高齢者等の移動を確保するために「公共交通機関への支援」や「外出支援」の予算を拡充し、誰もが住み慣れた地域で暮らし続けるための交通インフラを維持していくこと。

(回答)

地域公共交通課題に対する取組は、これまでも市町村が主体となって行っており、県としては、市町が設置している地域公共交通会議において、通勤通学・地域の足となる地域公共交通の確保維持について、広域的な視点から助言などを行っているところです。

また、移動に困難を抱える県民の支援については、市町村において地域の実情を踏まえた取組が実施されているところです。県では、市町村担当者を取組事例などの情報提供を実施したり、各市町村で実施しているコミュニティバスの運行など高齢者の外出支援に役立つ取組を「高齢者の外出支援サポートサイト」として県ホームページに掲載しています。

4 地域建設業の担い手確保・処遇改善の具体化等について

(要望)

社会資本整備・維持に欠かせない建設労働者の担い手確保が社会的な課題となる中、建設技能労働者の育成を図り、地域建設業の健全な発展の保障となる労働者・職人の働き方改革と、賃金引き上げなど処遇改善を進める取組等は喫緊の課題である。

週休2日制の実現や長時間労働の削減、賃金アップなど建設労働者の働き方改革、待遇の改善を更に促していくとともに、県発注工事においては、余裕のある工期設定や労務単価の更なる引き上げなど、担い手確保に向けて必要な措置を講じること。

またその際、建設資機材や物価上昇を反映させた、直近の積算資料に基づき予定価格を積算したうえで、落札後・契約後に建設資機材が高騰した場合にも、積極的にスライド条項を活用し、現場の建設労働者の賃金にしわ寄せがいかないようにすること。

(回答)

週休2日制の実現に向けて、週休2日制確保モデル工事の対象を順次拡大してきており、令和5年度からは、発注者指定型の選定対象となる金額要件を撤廃し、全ての工事を対象として発注者指定型を選定するなど、件数拡大に取り組んでいます。

工事の工期については、基本的に作業に必要な日数、準備及び後片付けに要する日数に、雨天日や休祭日、猛暑日、夏季・年末年始休暇及び4週8休を加味した不稼働日を考慮した上で設定していますが、引き続き、業務の内容や現場の実情等を踏まえながら、適切な工期の設定に努めてまいります。

公共工事の設計積算に用いる設計労務単価については、国、都道府県及び政令市等が毎年共同で実施している労務費の実態調査の結果をもとに、国が決定した単価を用いて設定しており、主要10職種の平均において平成25年から11年連続で上昇を続けています。

設計資材単価については、国際情勢の変化に伴う資材単価の急激な高騰に対応するため、

令和4年10月以降、従来年4回行っていた改定を毎月改定に変更し、可能な限り最新の実勢価格を予定価格に反映できるよう努めております。

スライド制度の活用を促すため、制度を案内するチラシを作成し、監督員との調整の中や契約締結時に契約担当者などから周知をしているところでありますが、引き続き対応を行ってまいります。

5 県発注工事におけるDXへの対応について

(要望)

県土整備局発注の土木工事では、ASP及び遠隔臨場の指定工事が開始され、また、ICT施工の工種拡大も進められるなど、DXへの対応が進められているものと認識している。

今後、更に取り組が促進されるよう、対応業者への工事成績評点への反映について、事務所への周知徹底を行うほか、地元中小建設業者にとっても取り組が進めやすいよう、費用負担への補助も検討すること。

また、他の部局発注や営繕関係、また市町村においては、まだまだ試行も進んでいないとの指摘もあることから、全庁的・全県的な普及を推進すること。

(回答)

県土整備局では、建設現場における生産性の向上を目指し、建設現場のDXに向けて取り組んでいます。

工事成績評定への反映については、ICT活用(モデル)工事では、ICT活用の達成状況に応じた加点評価を行っています。

情報共有システムや建設現場の遠隔臨場についても、機材の積極的な活用による現場作業の効率化などの創意工夫が見られた場合には加点評価できることとしており、その対応については、好事例を紹介しながら、研修等を通じて周知を図ってまいります。

また、取組に係る費用については、ICT活用(モデル)工事では、国の積算基準等に準じて定めた積算基準書や積算要領に基づき、費用を負担しています。

情報共有システム(ASP方式)では、土木工事においては共通仮設費の技術管理費に費用が含まれており、営繕工事においては共通仮設費に積み上げ計上しています。

建設現場の遠隔臨場については、令和5年4月から発注者指定型を追加して、発注者が費用を負担できるようにしており、こうした工事を契機とした取組の促進に努めてまいります。

他の部局や県内市町村に対しては、市町村を含めた県内の公共工事発注担当部局で構成される「発注者協議会神奈川県分科会」や職員による直接訪問などの機会を通じ、働き掛けを行ってまいります。

6 空き家対策の推進について

(要望)

県内の空き家は、全国3番目の多さとされ、今後一層の増加が見込まれる。空き家対策は市町村との連携のもと、取り組む必要があるが、市町村間で「空き家」の定義が統一されていないほか、空き家バンクの有無や市町村ごとの支援内容が異なるなど、各地の取組状況が異なっている。県全体で空き家対策を推進していくためには、県と市町村で構成する協議会を設置するなど、市町村間での情報共有を図り、全県的に空き家対策が進むよう、県としてもより積極的な支援を行うこと。

(回答)

県では、全市町村及び不動産団体等の民間団体が参加する「神奈川県居住支援協議会」において、「空き家問題対策分科会」を設置し、これまで空き家対策に関するマニュアルの作成や、県民への普及啓発などに取り組んできました。

また、県は、広域的な立場から、引き続き、「空き家対策行政実務者会議」等を通じて、県内市町村における空き家等への取組に関する事例等の情報提供及び技術的な助言、市町村相互間の連絡調整等の支援を行ってまいります。

文教

1 GIGAスクール構想における、1人1台端末の更新と着実な推進について

(要望)

国のGIGAスクール構想を受けて、県内で児童・生徒1人1台端末がコロナ禍への対応もあり整備されたが、端末の更新時期が近づいている。すでに文科省から来年度予算において国へ148億円の概算要求が出ているが、地方自治体の財政力により更新の有無に差が出るような教育格差が生じないように、また、高校にも1人1台端末の導入が図られるように、予算措置または補助を講じること。

また、校務その他のICT化をより一層推進するとともに、技術的なサポート体制の強化のため、ICT支援員を十分に配置すること。

(回答)

県教育委員会では、GIGAスクール構想の推進に向けた1人1台端末の更新について、令和5年11月に国から示されたスキームに基づき、基金の設置等に向け、準備を進めています。

なお、国の補助スキームでは、一部が地方財政措置となっており、また、端末の補助基準額について、これまでの市町村の整備状況によっては、今般の物価高騰に十分に対応した金額となっていないことも考えられ、市町村負担が生じる懸念があります。

限られた財源の中、県独自で財政支援を行うことは困難ですが、市町村負担が生じないように、予備機も含めた全台数の更新に必要な財政措置を全て国の補助金によって講ずるとともに、令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築することを、国に対して要望してまいります。

また、ICT支援員について、希望する学校全てに配置できるよう財政措置の更なる充実

を全国都道府県教育委員会連合会を通じて要望しており、引き続き国に対して要望してまいります。

高校における1人1台端末の整備については、保護者負担に配慮しながら、高校卒業後もそのまま使っていけるよう、保護者負担での導入をお願いしています。その際、経済的な支援の必要な家庭に対しては、学校に用意している端末を卒業まで貸し出す対応をとっています。

また、校務そのほかのICT化については、現場のニーズを踏まえた上で、より一層の推進を図ってまいります。

2 スクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの全校配置について

(要望)

子どもを取り巻く環境がめまぐるしく変化する中で、いじめ、不登校、自殺等ケアが必要な子どもが増えている。また、発達障害等の特性を持つ子どもも増え、教育現場で様々な工夫が求められており、教師の相談先としても期待されている。

学校の中だけでなく、地域や家庭が一体となり、子どもに向き合うことができるよう、小中学校にもスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーの全校配置の支援を進めること。

(回答)

県教育委員会では、県スクールカウンセラーについては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣しています。また、令和5年度からは中学校90校を重点配置校として、週1日配置から週2日に増やして配置するとともに、スクールカウンセラーアドバイザーの勤務日数を年間24日から208日に拡充しました。

さらに、県スクールソーシャルワーカーを教育事務所に配置し、政令市・中核市を除く市町村に派遣しています。令和5年度からは、スクールソーシャルワーカー等に指導・助言等を行うスクールソーシャルワーカーアドバイザーを各教育事務所に配置しました。

なお、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを義務標準法において算定することや、当面の措置として国庫補助率を引き上げること等について、県教育委員会として全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しているのをはじめとして、県として様々な機会をとらえて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

3 少人数学級の推進について

(要望)

未来の人材を育てる教育への投資の一環として、30人以下学級の拡充等、学級編成基準・教員配置基準の改善を行うこと。

また、基礎学力の向上等、新たな課題解決を可能とする観点からも、小規模学習の実現と学級定員・教職員定数の弾力化が行えるよう国に対し働きかけること。

(回答)

少人数学級の推進については、義務標準法の改正により、小学校については令和3年度から5年かけて、学級編制の標準を35人に引き下げることとなっています。県教育委員会としては、中学校の35人以下学級の早期拡充、また、少人数指導等に係る加配定数の維持について、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

さらに、県教育委員会自らも、少人数学級の拡充により、指導方法の工夫改善のための教育環境が後退することのないよう、加配定数の維持について国に要望しています。

また、限られた財源の中で、義務標準法に規定のない県単独事業による教員の増員は難しいのが実情ですが、児童・生徒の実態や地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員配置ができるよう、定数の更なる確保・充実について、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

4 国際教室の設置基準の改善

(要望)

県内の多くの地域での外国籍県民の人口増加に伴い、外国籍の児童生徒数も増加している。

現在、日本語指導が必要な外国籍の児童生徒が5人以上在籍する学校は、国際教室を設置し教員1人が配置されているが、外国籍の子どもの学びを保障する観点から、外国籍の児童生徒の在籍が5人未満でも教員を配置できるよう、設置基準を改善すること。

(回答)

日本語指導の必要な外国籍児童・生徒が5人以上在籍する小・中学校には、日本語指導等の適応指導を行うために専任教員を配置しており、対象となる児童・生徒数の増加に応じて配置数を増やしています。

本県の限られた財源の中では、この基準を引き下げるとは困難ですが、引き続き予算の確保に努めていきます。

5 特別支援教育推進における非常勤講師の配置の拡充

(要望)

より個別性の高いケアが求められる特別支援教育を行うためには、多くの人材が必要である。

現在、特別支援教育推進のために配置が認められている非常勤講師は、TT指導や取り出し指導で有効に活用されているため、神奈川県インクルーシブ教育の推進のためにも、配置を拡充すること。

(回答)

特別支援教育の推進に係る非常勤講師の配置の拡充については、限られた財源の中では困難ですが、その重要性は十分認識しており、今後とも必要な予算の確保に努めてまいります。

す。

6 学校教材の無償化

(要望)

義務教育において教科書の無償化は実現されているが、教科書以外にも学習のためには多くの教材が必要であり、自費購入の物が多くある。また、県立高校においては教科書の無償化も実現されていない。

教育格差をなくすという観点からも、学校教育に必要な教材については無償とすること。

(回答)

文部科学省において、「義務教育諸学校における教材整備計画」を策定し、この計画に基づき、令和2年度からの10年間、総額で約8,000億円（単年度約800億円）の地方財政措置が講じられていますので、学校教材の整備の進め方について等、各市町村教育委員会に周知しています。

義務教育ではない高等学校の教科書は無償給与の対象となっていませんが、生活保護受給世帯又は住民税非課税世帯の高校生等には、神奈川県高校生等奨学給付金制度により、授業料以外の教育費（教科書費、教材費、学用品費、通学用品費等）に係る経費として、奨学給付金を支給することができます。

地域要望

横須賀市

1 保育料多子軽減の拡充について

(要望)

満3歳未満の保育園、認定子ども園の保育料多子軽減について、多子世帯の経済的負担を軽減し、安心して第2子、第3子を産み育てられる環境を整えるため、第1子の年齢や利用施設にかかわらず、全ての多子世帯に適用するよう国に働きかけを行うこと。

(回答)

保育料の多子軽減については、国の制度に基づいて行うほか、市町村によっては地域の実情に応じて独自に拡充し対応していただいているところです。

しかしながら、多子世帯の経済的な負担の軽減は、全国一律の課題のため、3歳未満児も含む幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう、国に引き続き要望するとともに、本県の単独要望などの機会も活用して積極的に国に働き掛けてまいります。

2 保育士等の確保及び処遇改善について

(要望)

保育士等確保について、財政力に基づく都市間競争とならないように、対象・継続となる全ての保育士等に十分な処遇改善がいきわたる制度とするよう国に働きかけを行なうこと。

(回答)

県では、これまで、保育士の処遇改善について、自治体間の更なる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものであると考え、継続して国に要望してきており、国が処遇改善の取組を始める前の平成24年度と比べると、令和5年度までの11年間で約18%の賃金引上げが実現しました。

今後も、県として、保育士確保の取組を進めていくとともに、処遇改善が図られるよう、国に要望してまいります。

3 国の制度としての小児医療費助成制度の創設について

(要望)

子育てにおける親の経済的負担感の軽減を図り、安心して子どもを産み、育てることができるよう、早急に国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう国に働きかけを行うこと。

また現在、小学校卒業までとなっている神奈川県の小児医療費助成事業補助金の入院外(通院等)医療費の助成対象年齢を、県内の実態に合わせ、引き上げること。

(回答)

県としては、小児医療費助成制度については、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「関東地方知事会議」や「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。今後も国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけていきます。

また、小児医療費助成制度の補助対象年齢の拡大についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討してまいります。

平塚市

1 県費学校栄養職員の配置基準見直しについて

(要望)

食育推進と学校給食の充実を図るため、学校給食単独校への県費栄養職員を550人未満の学校でも1人を配置するよう配置基準を見直すこと。また、共同調理場においてもその業務内容を考慮した配置基準に見直すよう国へ働きかけるとともに、県においては、独自の基準を設置すること。

(回答)

学校栄養職員等の配置については義務標準法に規定があり、現行の基準を上回る配置については、限られた財源の中では困難ですが、食に関する指導と学校給食のより一層の充実を図るため、栄養教諭及び学校栄養職員の定数を改善するよう、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

また、学校規模や給食の実施方法に関わらず、学校栄養職員等を各校に1名配置できるよう、義務標準法に定める配置基準を見直すことについて、これまでも国に要望しており、今後も機会をとらえて働きかけてまいります。

2 低年齢児受入対策緊急支援事業の対象拡大について

(要望)

低年齢児の保育の円滑な実施を図るため、神奈川県が現在、実施している保育緊急対策事業費補助金における低年齢児受入対策緊急支援事業について、0歳児のみを補助対象とするのではなく、1歳児、2歳児についても補助対象とすること。

(回答)

低年齢児受入対策緊急支援事業については、待機児童数が減少傾向にあることから令和4年度からは0歳児のみを対象としており、規模縮小されてきた事業となっていますが、待機児童解消には一定の効果はあると考えますので、保育士の人件費に対する加算など、人件費支援の制度化について、引き続き国に要望してまいります。

3 行政のデジタル化への支援について

(要望)

地方自治体の情報システムの標準化について、令和7年度末までの標準準拠システムへの計画的かつ円滑な移行を図るため、デジタル基盤改革支援補助金事務処理要領に示す補助基準額の上限額によらず、総額を補助するよう国へ働きかけるとともに、県の条例及び要綱等に基づく業務が標準化の対象業務、もしくは、関連業務に該当する場合については、国の補助とは別に県独自の財政措置をすること。

(回答)

地方自治体の標準準拠システムへの円滑な移行を支援する「デジタル基盤改革支援補助金」については、相当数の地方公共団体において、補助基準上限額の大幅な超過が見込まれることから、予算の大幅な拡充や補助上限額の見直し、交付対象の拡大等により、必要額を確実に措置するよう、県として国に要望するとともに、全国知事会を通じて国へ働きかけています。

なお、県の条例等に基づく業務であっても、標準化の対象業務であれば、国の財政支援の対象に含まれるべきものと考えます。

4 ツインシティ整備計画に定める道路2軸「平塚愛甲石田軸」及び「伊勢原大神軸」の整備について

(要望)

「平塚愛甲石田軸」の県道44号(伊勢原藤沢)から県道22号(横浜伊勢原)までの区間及び「伊勢原大神軸」のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間

(先行区間)について、県道として早期整備実現に向けた取組を行うこと。また、先行区間以外の区間について、将来の県道整備を見据えた計画具体化の取組に係る支援をすること。

(回答)

平塚愛甲石田軸の県道 44 号（伊勢原藤沢）から県道 22 号（横浜伊勢原）までの区間及び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間については、県道として整備するため、令和 5 年 10 月末には、地元の皆様に事業に対するご理解を深めていただくための地元説明会を開催するとともに、11 月末には都市計画説明会を実施したところです。

令和 6 年度には都市計画手続きに着手したいと考えていますので、引き続き、地元調整などの御協力を、よろしくお願いします。

それ以外の区間については、地元市が主体となって課題の整理などの計画の熟度を高める検討に着手していただいております、県としても必要な支援を行ってまいります。

5 金目川水系の整備について

(要望)

金目川水系の河川整備計画に関し、目標に達していない 5 点について、以下要望する。

- ①金目川下花水橋から J R 東海道本線（右岸）は、早期整備に努めること。
- ②金目川河口付近（右岸）については、早期整備に努めること。
- ③金目川・鈴川合流部については、早期用地取得及び早期整備に努めること。
- ④金目川・鈴川合流部から水神橋までの区間については、着実な整備に努めること。
- ⑤河内川の流下能力不足区間の断面確保については、早期整備に努めること。

また、整備完了までの間、堆積土砂の撤去をするなど、大雨時の水位低下に努めること。

(回答)

県では、今後、頻繁に発生することが危惧される水害への対応力を更に強化するため、令和 2 年に策定した「神奈川県水防災戦略」を改定するなど、重点的に水害対策を推進しており、今後も、この戦略に基づき、金目川水系の整備予算の拡大や早期整備に努めてまいります。

①下花水橋から J R 東海道本線までの右岸については、地元市町の御協力により堤防沿いの平塚市道（唐ヶ原 5 号線他）の取扱について、地元の理解を得られたことから、令和 2 年度から工事に着手し、令和 5 年度完成する予定です。

②金目川河口付近の花水川直上流右岸の未整備区間については、長年懸案であった用地取得や補償物件の移転が完了しましたので、令和 5 年度から堤防整備工事に着手する予定です。

③鈴川の最下流部である平塚市南原地区では、用地取得難航箇所が 1 件あり、堤防の整備に着手できない状況にあります。現在、土地の取得のための収用手続きなど、様々な検討を進めているところですが、まずは南原地区より下流の金目川の整備を進めることが重要で

す。

鈴川合流部直下流の整備状況ですが、平塚市上平塚地区にある、お寺、宝積院の用地について、地元市の協力により用地取得が完了し、令和2年度に整備が完成しました。

鈴川最下流部の南原地区の整備を進めるにあたり、引き続き金目川下流の整備を全力で推進し、南原地区の早期着手に向けた検討を進めてまいります。

④金目川の鈴川合流部から水神橋の区間の整備については、国の採択を受け、令和2年度から河床掘削に着手しており、下流より順次進め、5年間で完了させる予定です。

⑤河内川の浸水対策については、合流先の金目川の水位の影響を受けることから、金目川下流部の河道整備を実施し、その後、河内川の堤防や河道の整備、また、併せて沿川での下水道による対策を行うことが必要と考えていますが、これらの整備が終わるまでには、多くの時間がかかります。

そこで、河内川の現況流下能力が比較的に低い下河原橋上流付近から万年橋までの約600m区間について、現用地内で実施可能な河道拡幅工事を令和3年度から着手しました。引き続き、河内川の流下能力の向上に向けて整備を推進してまいります。

また、対策の状況については、引き続き、県と平塚市で構成する流域対策連絡協議会などにおいて、情報を共有しながら進めてまいります。

整備完了までの間については、現状の施設の能力を最大限活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

6 海岸の整備について

(要望)

海岸の保全について、侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保と、海岸周辺の魅力向上や環境整備等の海岸管理対策に取り組むこと。また、消波ブロックや被覆ブロックの沈下が進行しているため、機能を継続的に調査すること。

(回答)

県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を、砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しています。

今後も引き続き、砂浜の調査等を行いながら、良質な養浜材の確保に努めるとともに、養浜事業を効率的、効果的に実施し、砂浜を回復させることにより、海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上等に取り組んでまいります。

また、平塚海岸の離岸堤については、消波ブロックや被覆ブロックの沈下等が見られたため、平成24年度に現況調査を行い、その後も、ブロックの沈下状況や機能低下について経過観察を行っており、令和3年度に改めて調査を実施した結果では、東側端部のブロックの移動が過年度と比較して多く確認されましたが、機能低下や崩落の危険性は確認されませんでした。

令和5年度は、ブロックの沈下状況について詳細な調査を予定しており、調査の結果、機能低下や崩落の危険性が確認された場合には、適切に対応してまいります。

鎌倉市

1 津波対策の強化について

(要望)

国道134号線下開口部への防潮扉の設置、134号線の防潮堤のかさ上げ、浸水想定区域への避難施設の設置に対する支援など、津波浸水想定に基づく防災対策が進むよう支援するとともに、国との調整を図り、新たな知見や制度などについての市町村への情報提供や協議を密に行うこと。

(回答)

国道134号に設置されている市管理の地下通路への防潮扉の設置や国道134号沿いの防潮堤のかさ上げ、浸水想定区域への避難施設の設置に対する支援については、技術的助言を行うなど、県としても必要な支援等を行ってまいります。

また、「市町村地域防災力強化事業費補助金」の補助対象に、平成31年に津波対策事業として耐浪検査を追加し、市町村が行う津波対策に対する支援を強化しました。引き続き、この補助金により市町村の取組を支援していきます。

なお、国道134号沿いの県が管理する防潮堤などの海岸保全施設の整備については、数十年から百数十年に一度程度に発生する頻度の津波(L1)を対象としており、施工性・経済性・周辺環境との調和などを総合的に考慮し、地域の皆様や、市の御意見を伺いながら、整備計画を取りまとめてまいります。

2 廃棄物処理対策について

(要望)

「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」(平成31年3月29日環境省発出)に基づき、県主導による広域化及び集約化に係る枠組み構築の推進を図ること。併せて、広域化及び集約化の推進に当たっては、民間施設の活用に向けた調整に積極的に関与するとともに、使用済み紙おむつ資源化をはじめとする広域的な課題に対し、県主導により企業誘致等の具体的な対応をすること。

(回答)

ごみ処理広域化・集約化の推進については、「持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化及びごみ処理施設の集約化について」の通知に基づき、令和4年3月に「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を策定しており、将来にわたって廃棄物の適正な処理を確保するため、安定的かつ効率的な廃棄物処理体制の構築を進めることとしております。

また、本計画においては、民間施設の活用を広域化・集約化を実施する際の方法の一つとして位置付けております。

使用済み紙おむつの資源化等、広域的な課題については、今後、必要に応じ、神奈川県市町村等一般廃棄物主管課長会議専門部会の議題とし、市町村と共同して検討してまいります。

3 普通交付税不交付団体の格差解消について

(要望)

持続可能な自治体運営に当たっては、官民共創によるまちづくりが必要であることから、企業と連携した地方創生の更なる充実・強化及び共生・共創社会の実現に向け、不交付団体の、かつ、三大都市圏の既成市街地は該当しないという企業版ふるさと納税の対象要件を見直すよう国に働きかけること。

さらに、交付・不交付団体による格差解消として、国の主導による全国一律の施策や国土強靭化対策などを実施する際には、地方債の償還額に対する交付税措置などではなく、不交付団体にも確実に財源が配分される制度を設計するよう国に働きかけること。

(回答)

国の財政措置が地方交付税により行われる場合、不交付団体には必要な財源が措置されないことがあります。

県では、これまで国に対して、不交付団体についても対象とするよう要望を行ってきたところであり、令和2年度税制改正においては、手続きの簡素化や税額控除割合の引上げなど制度の改善・充実が図られましたが、今後も不交付団体の厳しい実情を伝え必要な財源の措置を働きかけるとともに、対象の拡大等について国に求めます。

4 文化財の保護について

(要望)

指定文化財の適正な保存・活用に係る県費補助金を上限交付するとともに、維持・管理行為、埋蔵文化財の保管施設の管理・賃借及び民間調査組織等の解散・廃業等により事業を自治体に引き継がせる場合の報告書刊行に係る業務についても補助事業となるよう国に働きかけ、県費補助金についても同様に対応すること。

(回答)

県費補助金については、補助事業の必要性や緊急性などを考慮しながら、効果的に文化財の保護を進められるよう、予算措置に努めています。限られた財源の中では、全ての事業について上限補助を行うことは困難ですが、今後も市町村において文化財保護が効果的に進められるよう必要な予算の確保に努めてまいります。

次に、指定文化財の適正な保存のために必要な維持・管理行為及び出土品等の収蔵施設建設整備等に要する経費に対する財源措置については、県教育委員会として、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に要望してまいります。

また、開発事業者の負担により、民間の発掘調査組織に委託して実施した発掘調査に係る報告書については、本来であれば受託者の責任で刊行されるべきものですが、未了かつ受託者不在の状態にあつては、報告書の刊行を含め、行政として埋蔵文化財を適切に公開・活用していく必要があると考えます。

現行の国庫補助制度では、このようなケースが補助対象として明確に規定されていないことから、国との個別相談に基づき採択の可否が判断されています。

早くから民間発掘調査組織を利用してきた本県では、今後も同様の事例が生ずる可能性もあるため、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、これらが補助対象として採択されるよう、国に対して働きかけてまいります。

なお、国庫補助として採択された場合の県費補助については、可能な範囲で対応を検討してまいります。

5 特別高圧で受電する交通事業者への補助について

(要望)

交通事業者の多くが、原油価格を始めとした物価・電力やエネルギー価格高騰の影響を受けている。特に、特別高圧で受電する鉄道事業者においては、電力価格高騰を受けて事業経費が増大している。こうした事業者に対し補助が行われていないことを踏まえ、補助の実施をすること。

(回答)

県は、令和4年度に、通院、通学や買い物など、地域の日常生活などを支える公共交通機関である乗合バス及びタクシー事業者を対象に、燃料価格高騰分に相当する経費の一部を支援する事業を実施しました。

一方、鉄道は、バス停の間隔と比較すると、駅間隔の距離が長く、主に、広域的な移動を支える交通手段と考えられることから、支援の対象としませんでした。

令和5年度は、多くの交通事業者が燃料価格の高騰などを加味した運賃改定を行っており、価格転嫁が進められていることから支援を行っていません。

引き続き、国の支援の動向や事業者の運賃改定の状況等を注視していきます。

藤沢市

1 健康で豊かなスポーツライフの実現について

(要望)

江の島周辺でのマリンスポーツの国際大会や、善行にある県立スポーツセンターを活用した大規模な大会、障がい者スポーツ大会などの開催誘致に向けて、引き続き積極的に取り組むこと。また、県立スポーツセンター等県のスポーツ施設がより多くの県民に利用され、スポーツ活動を充実させることにより、まちなにぎわい創出、共生社会の推進へと繋がるよう、県は市と連携してスポーツ施策の展開に取り組むこと。

(回答)

江の島で開催された「ASAF CUP JSAF江の島オリンピックウィーク 2023」や、県立スポーツセンターで開催された「パラID（知的障害者）全日本卓球選手権大会 2023」など様々なスポーツ大会が行われており、今後もこうした大会の開催に積極的に取り組んでまいります。

また、地域の活性化や共生社会の実現に向けて、県立スポーツセンターをはじめとした県立スポーツ施設の利用を促進するなど、市町村等と連携しながらスポーツ施策を推進してまいります。

2 海外諸都市との国際交流事業の実施について

(要望)

海外諸都市との国際交流事業の実施に当たり、県は県有施設の確保や人的・物的支援の充実を図るなど、市とともに積極的に連携して取り組むこと。

(回答)

善行にある県立スポーツセンターで東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて事前キャンプを行った国とのホストタウン交流事業を令和 4 年度から藤沢市と連携して実施しております。

今後も、事業の実施にあたっては、県立スポーツセンターの活用等、連携して取組を進めてまいります。

友好交流地域等との国際交流事業は、県内の各自治体がそれぞれの考え方で実施しているものであり、個々の取組における県との連携については、取組の内容に応じて、個別にご相談いただければと思います。

3 道路の整備について

(要望)

「横浜湘南道路」及び「高速横浜環状南線」の早期完成や交通案内などのソフト対策の実施を国などに働きかけること。

「藤沢厚木線辻堂工区」、「横浜藤沢線川名工区」及び「県道湘南台大神」の早期事業着手・整備を進めること。

(回答)

横浜湘南道路及び高速横浜環状南線については、早期整備が望まれる重要な路線であり、今後も、県内関係市町村や経済団体と連携して、様々な機会をとらえ、国や高速道路会社に早期整備を強く働きかけてまいります。また、交通案内などのソフト対策については、国や中日本高速道路株式会社に伝えてまいります。

都市計画道路藤沢厚木線辻堂工区については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けています。今後も、市が主体となった勉強会に県も参加

し、検討を進めてまいります。

都市計画道路横浜藤沢線の川名工区については、貴重な川名緑地の環境を保全する観点から、道路を地上に通す計画を見直して、多くの区間を地下で通過させることとし、現在、トンネル構造の検討を進めているところです。

また、本格的な工事に着手するまでの間、地域の御要望に応じ、暫定的な生活道路の整備を進め、令和4年度に供用しました。

県道410号（湘南台大神）については、令和4年度から用地取得を進めており、令和4年度末時点の用地取得率は、約1割となっています。

引き続き、市と連携し、地域の御理解をいただきながら、これらの路線の事業推進に努めてまいります。

4 行政のデジタル化への支援について

（要望）

地方自治体の情報システムの標準化に伴い発生する費用が自治体の負担とならないよう、普通交付税措置とすることなく、継続的かつ十分な財政支援を行うよう国に働きかけること。また、令和7年度末までとされている移行期限について、地方自治体等の状況や意見を踏まえ、見直しを行うよう国に働きかけること。

（回答）

地方自治体の情報システムの標準化に伴い発生する費用については、国のデジタル基盤改革支援基金により支援が行われることになっていますが、地方自治体の実情や情報システム関連の市場価格等を踏まえ、「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、今後とも、普通交付税措置とすることなく、基金の用途の拡充や補助基準額上限の見直しを行うなど、地方自治体の負担とならないよう継続的かつ十分な財政支援を行うことを国に要望しております。

また、令和5年9月に改正された「地方公共団体情報システム標準化基本方針」において、移行前の現行システムがメインフレームの場合や、現行システムの事業者が標準化に対応せず代替事業者が見つからないなどの理由により、移行の難易度が極めて高いと考えられるシステムについては、デジタル庁及び総務省において、当該システムの状況を十分に把握した上で、標準化基準を定める主務省令において、所要の移行完了の期限を設定することとされました。

国において各地方自治体の状況を勘案した上で、適切に、移行が困難なシステムの認定や移行期限の設定をするよう、県として国に働きかけていきます。

5 都市環境整備の推進について

（要望）

新駅設置や村岡・深沢地区の一体的なまちづくりに向けた関係機関との調整や体制づく

りと、事業用地の確保に向けた起債や県貸付金の活用等の財政的支援に引き続き主体的に取り組むこと。また、駅舎整備に対する起債充当や、土地区画整理事業及び道路事業に対する特定財源の制度拡充等に取り組むこと。

(回答)

県は、藤沢市、鎌倉市とともに設置した「湘南地区整備連絡協議会」の場などを通じて、J R 東海道本線への新駅設置を含め、両市に跨る新たなまちづくりの検討を支援してきました。

新駅については、令和4年3月に、3県市とJ R 東日本の4者で、新駅整備事業等を円滑に進めるため、基本協定を締結しました。現在、令和4年度、令和5年度の2か年で新駅の詳細設計を進めており、その後に、工事着手を予定していますので、円滑な事業の実施に向けて、引き続き、J R 東日本との調整に努めてまいります。

まちづくりについては、令和3年3月に、3県市とUR都市機構の4者で、両地区の一体的なまちづくりを進めるため、役割分担等を定めた基本協定を締結しました。この基本協定に基づき、令和5年3月に、土地区画整理事業について、3県市からUR都市機構への施行要請を行い、UR都市機構は国土交通大臣へ事業計画を認可申請し、令和5年10月に認可を取得しました。

土地区画整理事業及び道路事業に対する国交付金等の確保については、国との調整に努めてまいります。

市が債務保証を行う事業用地を土地開発公社から買戻しする場合、民間事業者への貸付を目的とする土地の取得に当たっては、地方債（充当率 75%）及びその充当残に県貸付金を活用していただくことが可能となっております。

また、県貸付金についても一時的な資金需要の増加に対応できるよう、貸付限度額の増額についても引き続き検討していきます。

なお、市が土地開発公社経営健全化計画に準ずる計画を策定した場合は、県貸付金の充当率を90%まで引き上げられますので、活用に当たっては御相談ください。

今後も県は、村岡・深沢両地区のまちづくりと新駅の実現に向けて、「湘南地区整備連絡協議会」などを通じて、藤沢市・鎌倉市と連携するとともに、UR都市機構やJ R 東日本との調整に、しっかりと取り組んでまいります。

小田原市

1 漁港等の整備について

(要望)

小田原漁港の老朽化対策及び気候変動に対応した機能強化等に向けた予算を確保し、円滑な事業の推進を図るとともに早川海岸整備に向けた検討を進めること。また、小田原市が進める公設水産地方卸売市場の再整備の検討に係る協議調整等について、必要な指導、助言、支援を行うこと。

(回答)

小田原漁港の老朽化対策及び気候変動に対応した機能強化等については、予算の確保に努めると共に、早川海岸整備に向けた検討を進めてまいります。

また、公設水産地方卸売市場の再整備の検討については、「小田原市公設水産地方卸売市場再整備準備検討会」に引き続き参加し、国等の関係機関との協議調整等において、必要な指導、助言、支援を行ってまいります。

2 県道等の早期事業化、整備について

(要望)

都市計画道路「穴部国府津線」、「城山多古線・小田原山北線」、「小田原中井線」の整備促進及び都市計画道路「酒匂永塚線」の早期事業化を図ること。

(回答)

(都) 穴部国府津線、(都) 城山多古線・小田原山北線、(都) 小田原中井線については、いずれも県西地域における交通ネットワークを強化する重要な幹線道路であると認識しています。

(都) 城山多古線・小田原山北線は、まとまった用地が確保できた区間から、順次、道路築造工事を行っており、令和4年度からは、トンネルの本体工事に着手することができました。今後も、トンネル工事にあたっての地元調整や、残る穴部駅側の用地取得の推進などには、市の御協力が不可欠でありますので、引き続き、よろしくお願いいたします。

(都) 穴部国府津線は、引き続き、用地取得を進めるとともに、令和6年度からは、地元の方々の目に見える形で、工事に着手してまいりたいと考えています。

(都) 小田原中井線は、事業中の約830m区間のうち、北側の約220m区間について、令和4年12月に暫定供用を開始し、残る南側の約610m区間についても、小田原市の全面的な御協力により、令和3年10月から、用地交渉に着手することができました。引き続き、市の御協力をいただきながら、事業に必要な用地の取得を進めていきます。

現道の県道718号(鴨宮停車場矢作)は、狭小で、歩行者と通行車両が輻輳しており、この区間を整備することで、現道の安全性の向上が図られると認識しています。

(都) 酒匂永塚線の未整備区間については、「かながわのみちづくり計画」において、「事業化検討箇所」として位置付けており、これまでの勉強会において、事業用地の協力が得られるかなどの課題を共有してきました。

令和5年2月には、小田原市が地元自治会連合会と意見交換を行い、事業化に向けて進めてほしいといった意見が多かったと聞いていますが、「整備推進箇所」への格上げに向けては、地権者の意見を把握する必要がありますので、引き続き、市と連携しながら、県としてもしっかりと取り組んでいきます。

3 河川の整備について

(要望)

小田原市内の二級河川については、通水断面を阻害する堆積土砂や繁茂した草木の除去を進めるなど、適切な維持管理を図り、山王川、森戸川の河川改修事業を加速させること。

(回答)

通水断面を阻害する堆積土砂や繁茂した草木の除去などについては、「神奈川県水防災戦略」に位置付け、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源も活用しながら、重点的に取り組んでいます。

個々の河川での実施にあたっては、定期的なパトロールなどにより、土砂の堆積状況などを把握しながら、実施しています。

引き続き、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

山王川及び森戸川については、「神奈川県水防災戦略」に位置付け、国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源も活用しながら、重点的に整備を進めています。

山王川では、小田急線橋梁の架け替えについて、令和2年度に小田急電鉄と協定を締結し、工事着手しました。現在は鉄道橋本体の橋台工事などを実施しており、令和6年度の完成を目指し、引き続き工事を進めてまいります。

森戸川では、現在、天神橋から第1森戸橋までの区間の、用地測量が平成30年度までに完了しており、令和2年度から用地交渉を進めているところです。

工事については、まとまった用地が確保された箇所から着手するなど、早期の整備を図ってまいります。

4 文化財の保護について

(要望)

指定文化財保存修理等補助金（県費補助金）については、従前のように、総事業費に補助率を乗じた補助額による補助を行うよう、財源を確保し制度の見直しを行うこと。

(回答)

指定文化財保存修理等補助金では、国及び県指定文化財の保存・修理に係る事業を補助対象としており、補助事業の必要性や緊急性などを考慮しながら、必要な予算措置に努めています。

文化財保存・修理事業に係る補助要望は、年々増加しており、限られた財源の中で要望事業にできる限り補助を行うため、令和4年度から補助金の算定にあたっては、起債を前提とした算出方法を取り入れました。導入にあたっては、一定額まで適用除外とするなど、可能な範囲で補助金の減少幅を縮小する制度とさせていただいたところです。

今後も市町村において、文化財保護が効果的に進められるよう必要な予算の確保に努めてまいります。

5 海岸等の保全について

(要望)

小田原海岸の国府津、前川地区の海岸護岸の嵩上げの整備推進に要する十分な予算確保を図ること。また、前川地区の進捗状況を踏まえ、小八幡地区の越波対策を検討すること。東町の漁港海岸については、越波対策の早期検討及び事業化を推進すること。

(回答)

小田原海岸の護岸の嵩上げについては、台風などによる被害の状況等を踏まえ、国府津地区から整備を進め、現在、前川地区の整備を進めています。小八幡地区についても、前川地区の進捗状況を見ながら、測量等の調査を行い、現地の状況を把握し、必要な検討を行ってまいります。

また、東町の漁港海岸については、地元関係者、関係機関及び海岸工学の有識者とともに、引き続き事業化へ向けた検討を進めてまいります。

6 土砂災害特別警戒区域のハード対策の推進について

(要望)

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に存在する家屋等が明らかとなり、土砂災害の危険にさらされている状況となっていることから、これまで以上に急傾斜地崩壊対策事業費と砂防事業費の拡大を図り、ハード対策の一層の推進を図ること。

(回答)

県では、土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制の整備等の促進を図るため、土砂災害警戒区域等を指定しています。あわせて、施設整備によるハード対策を進めています。

ハード対策については、住民からの要請が多い、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

また、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和5年3月に「神奈川県水防災戦略」を改定し、計画額を増額するなど、さらなる対策強化を図るとともに国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源を最大限活用するなど、ハード対策に取り組んでいきます。

なお、令和5年度から、国の補助事業の「まちづくり連携砂防等事業」が拡充され、がけ高の採択要件が10m以上から5m以上に緩和されました。しかし、この要件緩和を活用するためには、市町村が作成する「立地適正化計画」等の中に、砂防関係施設に関する整備方針等の記載が必要となるなど一定の要件がありますので、今後、小田原市の御協力をいただきながら、連携して事業を進めていきたいと考えています。

茅ヶ崎市

1 避難行動要支援者の個別避難計画作成に係る財政支援について

(要望)

個別避難計画作成を補助対象のひとつとする「神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金」があるが、計画作成の拡充につながる直接的な補助金とはなっていない。他県においては単独の補助を実施している自治体もあることから、確実な財源を確保し、迅速に計画作成を図るため、少なくとも国の補助制度が創設されるまでの間に活用できる、神奈川県単独の補助スキームを創設すること。

(回答)

県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が行う自助・共助・広域連携の取組等に対する支援を強化しており、個別避難計画作成についても補助の対象となっています。補助メニューについて、市町村に対して、引き続き周知してまいります。

2 小児医療費助成制度の充実及び国の補助制度の創設について

(要望)

県補助金の補助率引き上げ及び対象者の所得制限や一部負担金を撤廃すること、並びに補助対象を18歳に達する日以後の最初の3月31日までに拡大すること。

(回答)

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っています。補助率の引き上げや、所得制限・一部負担金の撤廃、また、補助対象年齢の拡大についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討してまいります。政令・中核市への補助率の格差については、国で「こども未来戦略方針」が策定されるなど、これまで以上に県と市町村が一体となって取り組むべき課題が出てきたことから、解消すべく、令和6年度で所要の措置を講ずることといたしました。

また、県としては同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「関東地方知事会議」や「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。今後も国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き国に対して働きかけてまいります。

3 県道404号等の早期事業化、整備について

(要望)

県道404号(遠藤茅ヶ崎)の歩道整備について、事業区間となっている甘沼地区の赤羽根交差点以北について引き続き整備を推進すること。また、事業区間となっていない堤地区及び堤坂下交差点以北についても早急に事業化し歩道整備を実施すること。

(回答)

県道 404 号 (遠藤茅ヶ崎) における甘沼地区の赤羽交差点以北の区間については、これまでに、西側の一部区間を除いて両側の歩道整備が完了しております。今後も引き続き、地元市や地元関係者の御協力をいただきながら、残る一部区間の用地取得に努めてまいります。

堤地区については、東側の歩道は整備済みであり、西側の歩道未整備の区間については、県全体から見た事業の優先度や緊急度を見ながら検討してまいります。

堤坂下交差点以北のうち、小出交差点南側の 50m 区間については、令和 4 年 6 月に歩道整備が完了しました。

堤坂下交差点の交差点改良については、令和 5 年度から、用地取得が完了している交差点南側の歩道整備に着手する予定です。今後も引き続き、市の協力をいただきながら、未取得用地の取得に努め、早期の事業完了を目指してまいります。

さらに、その他の区間については、県全体から見た事業の優先度や緊急度を見ながら検討してまいります。

4 幼児教育無償化に対する財政支援 (保育緊急対策事業費補助金) について

(要望)

保育緊急対策事業費補助金については、民間保育所への影響が甚大であること、低年齢児の定員を超過した受入れの促進や、地域型保育事業の連携の促進が依然として必要であることから、補助の拡大継続、及び新規実施を行うこと。

(回答)

保育緊急対策事業費補助金については、引き続き市町村のニーズに応じた所要額を措置してまいります。

また、「地域型保育事業連携対策緊急支援事業」については、同事業を活用している市町村の状況を聴取した上で、同じ経費を補助対象とする国庫事業 (国から市町村への直接補助) を活用していただくこととしているため、補助制度の再構築は予定していません。

5 海岸等の保全 (海岸浸食防止対策の継続・推進) について

(要望)

侵食された砂浜の回復による海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上、環境整備のため、県管理地である柳島海岸、中海岸、菱沼海岸等の海岸侵食対策を漁港への飛砂侵入抑制効果を含め茅ヶ崎海岸の堆積砂を活用し推進を図ること。

(回答)

県では、「相模湾沿岸海岸侵食対策計画」に基づき、養浜を主体とした侵食対策を、砂浜の変化や回復状況に応じて着実に実施しており、令和 3 年 3 月には、菱沼海岸地区などのように砂浜の侵食が進んだ海岸もあることから、より効果的な侵食対策を進めるため、計画の改定を行いました。

茅ヶ崎海岸では、相模川上流のダムの堆積土砂を養浜材として利用しているほか、茅ヶ崎漁港西側の一带に堆積した砂についても、漁港管理者である茅ヶ崎市と連携して、養浜材として活用しており、令和5年度は、柳島地区で約5,000 m³、中海岸地区で約9,000 m³、菱沼海岸地区で約20,000 m³の養浜を実施します。

今後も引き続き、茅ヶ崎海岸の侵食対策を効率的、効果的に実施し、海岸利用者の安全確保と海岸周辺の魅力向上等に取り組んでまいります。

6 市町村地域生活支援事業に対する国庫・県費負担強化について

(要望)

障害者総合支援法による地域生活支援事業について、国の定める基準額ではなく、事業費の総額に対して、国2分の1、県4分の1の補助を行うこと。

(回答)

地域生活支援事業の国庫補助率が2分の1を下回り、市町村に大幅な超過負担が生じていること、また、他の補助対象事業が当該補助金に統合される傾向にあることについては、本県としても大変深刻な問題であると認識しています。

そのため、例年「国の施策・制度・予算に関する提案」において重点的提案として必要な財政措置を国に要望しています。また、各種ブロック会議等においても国庫補助金の枠拡大と事業実績に見合った確実な財源措置を講ずるとともに、配分方法については各自自治体に情報提供することについても国に要望しています。

併せて、市町村地域生活支援事業の必須事業のうち、意思疎通支援や移動支援、日常生活用具の給付といった個人向けの給付事業については、障がい者の日常生活や社会参加など障がい者の自立支援に不可欠なサービスであることから、地域格差を生じさせることなく適切な水準を確保し、安定的に事業が実施できるよう、その財源については必要な経費が確保できる国庫負担金とし、地方負担分についても的確な交付税措置を行うことが適当であるとして、国に要望しているところです。今後とも機会をとらえて継続的に要望してまいります。

逗子市

1 土砂災害特別警戒区域のハード対策の推進

(要望)

砂防事業、急傾斜地崩壊対策事業等におけるハード対策の更なる推進を図ること。

(回答)

県では、土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制の整備等の促進を図るため、土砂災害警戒区域等を指定しています。あわせて、施設整備によるハード対策を進めています。

ハード対策については、住民からの要請が多い、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

また、近年の激甚化・頻発化する土砂災害に対応するため、令和5年3月に「神奈川県水防災戦略」を改定し、計画額を増額するなど、さらなる対策強化を図るとともに国の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」の財源を最大限活用するなどし、ハード対策に取り組んでいきます。

なお、令和5年度から、国の補助事業の「まちづくり連携砂防等事業」が拡充され、がけ高の採択要件が10m以上から5m以上に緩和されました。しかし、この要件緩和を活用するためには、市町村が作成する「立地適正化計画」等の中に、砂防関係施設に関する整備方針等の記載が必要となるなど一定の要件がありますので、今後、逗子市の御協力をいただきながら、連携して事業を進めていきたいと考えています。

2 急傾斜地崩壊対策の推進

(要望)

急傾斜地崩壊防止工事の要望区域内に不在地主がいる場合、土地所有者の承諾を得られないことから、工事施工が不可能となるケースがあるため、土地所有者の承諾について、一定の条件を緩和すること。また、要望区域内に公共用地が含まれる場合においても、同様に採択すること。

(回答)

県では、傾斜度が30度以上、高さが5m以上あり、かつ、保全対象となる人家が5戸以上ある自然のがけ地において、土地所有者等からの要望を踏まえて、「急傾斜地崩壊対策事業」を実施しています。

土地所有者が不明な場合は、土地使用についての意向が確認できないため、事業実施は困難ですが、不在者財産管理人制度の活用により実施できる場合があります。

斜面の一部に公共用地が含まれる場合については、地元市町と結ぶ協定に基づき、現在でも負担割合を増額して対応しているところです。

なお、斜面の全体が公共用地となっている場合は、「急傾斜地崩壊対策事業」の実施は困難ですが、国では、交付金対象外となるがけ地において、市町村が斜面对策を行う場合、その財源対策として、「緊急自然災害防止対策事業」を活用できるようにしており、今後、本事業を活用する際には、県はその活用に向けた支援等を行っていきます。

3 交通円滑化と利便性向上

(要望)

道路利用者の安全安心の歩行空間の確保のため、県道205号にある金沢新道踏切を改良すること。

(回答)

県道205号(金沢逗子)の金沢新道踏切の改良については、踏切内の歩道の拡幅や、踏切外の歩行者だまりの整備に向けて、JR東日本と連携しながら検討を進めてまいります。

4 県道等の早期事業化、整備

(要望)

県道金沢逗子線の歩道拡幅について早期事業化をすること。また、三浦半島中央道路・逗子区間について、早期着工すること。

(回答)

県では、「かながわのみちづくり計画」（計画期間：平成28年度～令和7年度）に基づいて、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

県道205号（金沢逗子）の道路整備については、本計画に位置付けておらず、また、御要望の箇所は沿道に家屋が連坦し、部分的な改良も困難な状況であり、早期に事業化することは困難であります。

三浦半島中央道路の北側区間は、かねてから事業に対する反対が根強い地域があり、そこでは現地調査などに入れられない状況となっていました。

こうした中、令和3年7月、葉山町の御協力をいただきながら、地域の意向を確認するためのオープンハウス形式の相談会を開催し、地域の方々の御意向を改めて確認することができました。地域の方々からは、事業に賛成する声があがる一方、「地盤沈下」や、「騒音・振動」といった生活環境の悪化を懸念する声が寄せられました。そこで、こうした懸念にお応えするため、これまでに地質調査やトンネルの設計を進めてきました。令和4年度末からは、トンネル構造が自然環境に与える影響を予測・評価するための環境調査を実施しています。

令和5年11月には、地域の方々に広報誌を配布するなど、調査の進捗状況について情報を発信したところです。

三浦市

1 水道事業体の広域化の支援について

(要望)

改正水道法に基づき策定された水道広域化推進プランの推進に当たっては、地域ごとの実情や水道事業者の個別事情を考慮した経営基盤強化等を図るための制度的・財政的支援の体制を整えること及び事業統合などの広域化を希望する事業者がある場合には、統合に関する課題解決に向けた取組を支援すること。

(回答)

広域連携の推進役として、県では、広域化を推進するための仕組みを整えるよう国に働きかけるとともに、地域の実情に応じた広域化が実現できるよう国庫補助金の獲得・確保に努めてまいります。

また、水道事業は原則として市町村経営であることから、事業統合などの広域化は自治体の判断で進められることとなりますが、広域化を希望する事業者がある場合には、課題解決

に向けた取組を支援してまいります。

2 県道等の早期事業化、整備について

(要望)

三浦縦貫道路Ⅱ期区間及び同道路と一体的機能をもつ都市計画道路「西海岸線」の未整備区間の早期整備、並びに三浦縦貫道路Ⅰ期区間の通行料金の引き下げ及びE T Cの導入を実施すること。及び、県道215号(上宮田金田三崎港)宮川橋付近から都市計画道路城ヶ島線までの歩道設置を含めた安全対策を早期に実施すること。

(回答)

三浦縦貫道路Ⅱ期の北側区間の約1.9kmについては、地元の方々や三浦市の御協力をいただきながら、令和2年度に開通いたしました。

残る南側区間については、引き続き、着手の時期を含め、地元市との調整を進めていきます。

西海岸線は、豊かな自然が残る小網代湾を大規模な橋梁で跨ぐことなどから、自然環境の保全と優れた景観の形成に十分に配慮する計画とすることが重要であり、更に、地域の方々の御理解をしっかりと得ていく必要があります。

そこで、令和5年度は、西海岸線の整備が自然環境や景観へ与える影響などを、予測・評価するとともに、専門家の意見なども伺いながら、道路や橋梁の詳細な設計を進めており、9月末には、地域の皆様へ取組状況を説明するオープンハウスを、12月初めには用地測量説明会を開催しました。

また、令和5年度内には、用地取得に向けた測量に着手しますので、引き続き、地元調整などの御協力を、よろしくお願いします。

三浦縦貫道路については、開通後の利用交通量は計画を下回るなど、道路公社の経営環境は非常に厳しい状況にあるため、料金の値下げは難しい状況にあります。なお、道路公社は、維持管理業務の合併発注など、精力的に支出の縮減を図っており、引き続き、道路公社の経営改善に向け、県としても指導してまいります。

E T Cの導入には、多額の費用を要することから、道路公社では、比較的安価で、新しい技術であるネットワーク型E T Cの導入に取り組んでいます。

三浦縦貫道路では、令和5年3月から8月にかけて、このネットワーク型E T Cを活用した社会実験を行ったところであり、本格導入に向けては、利用可能なE T Cカードを増やす必要があることから、引き続き、道路公社と共同で、カード会社に参画を促してまいります。

県道215号(上宮田金田三崎港)宮川橋付近から城ヶ島線までの区間については、幅員が狭く、歩道がないことは認識しており、安全対策の観点から、まずは「通学路に指定されている区間」や「バスのすれ違いが困難な箇所」から、道路改良に取り組むこととし、令和4年度までに、路線測量や道路予備設計が完了し、令和5年度は、道路の線形や幅員について地元の御了解をいただき、詳細な設計や用地測量を行い、令和6年度から、用地取得に着手

したいと考えております。引き続き、地元調整などの御協力をお願いいたします。

3 国道等の早期事業化、整備について

(要望)

国道 134 号について、交通渋滞の解消を図るとともに、緊急輸送道路としての機能強化、歩行空間の確保、都市景観の向上に向けて電線地中化を推進すること。

(回答)

三浦市域の国道 134 号では、引橋交差点付近の 1 km 区間で無電柱化事業を行っており、令和 2 年度から電線共同溝の本体工事に着手し、これまでに 175m の工事が完了しております。

令和 5 年度は、引橋交差点北側の 200m の工事を実施しております。

引き続き、早期の完成を目指して、工事を推進し、緊急輸送道路としての機能強化を図ってまいります。

4 漁港等の整備について

(要望)

国民への安全・安心な水産物の提供のため、三崎漁港における高度衛生管理に対応した冷凍冷蔵庫、加工団地の整備に対する財政支援策を拡充し、また、三浦市発祥の海業の振興により地域を活性化する取組に対して、新たに海業をメニュー化した支援策を創出するなど水産振興施策に必要な支援をすること

(回答)

三崎漁港における高度衛生管理に対応した冷凍冷蔵庫、加工団地の整備について、引き続き、国に対し必要な予算の確保に努めるとともに、海業の振興については、漁港の有効活用等に加え、新たに漁業者による海業の取組への支援策についても令和 6 年度当初予算案に計上しました。

5 生活保護負担金の全額国庫負担化等について

(要望)

生活保護制度は法定受託事務であり、本来国が果たすべき役割であることから、生活保護費負担金については、全額国庫負担とするよう国に働きかけること。

(回答)

生活保護費負担金については、全額国庫負担とすることについて国に要望しています。

秦野市

1 国道 246 号バイパス（厚木秦野道路）の早期事業化及び全線整備に対する支援について

(要望)

国道 246 号バイパスの当市区間 (10.6km) について、未事業化区間の早期事業化、事業化区間については有料道路事業など、様々な整備手法の検討を踏まえた早期整備が図られるよう国への働きかけと、アクセス道路については早期実現に向け検討を行うこと。

(回答)

国道 246 号バイパスについては、秦野市区間を含む未事業化区間の新規事業化や事業化区間の早期整備について、県内関係市町村や経済団体と連携して、国に要望してきたところで、近年では、より効果的な訴えとするため、早期整備につながる有料道路事業の導入検討や、地域のまちづくりの観点を新たに盛り込んだ要望とすることなどを沿線市町村とともに検討し、国への要望に反映してまいりました。

さらに、令和 5 年度は、この道路の沿線の企業から開通に寄せる期待などをヒアリングし、こうした企業の声も取り入れながら要望を行いました。

今後も、国道 246 号バイパスの必要性を更に強く訴えられるよう、沿線市町村とともに、取り組んでまいります。

次に、厚木秦野道路のアクセス道路となる都市計画道路渋沢小原線は、「将来に向けて検討が必要な道路」として「かながわのみちづくり計画」に位置付けています。

この路線については、令和 4 年度、県市共同で勉強会をスタートしました。令和 5 年度は、7 月及び 10 月に勉強会を開催しており、現在、道路構造などに関する課題の整理を行っているところです。

今後も、国道 246 号バイパスの事業化の見通しを見極めながら、整備に向けた検討を進めていきます。

2 県道 705 号 (堀山下秦野停車場) の改良等について

(要望)

秦野駅前通り道路の整備に当たり、第 2 工区及び交差点工区の道路拡幅工事及び用地交渉の促進、電線供用時における歩行者の安全確保に係る安全対策を行うこと。第 1 工区及び第 2 工区について道路空間の有効活用、県道 705 号を含めた秦野駅北口周辺のにぎわい創造のためのまちづくりに係る事業へ協力を行うこと。

(回答)

県道 705 号 (堀山下秦野停車場) の第 2 工区及び交差点工区については、引き続き、市の御協力をいただきながら、令和 8 年度の全線供用に向け、用地取得を推進するとともに、道路拡幅工事にあわせて電線地中化工事を進めてまいります。

全線供用時における歩行者の安全対策については、東道交差点において、夜間の交通事故を防止するため、電線地中化工事が完了した後、道路照明灯を設置します。また、信号機設置については、市と連携しながら、引き続き、交通管理者に働きかけていきます。

また、第 1 工区及び第 2 工区における道路空間の有効活用については、今後、具体的なお考えを伺ってまいります。

3 県立秦野戸川公園の整備促進について

(要望)

県立秦野戸川公園について、新東名高速道路の開通を見据えた地域の観光資源としての更なる魅力向上に向け、未整備区域を活用した公園整備の早期実現を目指すこと。

(回答)

秦野戸川公園は、丹沢のふもとに位置し、川遊びやスポーツを楽しめる広域公園で、約36haを開園しており、令和4年度は、利用促進イベントの再開などもあって、年間約57万人の方に来園いただきました。

そうした中、秦野市におかれては、令和2年度に「表丹沢魅力づくり構想」を策定され、その中で、秦野戸川公園を「山岳・里山アクティビティの活動拠点」として位置づけられました。

そこで県では、秦野丹沢スマートインターチェンジに近接する約5haの未整備区域について、様々な民間事業者からの意見を参考にしながら、令和5年度末を目途に土地利用のイメージを固めていくほか、既存区域との連携も重要と認識しておりますので、公園全体の公園基本計画の見直しも、すみやかに進めてまいります。

県としては、今後、未整備区域を活用した秦野戸川公園の魅力向上に取り組むと共に、秦野市におかれても、「表丹沢ツーリズム連絡会議」を立上げ、様々な事業者間の連携や地域のブランディングに取り組まれていることから、公園周辺の既存施設との連携方策などについて市としっかり連携し、表丹沢地域の賑わいを創出してまいります。

4 表丹沢の魅力向上につながる県有施設等の効果的な活用について

(要望)

表丹沢の更なる魅力向上のため、表丹沢県民の森、菜の花台園地など、県有山岳・里山施設の魅力向上につながる維持管理及び整備等の促進、県営林道等の活用、ヤビツ峠の快適な環境の実現に向けた効果的な対応策の検討を行うこと。

(回答)

菜の花台園地や県が管理する登山道等については、表丹沢の魅力向上に取り組む関係市町村等と連携しながら、今後とも適正な維持管理に努めていきます。

表丹沢の魅力向上につながる県営林道等の活用については、令和3年度より、市、秦野市森林組合、県による林道活用に関する検討会を実施し、令和4年度には、秦野市森林組合が中心となって、森林・林業・木材を知る体験型イベントを市営林道において開催しました。令和5年度にはこの検討会において表丹沢林道を対象とした具体的な開催条件の検討を行い、整理しました。

今後は、イベントの開催相談については、整理した開催条件に基づいて確認のうえ対応してまいります。

ヤビツ峠駐車場は、自然環境への影響を考慮し24台の駐車スペースとしております。駐車場不足については、秦野市の考えや自然環境への影響等を踏まえ、必要に応じて対応策を検討していきます。

ヤビツ峠公衆便所については、令和5年度、施設等の改修工事を行い、秦野市による日常管理とあわせて、快適に使用いただけるよう努めていきます。

5 産科医の確保及び医療体制の整備・充実について

(要望)

市民が安心して医療を受けることができるよう、地域医療の連携体制の強化及び秦野赤十字病院における分娩業務の再開に向け、産科・小児科等の医療従事者が不足する現状を念頭に置いた、「県内医科大学の地域枠の拡充」や「医師・看護師等の修学資金の拡充」など、地域の危機的状況を踏まえた一層の医師、看護師等の確保対策の推進、総合的な救急医療体制の整備、充実を行うこと。

(回答)

県では、産科・小児科等の医師の不足を中長期的に解消するため、県内の4医科大学に「地域枠」を設定して入学定員を拡大し、修学資金の貸付けを行っています。この地域枠による大学の臨時定員増は、令和元年度末までの措置でしたが、本県をはじめとする都道府県の要望活動の結果、令和7年度まで制度が延長されました。令和8年度以降においても地域枠が維持できるよう、引き続き国に要望しています。

このほか、医師の地域・診療科偏在の是正と、医師としての能力開発・向上との両立を目的とした、キャリア形成プログラムを見直し、医師の確保を特に図るべき区域へ地域枠医師を配置できるよう、「神奈川県医療対策協議会」において検討・調整を続けています。

また、近年は中止していましたが、産科を希望する医師を対象とした研修会（産科婦人科医会との共催）を令和5年度より再開しました（令和4年度は産科婦人科医会の単独で開催）。

さらに、看護師についても、修学資金制度の継続や、勤務環境改善の支援により、引き続き県内での就業・定着を図ってまいります。

こうした取組と並行して救急・産科・小児科の医療体制については、救急医療問題調査会や周産期医療協議会、小児医療協議会において、引き続き検討してまいります。

6 水源環境保全・再生施策の継続について

(要望)

「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」について、令和9年度以降も水源環境保全税の存続等による財源確保を含む必要な措置を講じ、水源環境の保全・再生施策の継続を検討すること。

(回答)

県では、県民生活を支える良質な水を、将来にわたり安定的に供給するため、間伐等の森林整備や自然浄化機能を高める河川整備など、水源環境保全・再生施策を16年にわたり取り組んできました。

その結果、森林の緑のダムとしての機能が回復し、モニタリング結果でも水質の改善が図られるなどの効果が現れています。

一方、昨今の集中豪雨による自然災害など、施策開始当初には想定できなかった課題が生じてきています。

県としては、これまでの取組により回復した、「かながわの水源環境」が施策開始前の状態に戻らないよう、良好な状態を維持していく必要があると考えています。

大綱期間終了まで3年余りありますが、令和5年度末には、有識者等で構成する県民会議から、施策の総合的評価と大綱期間終了後に向けた意見が提出される予定です。

今後、県民会議からの評価等を踏まえ、また、県民の皆様や県議会、市町村等の御意見をしっかりと伺いながら、県としてこれまでの取組を検証し、令和6年度以降、財源のあり方も含め、施策の方向性を整理してまいります。

厚木市

1 急傾斜地における防災対策工事補助制度の拡充について

(要望)

大規模災害発生時の避難場所等として指定している施設を、土砂から守るための対策にかかる経費について、県の補助制度の拡充をするとともに、国へも働きかけること。

(回答)

「市町村地域防災計画」に位置付けられている土砂災害警戒区域内の避難場所等については、斜面が私有地で高さが10m以上など一定の条件を満たす場合、国の交付金により、県が「急傾斜地崩壊対策事業」を実施できる場合がありますので、個別に御相談ください。

また、国では、交付金対象外となるがけ地において、市有地のがけ地などで市町村が斜面対策を行う場合に、その財源対策として、令和7年度まで緊急自然災害防止対策事業債を活用できるようにしています。

今後、本事業債を活用する際には、県は市町村が策定する「緊急自然災害防止対策事業計画」の作成支援等を行っていきます。

なお、県では、「市町村地域防災力強化事業費補助金」により、市町村が避難所等に整備する資機材、備蓄食料について、財政支援を行っていただきますので、引き続き、この補助金を通じて、市町村の取組を支援してまいります。

2 広域連携の新たな取組への財政支援について

(要望)

様々な分野において、近隣市町村との連携を積極的に推進し広域的な地域課題や政策課

題の解決及び地域全体の活性化を図るための新たな取組の円滑な事業の推進を図るための財政支援を検討すること。

(回答)

市町村自治基盤強化総合補助金においては、団体限度額 5,000 万円に加えて、固有型広域連携事業の場合、さらに 1 団体当たり 5,000 万円の加算があります。

また、令和 3 年度からは国又は県と市町村の合築等事業について、さらに 1,000 万円の限度額加算を行っているところです。

本件について、具体的な事業内容等が決まりましたら、地方創生推進事業等他メニューの活用なども含め検討してまいりますので、御相談ください。

3 光熱費等の価格高騰に伴う診療報酬の改定及び財政支援について

(要望)

昨今の原油価格・物価高騰下において、医療機関は高騰する諸経費を診療報酬に転嫁できないため、病院経営に大きな負担が生じている。今後、光熱費等の価格高騰が長期化すると、費用負担が増大し、医療サービスの低下を招くことが懸念される。適時適切な診療報酬の改定及び財政支援を講じること。

(回答)

本県では、国の財源を活用し、令和 4 年度に引き続き、令和 5 年度についても、電気代・ガス代等の高騰による医療機関等の負担を軽減するため、支援金の支給を行っており、令和 6 年度については、病床を有する医療機関に対する食材料費の高騰分の支援金を計上しました。

なお、医療機関等に対しては、地域によって対応が異なることがないよう、診療報酬改定など全国一律の対応を行うべきであり、県は、繰り返し国に要望しております。

4 学校給食費の無償化について

(要望)

子育て世代の負担軽減策の一環として、学校給食費の無償化が広く提唱される中、市町村間で費用負担の格差が生じることがないよう、地方交付税措置等によらない補助制度の創設を国に働きかけること。

(回答)

学校給食法第 11 条は、経費の負担について、学校給食費を保護者の負担としています。

国は令和 5 年 6 月に、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、少子化対策・こども政策の抜本強化として、学校給食無償化の課題整理等を行うとしています。

こうした中、県としても、義務教育諸学校における学校給食費の無償化について、学校給食費の保護者負担を無償とするよう、国全体として学校給食費等の負担のあり方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すことを、全国都道府県教育委員

会連合会を通じて国に要望しています。

5 県道及び国道における自転車走行空間の整備について

(要望)

自転車活用推進法に基づき、大山周辺の豊かな自然環境をいかした観光振興を図るため、県道 60 号（厚木清川線）及び 64 号（伊勢原津久井線）、国道 412 号、246 号、129 号に自転車走行帯を敷設するなど、自転車走行空間の整備向上に取り組むこと。

(回答)

自転車走行空間の整備については、これまで、本厚木駅周辺の県道 601 号（酒井金田）で実施しております。「厚木市自転車活用推進計画」に位置付けられた他の箇所の整備についても、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを見ながら、実施について検討してまいります。

大和市

1 基地問題に対する取組の強化について

(要望)

当市に厚木基地が所在するという本質的な問題があることから、長年にわたり航空機騒音や事故への不安、航空法に基づく高さ制限による街づくりの支障、さらには国際情勢が厚木基地へ及ぼす影響など、様々な負担を強いられており、市民生活や市の発展等に大きな影響を及ぼしている。

国や関係機関が基地に起因する諸問題の解決と厚木基地周辺住民の負担軽減に向けた取組を確実に進めていくよう、県と基地所在地である当市がより密接に連携し、国や米軍に対して一層強く求めていくこと。

(回答)

空母艦載機移駐後の厚木基地周辺住民の負担軽減を確実なものとするよう、空母艦載機着陸訓練の硫黄島での全面実施、飛行時の安全確保、高さ制限等利用制限を受けている飛行場周辺地域の土地に対する補償制度を設けること、について「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」を通じて関係市と連携し、国に働きかけており、引き続き働きかけてまいります。また、国による財政的措置及び各種支援策の充実等についても、国に働きかけており、引き続き働きかけてまいります。

2 特別支援教育の充実強化について

(要望)

現在、当市では、小中学校全 28 校に特別支援学級を設置している。平成 31 年 4 月から「大和市特別支援教育センター」を開設し支援の充実を図っているものの、特に重度の障がいのある児童生徒に対しては、特別支援学校において蓄積してきた専門的知識や技能を生

かし、特別支援のセンター的機能をより活用し、特別支援教育に関する相談や支援を充実するためにも、居住地に近い場所への特別支援学校の設置が求められる。県として、通級指導教室の県費指導教員の更なる充実、神奈川県特別支援学校を当市内に設置することを含めた特別支援教育の充実を図ること。

(回答)

通級指導教室に対応する教員の配置については義務標準法に規定があり、法改正により基礎定数化が進んでいるところですが、対象児童生徒が少数在籍する学校においても、状況に応じて加配定数を確保することができるよう、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会を通じて要望しています。

県立特別支援学校では、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理職の自立活動教諭(専門職)を、県内を5つの地域ブロックに分け、各地域ブロック内で4職種そろよう、各校に1~2名配置しています。

各校の教育相談コーディネーターを中心に、自立活動教諭など、特別支援学校のセンター的機能における特別支援教育に関する相談・支援や、障がいのある児童・生徒等への指導・支援等の取組により、今後も地域の小・中学校等の支援体制づくりを支援してまいります。

県教育委員会では、令和4年3月に策定した「かながわ特別支援教育推進指針」に基づき学校の整備を進めています。現時点において大和市に新規の学校を設置することは考えていませんが、地域の課題や周囲の県立特別支援学校の受け入れ状況を踏まえながら対応を検討してまいります。

3 国道、県道等の早期事業化及び自転車通行帯の整備について

(要望)

県道及び県管理の国道について、施工区間の早期完成と未着手区間の早期事業化及び早期事業、また、自転車通行帯の設置について着手をすること。

(回答)

県道40号(横浜厚木)の境橋から中央7丁目までの区間の整備については、「かながわのみちづくり計画」の改定にあたり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映しておりません。

県道45号(丸子中山茅ヶ崎)の横浜市境から約1.0km区間については、平成14年度から4車線化事業に着手し、用地の取得率は、令和4年度末時点で、約8割となっており、用地を取得した区間から順次、工事を進めています。

また、事業区間西側の旧県道から桜ヶ丘1号踏切間の安全対策については、これまでに概ね9割の歩道設置工事が完了しています。

今後も地元住民の御理解をいただきながら、用地取得を進めるとともに、事業進捗に努めていきます。

事業認可区域外の早期事業化については、「かながわのみちづくり計画」の改定にあたり、大和市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映しておりません。

国道 467 号の南部地区整備区間（藤沢市境から渋谷小学校前歩道橋）の歩道整備については、一連の用地が確保できた箇所から、順次整備を進めており、令和 5 年度は、下和田交差点南側の 150m 区間で、西側の歩道整備を行っております。今後も市や地元関係者の協力を得ながら事業推進に努めてまいります。

その他の地域の道路整備については、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討してまいります。

都市計画道路相模原二ツ塚線の県道 50 号（座間大和）以南については、今後の検討課題として考えております。

自転車通行帯の設置について、大和市が、国の「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン」策定前に、独自に基本計画を定め、整備をしてきていることは承知しております。

県が整備または管理している路線については、国のガイドラインに即した整備を行うこととしており、今後どのような対応が出来るか市や交通管理者と調整してまいります。

4 交差点における安全対策について

（要望）

交差点で信号を待つ歩行者等が犠牲となる事故が相次ぐ昨今の交通事故の情勢等を踏まえ、歩道を有する国道、県道の交差点における横断歩道と歩道の接続部付近やその近傍で、歩行者の保護の必要性及び緊急性が特に高いと判断される個所を対象に耐衝突型の車止めを設置すること。

（回答）

耐衝突型の車止めについては、令和 4 年度は緊急性が高い 2 箇所を設置を行っており、今後も、市の御意見をいただきながら、必要性や緊急性が高い箇所において、設置を検討してまいります。

5 資源化対策の推進について

（要望）

当市では、循環型社会の形成と環境負荷低減等のため、焼却灰の全量資源化を目指している。焼却灰の資源化については、現在、県外の資源化処理施設に頼っているが、他県の焼却灰を受け入れない施設が見受けられ、安定した資源化のルートの確保が課題となっているほか、遠方の施設への運搬費用がかさんでいる。県内の多くの自治体が同様の課題を抱えていることから、県が中心となって、資源化処理施設の誘致や既存企業の育成を行い、県内に焼却灰を安定的かつ安価に受け入れられる環境を整備すること。

（回答）

焼却灰の安定的、効率的な資源化方策について、他の市町村も同様の意向であれば、「神奈川県市町村一般廃棄物主管課長会議専門部会」の議題とし、市町村と共同して検討してまいります。

6 有価物等の取扱者への規制・指導について

(要望)

有価物の一つである金属スクラップについては、保管中のスクラップヤードにおいて火災や倒壊事故が発生するなど、周辺的生活環境に影響を及ぼす事例が全国的に発生し、地域住民に不安を与えている。平成 29 年 6 月に改正された、廃棄物の処理及び清掃に関する法律によって、金属スクラップのうち、有害使用済機器の保管等に関する取扱いが定められることとなったが、有機使用機器を含まない物品等は対象外になっており、市として対応に苦慮している。県が主体となり、有害使用機器を含まない金属スクラップの保管等に係る条例を整備すること。

(回答)

県としては、金属スクラップヤードにおける崩落事故の発生等が懸念される事業場に対して、条例の整備により一律の定めを設ける考えは現時点ではありませんが、市町村と協力して個別の状況に応じた自主的な取組を求めてまいります。

7 重度障害者医療費助成制度の充実について

(要望)

神奈川県の重度障害者医療費助成制度の対象者は、現在、身体、知的、精神ともに重度障がいのある方を対象にしているが、いずれの障がいの対象者についても公平性を保ちつつ、重度障がい者以外の障がい者も対象とするよう制度の拡充を要望する。また、障がい者に対する医療費助成は、国の責務において実施されるべきものであるため、全国で一律の支援が行われるよう基準を設け、国の事業として実施することを国に働きかけること。

(回答)

重度障害者医療費助成制度のあり方については、実施主体である市町村の財政的な影響が大きいことや、実情が異なることから、様々な課題について整理した上で、引き続き市町村と協議してまいります。

また、県では、国の責任において、身体・知的・精神の重度障がい者等への医療費助成の統一的な公費負担制度を創設するよう要望しているところであり、今後も引き続き要望してまいります。

伊勢原市

1 新東名高速道路、国道 246 号バイパス及び関係道路の整備について

(要望)

新東名高速道路の早期全線開通に向けた整備促進を図るとともに、国道 246 号バイパスの未事業化区間の令和 6 年度の新規事業化、事業化区間の早期供用開始に向けた整備促進について、国及び関係機関へ働きかけるとともに、埋蔵文化財発掘調査を早期に完了させ、発掘調査体制の強化や新技術の活用を図るなど更なる調査効率の向上を図ること。また、関連する県道 611 号（大山板戸）の石倉橋交差点から市道 2611 号線の交差点までの未整備区間約 480mについては、引き続き早期整備を行うこと。

（回答）

新東名高速道路の整備促進と、厚木秦野道路の事業化区間の早期整備及び未事業化区間の新規事業化については、県内関係市町村や経済団体と連携して、国や高速道路会社に要望してきたところであり、今後も、引き続き、様々な機会をとらえて、国等に強く働きかけてまいります。

また、埋蔵文化財発掘調査については、これまでも発掘担当者の増員や三次元測量等の導入を図ってきており、引き続き、実施主体である公益社団法人かながわ考古学財団と協力して、発掘調査体制の強化や調査効率の向上に取り組んでいきたいと考えています。

県道 611 号（大山板戸）については、現道幅員が狭いことから、交通安全確保のため、拡幅整備を進めてきており、未整備区間の約 480m区間については、2 工区に分けて整備することとしています。

このうち、山王中前交差点前後の約 260mの工区では、令和 4 年度までに全ての用地取得が完了しました。工事については、これまで約 180m区間の歩道設置が完了し、令和 5 年度に、残る約 80m区間の工事を行い、約 260mの工区について事業が完了となる見込みです。

また、残る約 220mの工区では、令和 3 年度から、用地取得を進めており、引き続き、地元調整など、市の御協力をいただきながら、出来るだけ早い全体完成を目指してまいります。

2 県道 2 路線の整備について

（要望）

県道 64 号（伊勢原津久井）は、周辺住民の日常生活において大変重要な路線であるが、県道 63 号（相模原大磯）から厚木市境に至るまでの区間は、幅員が 5.8mと狭く、歩道もない状況である。非常に危険な状態にあることから、当該路線の拡幅整備を進め、未整備区間約 350mについても整備推進を行うこと。

県道 61 号（平塚伊勢原）は、平塚市と伊勢原市を結ぶ主要地方道あることから、電線地中化促進事業について、早期完了に向け引き続き整備推進すること。

（回答）

県道 64 号（伊勢原津久井）について、御要望の第 2 期区間約 700mでは、市の御協力もいただき、令和 4 年度までに全ての用地を取得し、南側の約 350mの区間で工事が完成しています。

令和 5 年度は、残る区間のうち、工事が完成した区間に続く、約 170mの工事を進めてま

います。

引き続き、地元調整など、市の御協力をいただきながら、令和7年度の全体完成を目指していきます。

県道61号（平塚伊勢原）の電線地中化事業については、国道246号から伊勢原駅に向け約500mの区間を、第1期工区として平成21年度から事業に着手しており、令和2年度までに電線共同溝の本体工事が完了しました。

令和5年度は、引き続き、沿線の店舗や家屋にケーブルを引込むための管路工事を進め、ケーブルの引き込みが終われば、不要となった電柱を撤去のうえ舗装工事を行い、令和6年度の第1期工区の完成を目指していきます。

また、武道館入口交差点から伊勢原駅までの約500m区間の第2期工区については、第1工区に引き続き、切れ目なく工事に着手できるよう令和5年度は詳細設計を行ってまいります。

長い時間がかかっておりますが、引き続き、地元の意向などを十分配慮し、市のご協力をいただきながら、できる限り早期の完成を目指してまいります。

3 ツインシティ整備計画に定める道路2軸（平塚愛甲石田軸及び伊勢原大神軸）の整備について

（要望）

平塚愛甲石田軸の県道44号（伊勢原藤沢）から県道22号（横浜伊勢原）までの区間及び、伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間について、早期の事業着手及び整備推進すること。

（回答）

平塚愛甲石田軸の県道44号（伊勢原藤沢）から県道22号（横浜伊勢原）までの区間及び伊勢原大神軸のツインシティ大神地区から都市計画道路石田小稲葉線までの区間については、県道として整備するため、令和5年10月末には、地元の皆様に事業に対するご理解を深めていただくための地元説明会を開催するとともに、11月末には都市計画説明会を実施したところです。

令和6年度には都市計画手続きに着手したいと考えていますので、引き続き、地元調整などの御協力を、よろしくお願いします。

4 二級河川の治水対策について

（要望）

市内二級河川について、金目川水系河川整備計画に基づき、河川工事の早期完成、堆積土砂の撤去や樹木の伐採等を行うなど、河川の適切な維持管理を行うこと。

（回答）

金目川水系の河道整備などについては、今後、河川整備計画に基づき、早期整備促進に努

めてまいります。

堆積土砂の撤去等については、「神奈川県水防災戦略」にも位置付け、重点的に取り組んでいます。

歌川の大堰橋から土安橋までの区間については、平成 29 年度より下流から順次、河床掘削に取り組んできており、令和 5 年出水期までに全区間で完了しています。

引き続き、現状の施設の能力を最大限活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

5 砂防指定地の整備について

(要望)

未整備区間において、現況の河川が蛇行しており、大雨の際に堤防の崩壊が起こるなど危険な状況にあることから、渋田川砂防指定地、谷戸岡沢について、引き続き整備推進を行うこと。栗原川砂防指定地については、工事再開を検討すること。

(回答)

渋田川について、令和 4 年度は、九沢（くざわ）橋取り付けまでの約 40m の整備に必要な用地測量を実施しました。

令和 5 年度は、この測量結果をもって事業用地の取得を目指し関係地権者と用地交渉を行っているところです。

谷戸岡沢について、令和 4 年度は、残り約 180m 区間の市道 82 号線から市道 81 号線まで、溪流保全工の詳細設計を実施しました。

令和 5 年度は、交差する市道 81 号線部の箱型函渠詳細設計を実施しています。

栗原川は、地権者の意向により用地取得が出来ず、平成 10 年度の工事を最後に事業を休止してから約 25 年経過しています。まずは、市の協力をいただきながら現地確認や地元調整を行い、状況の変化について、把握してまいります。

今後とも、市の関係部局の協力を頂きながら、事業の着実な進捗に努めてまいります。

6 伊勢原駅北口地区市街地再開発事業について

(要望)

当市の最重要課題の一つとして取り組んでいる組合施行による（仮称）伊勢原駅北口地区第一種市街地再開発事業について、交通結節点としての機能強化や活力と魅力ある中心市街地の形成を早期に実現するため、計画的な整備推進に対する指導、支援を行うこと。

(回答)

伊勢原駅北口地区の市街地整備については、令和 3 年 11 月に新たな事業推進組織となる伊勢原駅北口地区再開発準備組合が設立され、事業化に向けた検討が開始されたと承知しています。

令和5年度は、都市計画決定に向けて基本計画案の作成を進めており、令和6年度より国の交付金を活用して事業を推進する予定と伺っております。

県としては、本地区の事業を推進するため、事業計画認可及び組合設立にかかる技術支援や、社会資本整備総合交付金の確保に向けた国との調整を行ってまいります。

海老名市

1 地方税・公金の収納業務における費用負担の適正化について

(要望)

近年、一部の金融機関から高額な窓口収納事務手数料等を請求され、その金融機関での取り扱いを取り止めざるを得ない地方自治体も散見される。総務省では普通交付税の算定項目として検討が進んでいるようだが、本市は普通交付税不交付団体であり、金融機関の窓口収納事務手数料等が有料化されることとなれば、市の負担が増え、市財政は大きな影響を受けることとなる。個人県民税分の窓口収納事務手数料等負担分については、県が負担するよう検討すること。

(回答)

個人県民税の収納に際し、市町村が金融機関に支払う窓口収納事務手数料は、賦課徴収に要する費用であることから、徴収取扱費で対応することとされています（総務省の見解）。したがって、当該手数料について、徴収取扱費とは別に県が独自に負担することは考えていません。

なお、県内市町村の課税状況調べを基に、個人県民税の賦課徴収に要する費用を試算したところ、窓口収納事務手数料を含めても、現行の徴収取扱費（納税義務者一人当たり3,000円）で対応できるものと認識しています。

2 脱炭素社会の実現に向けた取組について

(要望)

現在、神奈川県で実施している「かながわスマートエネルギー計画推進事業費補助金交付要綱」中、「神奈川県EV充電設備整備費補助金」について、申請対象に地方公共団体を追加することを検討すること。急速充電器の整備には高額な費用を要することから、補助金の増額や運用面の補助等、更なる支援の充実を図ること。複数の地方公共団体が共同してEV急速充電器を整備できるよう、制度構築及び補助制度の創設等を検討すること。国レベルでの支援も必要不可欠であることから、国へ支援を働きかけること。

(回答)

電気自動車（EV）の普及には、充電環境の整備が不可欠であり、県では、充電設備の整備への補助を実施してきました。

充電インフラの整備促進に向けて、令和6年度当初予算案において急速充電設備の新規整備への補助額を増額するとともに、市町村が公共用の急速充電設備を整備する場合、補助

対象に加える措置を講じることとしています。

なお、複数の地方公共団体が共同してEV急速充電器を整備することについても、整備主体のうち代表となる市町村に対し、補助することとしています。

国への要望については、「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、経済産業省の充電インフラに対する補助事業における「経路充電」の対象を広げるよう、国に対し、提案しております。

今後も国の動向を注視し、必要に応じ国へ働きかけてまいります。

3 特殊詐欺犯罪防止対策に対する支援について

(要望)

県費補助金が令和4年度で終了した特殊詐欺犯罪防止対策として有効な迷惑電話防止機器等の購入や設置に対する補助金の復活を検討すること。

(回答)

迷惑電話防止機能付き機器は特殊詐欺被害防止に有効であり、高齢者の方が設置を望めば、比較的小さい負担で購入可能なものですが、この機器の存在と有効性を知らないと普及にはつながりません。

そこで県では、同機器の普及・周知を図ることを目的に、令和2年度から4年度までの3か年限定の事業として、同機器の購入補助事業を実施しました。

この3年間の補助事業を通じ約11,000台以上の購入補助を実施するとともに、普及に取り組んでいただける市町村も事業開始前の2自治体から22自治体に増えるなど、普及・周知が進み、機器の認知度も向上し、補助事業は一定の成果を上げたと認識しています。

一方で、県内150万の高齢者世帯に対して、さらに機器の普及を図るためには、個別世帯への補助事業では限界があるため、高齢者ご本人はもとより、周囲の方も含めて、機器の有効性を認識していただき、より多くの方に自発的に同機器を設置していただけるよう、幅広い年代への働きかけが必要だと考えています。

加えて、家族や知人、近隣の住人など、高齢者に関わる周囲の方々が、高齢者が犯罪に巻き込まれないよう、注意を払い、一体となって犯罪抑止に努めることも重要です。

そこで、県は、これまでに一定の成果を上げた同機器の購入補助事業は当初の予定通り3年間で終了とし、高齢者本人だけでなく、家族等の周囲の方も一体となって被害を防いでいただけるよう、若者の犯罪への加担防止も含め、幅広い世代を対象とした特殊詐欺被害防止のための広報啓発事業へ軸足を移すこととし、令和5年度以降は、令和4年度と同機器の購入補助事業における実績額(9,101千円)を上回る規模の予算(令和6年度12,779千円)を計上し、対策強化を図っているところです。

このため、補助の復活は考えておりませんが、迷惑電話防止機能付き機器の重要性を踏まえた上で、特殊詐欺被害防止に取り組んでまいります。

4 中学校部活動指導員配置促進事業費補助金の拡充について

(要望)

部活動指導員配置促進事業費補助金について、配置希望数に見合った補助金額の配分を検討すること。このために必要な財源確保を必ず行うとともに、国に対しても働きかけること。

(回答)

国における部活動指導員配置補助事業を活用した市町村立学校への部活動指導員の配置については、事業開始時の平成 30 年度は 3 名の配置でしたが、令和 5 年度には 39 名を配置し、段階的に拡充して市町村の要望に対応してきました。

しかしながら、市町村の要望通りに配置できていないことは課題と認識しています。

併せて、現在進めている部活動改革における指導者確保の面で、大変有効な人材とも考えています。

県教育委員会としては、部活動指導員の果たす役割は重要と考えており、令和 6 年度は配置を拡充する措置を講ずることといたしました。限られた財源の中ではありますが、今後もできる限り市町村の要望に応えられるよう必要な予算の確保に努めるとともに、国に対しても更なる財政措置について要望してまいります。

5 信号機の設置及び関連道路の交通規制、並びに消えかかっている路面標示の早期復旧について

(要望)

「市道 62 号線延伸道路整備事業」において、道路の主従が変更されることから、地元自治会から信号機の設置要望が提出され、神奈川県警察本部より設置ができない旨の回答があったが、令和 4 年度末の道路供用後、実際に交通事故が発生していることや、周辺道路の交通規制が上申段階で見送られていることから、信号機の設置と交通規制について再度検討すること。

また、登下校中の生徒を含む歩行者、車両の安全確保のために、神奈川県警察本部（交通管理者）が所管する「消えかかっている路面標示」の早期復旧を行うこと。

(回答)

御要望交差点を確認したところ、車両交通量は一定数あるものの、市道 17 号側に一時停止規制があり、車両同士の危険な交錯は確認できませんでした。

また、歩行者交通量も閑散としていたほか、警察が設置した「一時停止規制」「横断歩道」のほか、道路管理者によるカラー舗装や注意喚起などの安全対策が行われており、歩行者も安全に横断ができていることから、信号機設置の必要性は低いと考えます。

仮に信号機を設置した場合には、隣接信号機との距離が近いこと、信号灯器を誤認するおそれがあり、信号無視の誘発が懸念されます。

更には、市道 17 号の道路幅員が狭いため、信号待ち車両の横を安全にすれ違うために必

要な幅員の確保が困難であるほか、歩行者等の交通に支障を及ぼさないように信号柱を設置する場所がない状況です。

以上のことから、信号機の設置は困難であります。

横断歩道等の交通規制の実施については、交通量調査等の結果を踏まえ検討してまいります。

横断歩道等の道路標示の復旧については、必要な予算の確保を図るほか、少しでも多く補修できるよう、ライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行に努めるとともに、より速やかな復旧に努めてまいります。

座間市

1 介護保険事業に対する人材確保体制について

(要望)

介護サービスに係る人材の育成及び確保について、地域医療介護総合確保基金等を活用し、十分な財政支援と専門職の育成及び確保を図るための施策の充実を図ること。

(回答)

福祉・介護人材の養成・確保については、団塊世代のすべてが75歳以上となる2025年に向け、喫緊の課題と認識しており、引き続き、地域医療介護総合確保基金等を活用して、「多様な人材の確保」、「資質の向上」及び「労働環境等の改善」の3つを大きな柱として、関係機関と連携して取組を進めています。

2 短期入所事業所増加に対する支援について

(要望)

強度行動障がい児者、重度心身障がい児者、医療的ケアが必要な者(子ども含む)の需要に対応できる短期入所事業所が少ないため、急病による介護者不在などの緊急時にも対応できる短期入所事業所増加のための施設整備助成などの支援や、専門的人材の育成事業、人材確保のための財政措置、緊急受入の際の加算の設定などの既存施設への支援等、現況を改善できるような支援策を講じること。

(回答)

地域で暮らす重度の障がい者やその御家族にとって、レスパイトや緊急時に利用できる短期入所事業所は、非常に重要な福祉基盤であると認識しています。

県では、平成30年度から、重症心身障がい児者の方々の在宅生活の維持継続のために、医療的ケアが必要な障がい児者の受入先となる医療型短期入所事業所の開設支援に取り組んでおり、令和4年度には新たに1事業所が開設されています。

そして、医療型短期入所事業所の開設促進に併せて、令和5年度からは、医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者等を対象とした障害児等メディカルショートステイ運営事業を進めており、県所管域の中核的な小児科医療機関等へ、受け入れの協力を依頼するこ

とで、受入れ先の確保に努めてまいります。

また、強度行動障害支援者養成研修を実施し、激しい行動障害を伴う重度知的障害児者に対する専門的な対応を修得した人材育成の取組や、重度重複障害者等支援看護師養成研修により重度心身障害児者、医療的ケアが必要な方への支援における専門的な技術を持つ看護職の養成、福祉・介護職員処遇改善加算等の取得促進による福祉人材の確保・定着などを行っています。

さらに、障害者地域生活サポート事業のメニュー事業である短期入所利用促進事業において、重症心身障害児者等支援困難な障がい児者の受入を行った事業所に対して、市町村と協調して補助を行っています。

これらの事業を通じて、短期入所事業所を量質ともに充実させ、市町村における地域生活支援拠点の整備と連携を図りながら、重度障がい児者が住み慣れた地域で安心して生活が出来るよう、引き続き県としての支援を行ってまいります。

3 一次・二次救急医療体制の維持について

(要望)

一次・二次救急医療体制の維持に必要な財政支援や医師等の医療資源確保により、安定的な救急医療提供体制の充実を図る対策を講じること。

(回答)

初期救急については、国においても、地域の実情に応じた体制構築を行う観点から市町村の業務として整理しており、また県においては、平成24年の緊急財政対策により救急医療体制に係る県と市町村との役割分担を整理し、平成26年度で補助を終了したため、運営費に対する補助は想定しておりませんが、県は広域自治体として、三次救急である救命救急センター、小児科、周産期救急など特殊救急の医療体制を継続して支援してまいります。

県では、医師確保対策の中長期的な取組として、県内の4医科大学に「地域枠」を設定して入学定員を拡大し、卒業後の一定期間、内科、外科、小児科及び救急科を含む県が指定した診療科での勤務を要件として修学資金の貸付けを行っています。

この地域枠による大学の臨時定員増は、令和元年度末までの措置でしたが、本県をはじめとする都道府県の要望活動の結果、令和7年度まで制度が延長されました。令和8年度以降においても地域枠が維持できるよう、引き続き国に要望していきます。

また、医師の地域・診療科偏在の是正と、医師としての能力開発・向上との両立を目的とした、キャリア形成プログラムを見直し、医師の確保を特に図るべき区域へ地域枠医師を配置できるよう、「神奈川県医療対策協議会」において検討・調整を続けています。

国が算定した直近の医師偏在指標においては、県西医療圏が医師少数区域に該当していますが、県央医療圏は、医師多数でも少数でもない「中位」の区域であり、県内では相対的に指標が低い二次医療圏であるため、地域枠医師を優先的に配置する区域に位置付ける方向で検討を進めています。

今後も広域自治体として、救命救急センターや、特殊救急の医療体制の維持に取り組んでまいります。

4 都市計画道路座間南林間線の整備促進について

(要望)

「かながわのみちづくり計画」に位置付けられた箇所について、県の交流幹線道路網の整備として座間都市計画道路3・4・5号座間南林間線を早期に着工すること。

(回答)

都市計画道路座間南林間線の県整備区間では、令和4年2月から、用地の取得に向けた測量作業を進め、令和4年10月29日と11月2日には、土地や建物の所有者の方々を対象とした、用地の取得や建物の補償に関する説明会を開催しました。

令和5年度は、土地の評価や建物調査を実施するとともに、用地取得に着手したところで

す。引き続き、市と連携しながら、用地取得を精力的に推進していきます。

5 外国語指導助手について

(要望)

小学校学習指導要領全面実施による小学校外国語活動、外国語の実施に伴う外国語指導助手に係る財政措置を講じること。

(回答)

県教育委員会では、外国語活動等における外国語指導助手（ALT）等の活用が有効であると認識しています。そこで、各市町村が活用しやすいように、財源確保に向けた支援を行うことを、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、引き続き要望してまいります。

6 有機フッ素化合物調査に対する財政措置等について

(要望)

地下及び公共水域における有機フッ素化合物について、調査に係る費用を負担する等、財政措置を講じるとともに、基準変更等、その扱いを変更する場合は速やかに情報を提供すること。

(回答)

水環境中から暫定目標値を超えてPFOS、PFOAが検出された場合は、県としても、国が定めた「PFOS及びPFOAに関する対応の手引き」に基づき、継続的な監視調査を行っているところです。財政措置については、今後の県内における検出状況や国の動向を監視し、国への要望を含め、その必要性を検討してまいります。

有機フッ素化合物の規制については、国が現在「PFASに対する総合戦略検討専門家会

議」等により検討を行っている状況であり、県としても、国に対し、人体への影響等に関する検討を進めるとともに、新たな知見を速やかに情報提供するよう要望しているところであります。国から方針が示された場合は、速やかに情報提供してまいります。

南足柄市

1 産科、小児科及び救急医療に係る医療体制の維持について

(要望)

深刻な産科医、小児科医及び救急医療に携わる医師不足に対応し、地域における安定した医療環境の確保及び二次医療圏における救急医療体制を維持するため、医師養成数増加や勤務環境の改善等、医師と看護師を安定的に確保する対策を引き続き講じるとともに、国への働きかけを継続すること。特に、足柄上病院については、小児医療、救急医療等の地域の医療ニーズに対応した医療体制の充実を図ること。また、独自に産科を誘致する場合への財政支援を行うこと。

(回答)

小児医療、周産期医療及び救急医療に関する医師不足に対応するためには、県内に勤務する医師数の増加が必要であることから、国に要望を行い、令和7年度までの地域枠の入学定員の増員分は延長されることになりましたが、令和8年度以降の地域枠が維持できるよう、引き続き、要望してまいります。

また、医師の地域・診療科偏在の是正と、医師としての能力開発・向上との両立を目的とした、キャリア形成プログラムを見直し、医師の確保を特に図るべき区域へ地域枠医師を配置できるよう、「神奈川県医療対策協議会」において検討・調整を続けています。

国が算定した直近の医師偏在指標においては、県西医療圏が医師少数区域に該当しているため、地域枠医師を優先的に配置する区域に位置付ける方向で検討を進めています。

さらに、医師の勤務環境の改善については、引き続き医療勤務環境改善支援センターにて、勤務環境改善に主体的に取り組む医療機関の支援を行います。

看護師についても、修学資金制度の継続や、勤務環境改善の支援により、引き続き県内の就業・定着に結び付けていきたいと考えています。

県立足柄上病院の今後の医療提供体制については、県西地域における地域医療構想にかかる議論を参考に地域の皆様の御意見をいただきながら、検討を進めてまいります。

なお、県民が安心して妊娠・出産・子育てが行える環境整備を促進するため、令和5年度から産科・小児医療施設等の開設に係る施設・設備整備に対して補助する事業を実施しています。

2 放課後児童クラブ利用料の減免額に対する補助制度の創設について

(要望)

放課後児童クラブを利用するひとり親世帯等の経済的負担を軽減するため、利用料の減

免（助成）を行った場合の減免（助成）額に対する補助制度を創設すること。

（回答）

放課後児童クラブを必要としながら経済的困難を抱えていて利用できない児童の支援については、放課後児童健全育成事業の実施主体である市町村が、利用料の減免など、地域の実情に応じて対応されているところです。そうした中で、経済的に厳しい状況に置かれたひとり親世帯は増加傾向にあり、経済的困難を抱え放課後児童クラブを利用できない子どもへの支援は喫緊の課題であることから、令和6年度よりひとり親世帯に対する利用料補助制度を創設するべく所要の措置を講ずることといたしました。また、利用料の無償化制度の創設について、引き続き国へ要望していきます。

3 地域公共交通の維持確保への支援について

（要望）

地域公共交通の維持確保のため、市町村が行う公共交通維持確保策や交通事業者に対する補助要件の緩和、新たな補助事業の設置など、支援策の充実・強化を図ること。また、このことについて、県から国に対して働きかけること。

（回答）

国の地域公共交通維持改善事業費補助金については、交通不便地域の指定要件や新規運行に限定された補助要件などにより、地域における必要性が高い輸送手段であっても、国の補助を受けているものは、一部にとどまっています。

そこで県は、「地域公共交通確保維持改善事業」について、補助要件の緩和や拡充を図るとともに、十分な予算措置を講ずるよう国に対し働きかけを行っているところです。

また、県は、神奈川県生活交通確保維持費補助金において、生活交通として維持する必要がある既存バス路線のうち、広域自治体の役割として、「複数の市町を跨ぐなど広域的な路線」「主要駅に接続する幹線的な路線」など、広域的な公共交通網の形成に必要な路線に対して補助を行っています。

今後も、地域公共交通の維持や確保に向け、引き続き国への要望を行うとともに、地域の課題に対応した交通施策を実現するために、市町村の様々な御意見を伺いながら議論していきます。

4 県道等の早期事業化、整備について

（要望）

都市計画道路「和田河原・開成・大井線」について、早期に道路全線を整備すること。

「改定・かながわのみちづくり計画」において整備推進箇所位置付けた県道711号（小田原松田）から国道255号までの区間の早期完成に向けて優先的に整備を推進するとともに、県道74号（小田原山北）までの未整備区間についても事業化検討箇所位置付けること。また、主要地方道74号（小田原山北）と一般県道717号（沼田国府津）の交差点及び

相模沼田駅の交差点に右折車線を設置すること。

(回答)

県道 74 号（小田原山北）から国道 255 号を結ぶ都市計画道路和田河原開成大井線及び都市計画道路金子開成和田河原線のうち、県道 711 号（小田原松田）から国道 255 号までの区間では、精力的に用地取得を進めるとともに、令和 4 年度からは、まとまった用地が取得できた箇所から、一部工事に着手しています。また、J R 御殿場線との立体交差部については、鉄道事業者との調整を重ね、令和 5 年 6 月に協議が整い、工事に着手したところです。

今後も地元の御協力を得ながら事業進捗に努めていきます。

都市計画道路沼田斑目線から県道 74 号（小田原山北）までの未整備区間については、既に、国費が入れられている、市町の事業中区間の取扱いや、現在の都市計画では平面交差となっている、大雄山線との交差方法などが、今後の検討課題であると考えています。

沼田交差点については、小田原側からの車線に右折車線を設置し、南足柄側からの車線にも左折車線を設置する交差点改良計画としており、令和 4 年度は、地権者を対象とした説明会を開催しました。令和 5 年度は、用地測量を実施し、地権者との具体的な用地交渉に着手します。

相模沼田駅入口交差点については、変則 5 差路となっており、現状では右折車線の設置が困難ですが、沼田交差点の進捗状況を考慮しながら、今後の対応について南足柄市や関係機関と調整してまいります。

5 河川の整備について

(要望)

狩川・内川の県が管理する河川において、河川内に土砂が堆積している箇所があり、近年多発している集中豪雨等によって河川の氾濫による浸水被害の発生が想定される、河川の氾濫による浸水被害に対応するためにも、継続的に河床を浚渫すること。

(回答)

狩川については、令和 4 年度に引き続き、堆積土砂の撤去を行うこととしており、令和 5 年度は、山下橋下流などで実施しました。

内川については、土砂の著しい堆積が見られないため、今後の堆積状況により、堆積土砂の撤去や河床整理を実施する予定です。

引き続き、現状の施設の能力を最大限活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

綾瀬市

1 基地の騒音対策について

(要望)

空母艦載機の着陸訓練について、日米両政府間においてできる限り硫黄島で実施することが了解事項とされていることから、硫黄島での着陸訓練全面実施をするよう国へ働きかけること。また、航空機騒音の実態を正確かつ迅速に把握するために実施している騒音測定に係る費用について、特別交付税（基地等対策に係る財政需要）による措置ではなく、単独の補助金等として交付するよう国へ働きかけること。

（回答）

全ての空母艦載機着陸訓練を硫黄島で実施し、決して着陸訓練を厚木基地で実施しないよう、「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」を通じて関係市と連携し国に働きかけており、引き続き働きかけてまいります。また、自治体が行う騒音測定についても、より正確に実態を把握する必要から国が実施する騒音測定を補完する形で実施しているものであり、騒音計の設置及び維持、騒音測定に係る事務処理に要する費用について助成制度を設けるよう、国に働きかけており、引き続き働きかけてまいります。

2 基地交付金に係る予算の増額について

（要望）

基地交付金については、国有財産台帳価格と固定資産税台帳価格との格差を是正し、調整交付金と併せて交付額の引き上げを図るため、必要な措置を行うとともに、大規模な提供資産の追加がある場合は、別枠で予算を確保し、交付額に減少が生じないよう国へ働きかけること。

（回答）

県は、県と県内の基地関係市とで構成する「神奈川県基地関係縣市連絡協議会」を通じて、基地交付金及び調整交付金については、予算額の大幅な増額をはじめとした本制度の充実について特段の措置を講ずるとともに、算定方法の情報公開を推進することを国に求めており、引き続き求めてまいります。

3 介護職員等の確保及び処遇改善について

（要望）

介護職員の給与は依然として、全産業平均と比較して低いという現状であるため、ベースアップにつながる処遇改善に向けた取組を推進するように国に働きかけること。介護支援専門員は、介護職員に対して行われた介護報酬等による賃上げの対象外であったため、ベースアップにつながる処遇改善に向けた取組を推進するように国に働きかけること。介護人材確保は、各自治体の財政力等による取組の格差により、地域偏在が生じているため、国費を投入することにより解消を図るよう国に働きかけること。

（回答）

介護職員の処遇改善については、「デフレ完全脱却のための総合経済対策」（令和5年11月2日閣議決定）を受け、人材確保に向けて賃上げに必要な財政措置として、賃金を2%程

度、月額で約6,000円を引き上げる補正予算が決定されたところです。

また、令和6年度報酬改定において、介護職員のベースアップへ確実につながるような加算率の引き上げや、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう、現行の3つの処遇改善に係る加算の一本化などが行われる見込みです。

本県においても、介護職員の慢性的な不足の状態が続いており、その要因として賃金水準の低さが指摘されており、職員の確保、定着に向け、賃金改善のための更なる報酬の引上げについて、引き続き、国の動きを注視し、必要に応じて国に要望してまいります。介護支援専門員の確保や定着に向けては、処遇改善に向けた取組も重要となりますので、ベースアップに繋がるような仕組みづくりについて、機会をとらえて、国に働きかけを行ってまいります。

また、市町村への助成制度として、介護分野への新たな介護人材の参入促進を図るために、市町村が実施する介護に関する普及啓発事業に対して補助を行う事業を令和元年度から開始しているほか、令和5年度から、個々の介護事業所が抱える個別課題の解決を支援するため、現任職員を対象とした講師派遣型研修に対する補助事業を新設しています。

今後も、各市町村や関係機関等の状況やニーズを伺いながら、地域医療介護総合確保基金を活用した事業の内容について検討するとともに、国の動向を注視し、必要な要望を行ってまいります。

4 定期予防接種の充実について

(要望)

おたふくかぜは数年毎に大規模な流行を繰り返しており、髄膜炎や難聴などの合併症が報告されている。おたふくかぜワクチンは任意接種の全額自己負担であることから、経済的負担により接種を受けられない子どもがいるため、おたふくかぜワクチンの定期接種化について、国で検討を続けているところではあるが、更なる議論を進めていくよう国に働きかけること。

(回答)

本県では、これまでも、WHOが推奨するワクチンのうち、定期予防接種化されていないムンプス（おたふくかぜ）ワクチンについて、早急に定期の予防接種化を図ることについて要望を行っており、令和6年度「国の施策・制度・予算に関する提案」においても要望しています。

今後も、国の検討状況を注視しつつ、必要に応じて働きかけを検討してまいります。

5 部活動指導員の配置について

(要望)

部活動の質的な向上と部活動指導体制の充実を図るとともに、教職員の長時間勤務を解消し、働き方改革を推進するためには、部活動指導員を増員し、部活動の地域移行を進める

ことが不可欠である。神奈川県が実施している部活動指導員配置促進事業により現在、本市が受けている補助は、全額が認められておらず、部活動指導員に支払う謝金のうち約3割となっており、更なる部活動指導員の増員に当たっては、十分であるとは言えない。部活動指導員の人的配置の更なる拡充に向けて、十分な財政措置を講じるよう国へ働きかけるとともに、県においても積極的な支援を行うこと。

(回答)

部活動指導員配置促進事業は、中学校の設置者であり、教員の勤務管理を行う市区町村と、都道府県と国の三者が協力して実施するものであるため、部活動指導員への報酬や交通費などを国が3分の1、県が3分の1以内の額を上限として、市町村に対し補助するものです。

県教育委員会としては、部活動指導員の果たす役割は重要と考えており、令和6年度は配置を拡充する措置を講ずることといたしました。限られた財源の中ではありますが、できる限り市町村の要望に応えられるよう必要な予算の確保に努めるとともに、国に対しても更なる財政措置について要望してまいります。

6 失業者等に対する就業支援及び生活困窮者支援について

(要望)

新型コロナウイルスや原油価格高騰等の影響により、失業、休業者が増加し、生活困窮者自立相談支援窓口においても相談件数が多い状況が継続している。今後も生活に困窮する方が多く見込まれるため、生活困窮者に対する生活支援について財政措置を実施するとともに、現場の事務負担を考慮して簡素な制度設計とし、困窮者が申請しやすい制度設計にするよう国へ働きかけること。また、生活困窮者の相談を受け、自立につながる支援に対応するため、相談支援員の人件費及び国の制度改正により急増した住居確保給付金について、全額国庫負担とするよう国へ働きかけること。

(回答)

生活困窮者に対する更なる生活支援の実施のため、国に対して、国庫補助率の引き上げ等を要望しています。

簡素な制度設計については、国に働きかけるとともに、県としても、制度の適正な運用を進めるにあたり、既存の枠組みの中で申請しやすいよう工夫した取組事例などを、県内各市と共有することで、負担軽減を図ってまいります。

葉山町

1 電線の地中化について

(要望)

電柱の地中化による安全で快適な魅力のある居住空間の更なる推進に向け、勉強会の継続開催と、「神奈川県無電柱化推進計画」の実施計画に町内の国道・県道を採択すること。

(回答)

無電柱化については、葉山町内の道路の歩道が狭く、沿道に家屋が連担していることから、令和4年度に葉山町と勉強会を設け、葉山町の歩道の実態を踏まえた中で、現実的にどのようなことができるか検討を始めました。

引き続き、狭い歩道における無電柱化の実現方策について、勉強会により検討を深めてまいります。

2 バスベイの設置について

(要望)

風早橋バス停上り線のバスベイ設置について、設計・施工の予定と聞いている。バスベイの設置は周辺住民の長年の念願であり、早期に完成すること。

(回答)

「風早橋バス停」上り線のバスベイ設置については、町のご協力により、地権者の意向が確認できたことから、令和4年度に路線測量に着手し、令和5年度は詳細設計を実施します。

引き続き、令和6年度の工事着手を目指して事業に取り組んでまいります。

3 特別支援学級に係る町費支援員に対する補助について

(要望)

特別支援学級は1人当たりに必要な経費が多く、支援する人員も不足している現状である。また、インクルーシブ教育を推進するにあたり、障がいを持つ子どもや支援の必要な子どもが適正な支援を受けながら学ぶことのできる環境は必要不可欠であるため、特別支援学級に係る町費教員・町費支援員に対する補助を行うこと。また、新たな特別支援学級に係る支援制度の立ち上げや、義務教育費国庫負担制度を堅持したうえでの教育予算を拡充すること。

(回答)

特別支援教育支援員については、国が地方財政措置を実施しているところですが、国の補助事業とし、市区町村の負担を軽減するよう、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して要望してまいります。

義務教育費国庫負担金については、地方の実情や教員の給与実態が反映されるよう対象範囲を拡大するなど制度を改めること、また、見直しが行われる場合には、国から地方への単なる負担転嫁とならないことを、令和5年8月に県として国に要望しています。

今後とも、国に対して働きかけていくとともに、国等の動向を注視してまいります。

4 W I S C 診断を受けられる環境の整備

(要望)

常に相談できる環境を整え、また、子どもの特性を把握できる仕組みを作ることで、親子が安心できる環境と将来の可能性を最大限引き出させる教育を行うため、W I S C 診断を

受けられる環境の整備すること。

(回答)

WISC診断については、各市町村教育委員会が必要に応じて実施しているものと認識しています。

県教育委員会としては、WISC診断を受けられる環境を整備する予定はありませんが、発達における課題については、児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズ等に合わせ、学校やスクールカウンセラー、医療機関等の関係機関が連携し、適切な支援へとつなげることができるよう、支援体制の構築に努めています。

寒川町

1 1人1台整備した端末の更新費の負担軽減について

(要望)

令和2年度の「GIGAスクール構想の実現」により整備した端末が、令和5年には3年目となり、端末の更新を検討する時期となる。端末の価格高騰もあるため、全ての地方自治体に等しく財政的負担の軽減が図られるよう、補助金制度を創設すること。また、国に働きかけること。

(回答)

県教育委員会では、GIGAスクール構想の推進に向けた1人1台端末の更新について、令和5年11月に国から示されたスキームに基づき、基金の設置等に向け、準備を進めています。

なお、国の補助スキームでは、一部が地方財政措置となっており、また、端末の補助基準額について、これまでの市町村の整備状況によっては、今般の物価高騰に十分に対応した金額となっていないことも考えられ、市町村負担が生じる懸念があります。

限られた財源の中、県独自で財政支援を行うことは困難ですが、市町村負担が生じないよう、予備機も含めた全台数の更新に必要な財政措置を全て国の補助金によって講ずるとともに、令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築することを、国に対して要望してまいります。

2 校内ネットワークに係る財政負担軽減について

(要望)

校務のロケーションフリー化により、柔軟な働き方が可能となるような方向性が国から示され、実証事業が行われている。町校内ネットワークは物理的分離としたままとなっているうえ、令和6年度から機器のリース満期を順次迎えるため、段階的に整備を進める必要がある。校務DXの実現には多くの費用がかかることが予想されるため、財政的負担の軽減が図られるよう、補助金制度を創設すること。また、国に働きかけること。

(回答)

各学校におけるデジタルの活用のための機器・設備の更新やネットワーク増強、「教育情報セキュリティポリシーガイドライン」に定める情報セキュリティ強化対策の費用等について、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、引き続き国に対して、要望してまいります。

3 地方交付税に係るふるさと納税の取り扱いについて

(要望)

ふるさと納税制度の本来趣旨として、生まれ育ったふるさとへ貢献する仕組みであることは一定の理解をするところだが、国において年々交付税の予算が増加していることも踏まえ、ふるさと納税による寄附額は、基準財政収入額に算入するよう改め、より交付税を必要としている自治体への交付や、それ以外にも、より多くの自治体へ交付できるよう制度を見直すこと。

(回答)

地方交付税は、地方団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障するという見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分することとされており、具体的な算定方法としては、標準的な水準における経費を算入する基準財政需要額と、標準的な水準における地方税収等を算入する基準財政収入額との比較によります。

基準財政収入額は、法定普通税を主体とした標準的な地方税収入として算定されていますが、客観的な課税標準を基に算出される税とは異なり、ふるさと納税における収入は、個人が任意に支出する寄附金によるものであり、標準的な収入額を算出することは困難であります。

地方税の算定方法については地方交付税法等により定められているところですが、地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程を明らかにするため地方団体の意見申出制度（地方交付税法第17条の4）が設けられております。

県では、ふるさと納税による寄附金額を基準財政収入額へ算入すべきとの県内市町村の意見申出を総務大臣に伝えてきたところですが、地方団体の意見申出制度については、引き続き取り組んでまいります。

4 東海道新幹線新駅誘致並びにツインシティ倉見地区まちづくりの整備 推進について

(要望)

新駅設置及び新駅の受け皿となるまちづくりの実現に向けては、新駅を要望する地元自治体として、地元の関係者と調整を進めながら事業計画の具体化を図っていくためにも、駅設置費用の早期検討に着手するとともに、負担割合算定の検討を行うこと。

(回答)

新幹線新駅誘致については、県及び地元寒川町を含む10市町等で構成される「神奈川県

東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会」において取り組んでいます。

新幹線新駅の実現に向けて、まずは、新駅の受け皿となるツインシティのまちづくりに、しっかり取り組むことが必要と考えております。平塚市大神地区では、企業立地が進み、令和5年1月にまちびらきを迎えました。残る住宅街区について土地区画整理事業が進められているところです。

一方、寒川町倉見地区のまちづくりについては、対象とするエリア、公共施設の配置、土地利用のゾーニングやスケジュール等について案を作成し、令和5年7月から計4回、地元説明会を、寒川町と合同で開催しました。今後も、地元の皆様と検討を重ねながら、事業計画を策定していきます。

この事業計画の検討を深めていく中で、地元の寒川町と、県との役割分担について、あるいは、同盟会を構成する市町などとの役割分担について調整を進め、駅設置費用やその負担割合についても整理していく形になると考えています。

県としては、寒川町と連携して、具体的な事業計画の検討を進めるために、地元調整等としっかりと取り組んでまいります。

大磯町

1 みなとオアシス（大磯港）のにぎわい創出に向けた課題について

（要望）

大磯港の賑わい交流施設（みなとオアシス）では、大磯町を中心ににぎわいを呼ぶ様々な取組が行われている。一方で、大磯港荷捌き地に保管されている砂利・砂の飛散などにより、「体調がすぐれない」といった大磯町民の声もあり、指定管理者である大磯町として大磯港の臨港道路に水を撒く等の応急的な対応は行っている。そこで、以下3点を要望する。

①町が取り組む自主財源確保の取組成果による駐車場収入の増加分については、指定管理業務において県から求められる負担金に転嫁しない等の新たな算定基準の設定すること。

②水撒きの自動化等効果的な飛砂対策を施すこと。

③砂利・砂等の積み替え場である西荷捌き地の在り方について、中長期的な観点からの検討を行うこと。

（回答）

①県が利用料金収入及び経費を積算するに当たっては、指定管理者の経営努力による利用料金収入の増や経費の節減等の余地を考慮して最低納付金額を設定しており、直ちに納付金の額に転嫁されるものではないため、令和11年度からの指定管理に伴う、最低納付金額の設定にあたっては、町の考えも伺いながら調整してまいります。

②飛砂対策については、西荷さばき地の利用者（湘南骨材協同組合、湘南大磯港砂利・砂販売業協同組合、㈱磯建産業）が飛砂の低減や水撒きを行っていただくことが基本と考えております。そこで、県・町・荷さばき地の利用者で意見交換を行い、効果的な飛砂対策について検討し、町と協力して西荷さばき地の利用者に対して、飛砂対策の徹底を求めていくと

ともに、県としても引き続き飛砂の低減に取り組んでまいります。

③西荷さばき地の今後の在り方については、「大磯港活性化整備計画」に基づく整備が概ね完了したことから、今後大磯港をどのように活用していきたいのか、「みなとまちづくり協議会」や町の意見も聞きながら、中長期的な観点を踏まえ、必要な検討を行ってまいります。

2 県道 610 号大磯停車場線の早期の拡幅整備について

(要望)

県道 610 号大磯停車場線は、大磯駅前広場と国道 1 号を結ぶ重要な道路で、路線バスの運行経路、小学校の通学路にもなっている。しかしながら、車道・歩道ともに十分な幅員が確保されておらず、交通に支障をきたしている。歩道においては、歩行者同士のすれ違いもままならない状況であり、さらに、法面の一部では、崩落による災害の発生も予見されている。

現在、大磯町では大磯駅前広場の安全安心な通行環境の確保などを目的に「大磯駅前広場整備事業」を進めており、駅前広場の整備事業に合わせ、県道の道路改良が行われることで、より一層の安全安心な通行環境が整うものとする。そこで、県道 610 号大磯停車場線について、通行者（車両・歩行者）の安全性、利便性の向上のため、早期の拡幅整備を行うこと。

(回答)

県道 610 号（大磯停車場）については、沿道に家屋や商店が連坦していることから、全線にわたって拡幅整備を短期的に実施することは困難ですが、大磯町が行う駅前広場の整備計画と連携し、駅前広場に続く湾曲部の約 80m 区間について、町の土地開発公社の所有地を活用して道路の拡幅を行うこととしており、令和 5 年度は、この湾曲部約 80m 区間の予備設計を実施します。

3 二級河川不動川（国府橋付近）河川改修事業及び県道 63 号（相模原大磯）月京工区歩道整備事業の工事着工に伴う安全対策について

(要望)

国府橋の架け替え工事が令和 5 年度から着手、令和 6 年度の完成を目途に進められており、県道 63 号（相模原大磯）月京工区歩道整備事業についても、令和 5 年度中の供用を目指した歩道整備が着手されている。両路線付近は、近接する国府小学校等の児童生徒の通学路にもなっていることから、バス事業者をはじめ、学校関係者との協議や安全対策について様々な措置を講じていることは承知しているが、近隣住民からは、両工事の期間が重なる時期があることから、歩行者及び路線バス運行に対する安全対策の徹底を求める声がある。そこで、二級河川不動川（国府橋付近）河川改修事業及び県道 63 号（相模原大磯）月京工区歩道整備事業の工事着工に伴う歩行者等の安全対策について、引き続き、徹底していくこと。

(回答)

不動川の河川改修工事に伴う国府橋の架け替え工事中の迂回路につきまして

は、これまでに町、県、バス事業者などと調整を重ね、現地に路線バス誘導員を配置するなど、迂回路の安全対策にしっかりと取り組んでいます。

今後は、重複する工事と十分に連携をとり、工事内容や安全対策などを近隣住民の皆様に丁寧に説明したうえで、工事に着手してまいります。

また、県道 63 号（相模原大磯）月京工区歩道整備工事については、仮設の歩行者通路を設けるなどして工事中の歩行者等の安全を確保してまいります。

二宮町

1 役場新庁舎建設に伴う財政支援について

（要望）

第 5 次社会資本整備重点計画（令和 3～7 年度）で掲げられた重点施策「地域の防災拠点となる施設等の耐震化」の指標「官庁施設の耐震基準を満足する割合 100%」を早期に達成するため、公共施設の耐震化、老朽化対策への財政支援を次の 2 点において、国への働きかけを要望する。

- ①「緊急防災・減災事業債」の対象範囲拡充や事業期間を延長すること。
- ②住民合意を得るに十分な期間を設けた「市町村役場機能緊急保全事業」を早急に再創設すること。

（回答）

緊急防災・減災事業債については、令和 3 年 8 月から災害時に災害対策の拠点となる公用施設における災害対策本部の設置、応援職員の受入れ、災害応急対策に係る施設が対象に追加されました。

しかしながら、災害発生時に庁舎は業務継続のための重要な拠点となることから、そのための財政支援については、県としても機会をとらえて国に働きかけてまいります。

2 葛川水系河川の改修・整備促進について

（要望）

葛川水系は、近年のゲリラ豪雨や台風などの際、河川の溢水と道路や住宅地への浸水被害が発生していることから、安全性確保のため、護岸整備や浚渫など、必要な整備を引き続き進めること。また、葛川上流部の打越川の未整備区間は溪岸侵食が顕著で、下流域にも影響することから、砂防施設の早期整備、溪岸侵食の調査及びそれに基づいた河川断面を確保すること。

（回答）

葛川については、県の「都市河川重点整備計画」に位置付け、下流側から整備を進め、川尻橋から塩海橋までの区間が完成しております。

未整備箇所の整備は、平成 31 年 3 月に葛川水系河川整備計画を策定し、早期の整備に向

け、これまでに測量等の調査が完了し、現在、詳細な護岸構造の設計等の検討を進めています。

河川整備に当たっては、未整備区間の下流から進めることが原則ですが、下流にあるJR東海道本線の橋梁架替に多大な時間を要することから、早期の浸水被害の軽減を図る現実的な整備手法の検討などを進めてまいります。

また、現状の施設の能力を最大限に活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、土砂の堆積状況などを把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

葛川の砂防指定区間については、溪流保全工（護岸工）の整備完了以降も、必要に応じて護岸補修などの維持管理を実施しております。

また、葛川の支川である打越川の砂防指定区間については、未整備区間である若宮橋から上流は、現地の状況を確認し、溪流侵食に伴う下流河道への土砂流出により、治水機能が低下しないよう、必要に応じ、布団かごによる侵食防止措置を講ずるなどの維持管理を実施しております。

今後も、適正な維持管理を行ってまいります。著しく溪流侵食が進行する等の兆候があれば、水路管理者である町の御協力をいただきながら、早期整備の必要性を含め、対応を検討してまいります。

3 GIGAスクール構想をはじめとしたICT環境整備への財政支援の充実について (要望)

GIGAスクール構想の推進に向け、児童生徒一人ひとりがタブレット端末をより効果的・継続的に活用できるよう、機器の充実や更新等に係る経費、授業支援や教員研修等を担うデジタル人材の確保に係る経費に対し、必要な財政措置を講じることについて、国に働きかけるとともに、県として独自に市町村を支援する財政的支援を講じること。

(回答)

県教育委員会では、GIGAスクール構想の推進に向けた1人1台端末の更新について、令和5年11月に国から示されたスキームに基づき、基金の設置等に向け、準備を進めています。

なお、国の補助スキームでは、一部が地方財政措置となっており、また、端末の補助基準額について、これまでの市町村の整備状況によっては、今般の物価高騰に十分に対応した金額となっていないことも考えられ、市町村負担が生じる懸念があります。

限られた財源の中、県独自で財政支援を行うことは困難ですが、市町村負担が生じないように、予備機も含めた全台数の更新に必要な財政措置を全て国の補助金によって講ずるとともに、令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築することや、機器の保守管理等の費用についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、国に対して要望してまいります。

また、自宅等でのオンライン学習の普及に向けた通信費についても、同様の措置を講ずるよう、国に対し要望しており、引き続き要望してまいります。

さらに、希望する学校すべてにICT支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して、要望してまいります。

4 学校教育の新たな課題に対応するための指導体制の充実について

(要望)

多様化する学習内容に適切に対応していくため、教職員定数の充実、小規模校に対する教職員の加配、スクール・サポート・スタッフの配置の継続、学習指導員の配置、併せて少人数学級によるきめ細かな指導の充実について、国に働きかけること。

(回答)

限られた財源の中で、義務標準法に規定のない県単独事業による教員の増員は難しいのが実情ですが、児童・生徒の実態や地域の実情に応じた柔軟な学級編制や教職員配置ができるようにするとともに、定数の更なる確保・充実について、県教育委員会として、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

また、スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えていることから、令和6年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。今後も引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望してまいります。

県教育委員会としては、児童・生徒の学びの保障の観点から、令和6年度は国の補助事業を活用し、政令市を除く全中学校174校に、校内教育支援センターの支援員を配置する措置を講ずることとしました。

あわせて、学習指導員等の配置に係る財政措置の更なる充実を図るよう、引き続き全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に対して要望を実施してまいります。

5 小中学校における医療的ケア看護職員の配置に伴う財政措置について

(要望)

義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、財政措置を講じるよう国に引き続き働きかけること。また、県においては、すでに国及び市町村が負担している医療的ケア看護職員の報酬や旅費等の費用に対する補助制度を確立し、国、県、市町村の負担率が同様となる財政措置を講じること。

(回答)

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定され、各学校における医療的ケアの体制整備が求められています。

しかしながら、国においては、市町村が配置している医療的ケアを行う看護師について、学校教育法施行規則により学校職員として位置付けたものの、義務標準法には規定がありません。

そのため、県では、国に対して義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、国が責任をもって財政措置を講ずるよう要望しており、今後も引き続き、要望してまいります。

また、県教育委員会では「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」として、県立特別支援学校の看護師による小・中学校への助言・指導や研修といった支援を行っており、引き続き、本事業を通じて各市町村教育委員会の医療的ケアを支援してまいります。

中井町

1 「建築物として取り扱わないビニールハウス」の取扱いに係る弾力的な運用について (要望)

令和5年3月に策定された「かながわ農業活性化指針」において、生産性の高い農業を実現するため、スマート技術等を積極的に導入するとされていることから、「建築物として取り扱わないビニールハウス」に係る取扱いのこれまで以上の弾力的な運用を行うこと。

(回答)

ビニールハウスについては、住宅や店舗などが近接する場合もある本県において、近隣の住環境への影響なども考慮して、一定の制限を設けています。

平成17年から、ビニールハウスのうち、「骨組みの上部を覆ったフィルム状のビニールが容易に脱着できるもの」、「不特定多数の利用がないもの」、「最高の高さが5mを超えないもの」、そして「水平投影面積が3,000㎡を超えないもの」については、建築物として取り扱わないこととしました。

その後、農業技術の変化に伴い、県が建築確認を所管する区域では、平成25年に、最高の高さの制限を5mから8mへ、また、スケールメリットを発揮するため、水平投影面積については3,000㎡から5,000㎡へと要件の見直しを行いました。

しかし、本県において、新規参入を希望する企業や一部の自治体から、より軒高で大型のハウス設置の要望が出ていることから、安全性を確保するための要件を検討し、対象地域を限定することなどで近隣への影響に配慮しつつ、高さや面積の上限については全面的に廃止する方向で早急に取扱いの見直しを行ってまいります。

2 デジタル専門人材の確保・育成に関する支援制度の構築について

(要望)

市町村を対象とした使い勝手の良いデジタル人材シェアリング制度の導入や、民間企業への派遣など実践的な研修機会の創設など、市町村におけるデジタル人材の確保・育成に向けた継続的かつ、きめ細かな支援体制の構築を図ること。

(回答)

県では、県と全市町村が参加する「県市町村デジタル推進会議」の開催や、市町村に対するアンケート調査、個別訪問等を通じて、県内市町村のDX推進に向けた課題やニーズを把握してきました。今後、市町村とともに、外部人材のシェアリングなどについても調査研究を進め、協働事業として実施することを目指します。

また、市町村職員のデジタル人材の育成については、県が令和5年度から実施している研修動画サービスを、令和6年度は市町村と共同調達することで調達に係る労力やコストを抑える取組を進めるなど、各市町村における効率的な育成を支援していきます。

3 県道 77 号（平塚松田）井ノ口交差点～陣ヶ堂交差点の歩道整備について

（要望）

交通の安全を確保する必要性が大きいことから、井ノ口交差点から陣ヶ堂交差点の歩道を早期に整備すること。

（回答）

県道 77 号（平塚松田）の井ノ口交差点から陣ヶ堂交差点までの区間については、令和2年度から事業に着手し、令和4年度は、地権者の方々へ設計内容について説明を行い、事業を進めることについて理解が得られたことから、用地取得に向けた測量調査を実施しました。

令和5年度は、地権者の御協力が得られた箇所から、順次、用地取得に必要な土地や建物の調査を実施してまいります。

大井町

1 消防団員による消防自動車運転時の免許要件の緩和について

（要望）

大井町消防団には3台の消防ポンプ自動車を配備しているが、そのどれもが車両総重量は3.5t以上であり、道路交通法改正により平成29年3月以降に普通運転免許を取得した団員は、現行の消防ポンプ車を運転できない状況となっている。また、小型動力ポンプ専用積載車においてもベース車両の重量増加が見られる中、将来的に車両総重量が3.5t未満となる車両艤装が困難となる可能性も懸念される。現行使用されている一般的な消防団車両は従前どおり普通免許で運転ができるような制度の構築を国へ働きかけること。

（回答）

県では、消防団員の準中型免許取得に対する支援の拡充等について、市町村の取組を十分支援できるよう国に働きかけてまいります。

また、消防庁では新制度下の普通免許で運転可能な消防自動車の活用を推奨しており、3.5t未満の消防ポンプ自動車の無償貸付を行う等の対応をしているところです。

2 主要地方道 72 号（松田国府津）（松田町行政界～国道 255 号）の歩道設置について
（要望）

交通量の多い当該道路における歩行者の安全確保のため松田町行政界から国道 255 号までの区間の歩道整備について、早期に完成すること。

（回答）

主要地方道 72 号（松田国府津）の東名高速道路大井松田 I C ランプ橋前後の区間については、平成 29 年度に町と連携して地元説明会を開催し、現在、用地交渉を進めているところであり、引き続き、町の協力を得ながら用地取得に努めてまいります。

3 J R 御殿場線 I C カードの跨り利用について

（要望）

今後の観光振興の観点から、また、利用者の利便性向上を図るために、T O I C A エリアと S u i c a 首都圏エリアを跨る利用が可能となるよう、引き続き、県が主体的に鉄道事業者や国に対して働きかけを行うこと。

（回答）

J R 御殿場線 I C カードの跨り利用については、様々な機会を通じて国や鉄道事業者に働きかけるとともに、県内全市町村及び関係団体等により構成される「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、鉄道事業者に要望していきます。

4 学校教育の振興について

（要望）

学校で発生する複雑・多岐に渡る問題について、法的観点から迅速な初期対応と継続的な支援を行うスクール・ロイヤーの町村配置への支援と、その経費に係る財政的措置を講ずること。また、医療的ケアを必要とする児童・生徒の健康と安全な学校生活を送るための支援として、在籍校に医療的ケア看護職員の配置を行う場合、国、県、町それぞれ 3 分 1 の負担措置とすること。また、修学旅行や宿泊学習などの宿泊を伴う学校行事の際に、看護師などを配置することができる財政的・人的支援を、保護者や町村に負担のない制度として構築すること。

（回答）

県教育委員会では、令和 4 年 4 月から、市町村立学校や、市町村教育委員会からの法律相談等に特化して対応する法曹有資格者をスクールロイヤーとして県教育委員会に配置しています。

また、スクールロイヤーを義務標準法において算定することを、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も引き続き要望してまいります。

医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が制定され、各学校における医療的ケアの体制整備が求められています。

しかしながら、国においては、市町村が配置している医療的ケアを行う看護師について、学校教育法施行規則により学校職員として位置付けたものの、義務標準法には規定がありません。

そのため、県では、義務標準法において国庫負担金の算定の対象とし、責任をもって財政措置を講ずるよう国に要望しており、今後も引き続き、要望してまいります。

また、県教育委員会では「公立小・中学校における医療的ケア支援体制整備事業」として、県立特別支援学校の看護師による小・中学校への助言・指導や研修といった支援を行っており、引き続き、本事業を通じて各市町村教育委員会の医療的ケアを支援してまいります。

5 農地・農業用施設災害復旧作業について

(要望)

小規模土地改良事業である県の市町村推進交付金「農とみどりの整備事業」では、農地の災害復旧は対象とされていない状況である。今後の農業振興に向け、国の要件にあてはまらない災害復旧については「農とみどりの整備事業」を活用できるように、補助事業の対象の拡大と受益面積要件の緩和を行うこと。

(回答)

本県における農地の災害復旧事業の国負担割合は、激甚災害の指定など一定の要件を満たす場合が多く、補助率の大幅な嵩上げにより、近年の事例では、国の補助率 94.0%～98.8%と高補助率となっています。

なお、国庫補助事業の要件に満たない1か所の工事費が13万円以上40万円未満の復旧工事においても、農地等小災害復旧事業債による起債の対象となる場合や、国の「日本型直接支払制度」を活用した地域共同の取組において、補修や復旧等が可能となる場合もあります。

さらに、一定要件を満たせば、神奈川県市町村事業推進交付金の農とみどりの整備事業において、受益面積規模の要件なく、緊急に整備が必要な地区として活用できます。

このように、被災農家の方の負担軽減につなげるための様々な制度があることから、災害復旧事業に係る市町村担当者研修会を実施し、市町村職員等の災害復旧事業に対する知識習得を支援するとともに、被災状況等に応じた支援制度の活用を助言するなど、引き続き、市町村との連携強化に取り組んでまいります。

松田町

1 「新松田駅周辺整備基本構想・基本計画」の実現に向けた支援について

(要望)

新松田駅周辺整備に令和9年度に着手するため、駅周辺整備のみならず、JR御殿場線アンダー部の道路拡幅改良事業については、早期に県計画である「かながわのみちづくり計画」へ位置づけるとともに、当町が進める「新松田駅周辺整備事業」の進捗に合わせた道路拡幅

の実現に向け、必要な調査等を引き続き行うこと。

(回答)

県道 711 号(小田原松田)の御殿場線アンダー一部の道路拡幅改良事業については、これまでの概略の検討の中では、現状の道路を拡幅するには、通行止めの期間が長くなるなどの課題があります。

そこで、町が検討している駅前の計画等と調整を図りながら、現実的に施工可能な方法について検討を進めていきたいと考えており、令和 5 年度は、その検討に必要な測量調査等を行う予定です。

また、「かながわのみちづくり計画」の位置付けについては、令和 7 年度の計画改定の作業を行っていく中で、調整させていただきます。

2 県西地域活性化プロジェクトによる更なる定住人口増加策の推進について

(要望)

県西地域の各市町が、それぞれ持続可能なまちづくりを進められるよう、次期県西地域活性化プロジェクトの策定にあたり、移住者の獲得に向けた戦略的な対策の強化を行うこと。また、より多くの観光客を誘致するため、新たな観光資源の開発に取り組もうとする企業や市町等に対し、その動きを促進・加速化させることができるよう、幅広い支援を行うこと。

(回答)

次期県西地域活性化プロジェクトの策定に当たっては、現行プロジェクトで行っている移住施策の取組状況や、地元市町の意向などを踏まえ、移住者の更なる増に向けた施策を検討してまいります。

新たな観光資源の開発に対しては、地域がデータに基づいて効率的な取組を行えるよう、県内の観光に関する各種データを収集・分析し、地域の観光施策に資するよう分析結果を提供してまいります。

県内の観光情報については、「観光かながわNOW」や「Tokyo Day Tripper-Kanagawa Travel Info-」により、引き続き発信していくほか、県の SNS の記事内容や神奈川県観光魅力創造協議会のモニターツアーの実施場所については、市町村の希望も踏まえ決定していきます。新たに観光資源を開発された際には、様々な方法により情報発信の支援をしてまいります。

3 ヤマビル対策及び有害鳥獣対策について

(要望)

丹沢山系に位置する市町村等のヤマビル被害に苦慮している関連機関での対策部会の設置を県が主導で立ち上げ、現在、分布域の情報共有に留まっている連携について、各市町村等の被害や対策の状況等も含めた幅広い情報共有とともに、県と市町村との連携により対策を講じることができる仕組みを構築すること。また狩猟資格免許取得者への補助を市町

村事業推進交付金の対象メニューに加えるなど支援を拡充すること。

(回答)

ヤマビルの対策部会の設置については、県、市町村鳥獣被害対策部局及び被害対策団体等で構成される「地域鳥獣対策協議会」を活用し、これまで実施してきた鳥獣被害対策としてのヤマビル対策の実施例を含めて、情報提供・意見交換をしております。

狩猟資格免許取得者への支援の拡充については、農作物被害を直接被っている農業従事者に支援をすることで、対策の効果が高まると考えられることから、狩猟免許試験の受験費用の一部を補助しております。免許取得者に対する新たな助成措置は考えておりませんが、引き続き、市町村と連携しながら、担い手の確保に努めてまいります。

4 水源環境保全税の継続と森林整備の促進について

(要望)

水源環境保全税を原資とした水源環境保全・再生施策大綱の計画期間は令和8年度までとされているが、水源環境保全・再生の取組は、長期的に継続して実施することでその機能を発揮することができるため、施策大綱の延長を行うこと。また、森林環境譲与税の活用として、県産における森林環境維持などに関して、都市部の自治体や住民に森林保全を自分ごととして考えてもらうためのワークショップ、セミナー等の開催を行い、地域間の交流を促すなど、新たな取組の実施を行うこと。

(回答)

県では、県民生活を支える良質な水を、将来にわたり安定的に供給するため、間伐等の森林整備や自然浄化機能を高める河川整備など、水源環境保全・再生施策を16年にわたり取り組んできました。

その結果、森林の緑のダムとしての機能が回復し、モニタリング結果でも水質の改善が図られるなどの効果が現れています。

一方、昨今の集中豪雨による自然災害など、施策開始当初には想定できなかった課題が生じてきています。

県としては、これまでの取組により回復した、「かながわの水源環境」が施策開始前の状態に戻らないよう、良好な状態を維持していく必要があると考えています。

大綱期間終了まで3年余りありますが、令和5年度末には、有識者等で構成する県民会議から、施策の総合的評価と大綱期間終了後に向けた意見が提出される予定です。

今後、県民会議からの評価等を踏まえ、また、県民の皆様や県議会、市町村等の御意見をしっかりと伺いながら、県としてこれまでの取組を検証し、令和6年度以降、財源のあり方も含め、施策の方向性を整理していきます。

また、都市部住民への県産木材普及活動として、令和5年度に森林環境譲与税を活用した「かながわ木づかいフェア」の実施を計画しています。「かながわ木づかいフェア」では、ワークショップの開催や展示物を通じて、参加者に森林保全の重要性について参加者の理

解が深まる内容としていきます。展示スペースでは希望する市町村が森林施策等について展示を行うことができる計画となっています。

さらに、県産木材の需給調整のためのマッチングについては、かながわ市町村林政サポートセンターが実施する市町村の情報交換会等を活用していただくことにより進むものと考えております。

5 足柄上地域の産科に係る医療体制の確保について

(要望)

足柄上地域の分娩可能な医療機関の数や分娩数の状況など、医療ニーズを的確に捉え、足柄上病院における助産師分娩の再開や、産科クリニックの誘致など地域における産科医療体制の充実と産後ケアが可能となる体制の構築を行うこと。また、十分な医療体制が確立されるまでの間、妊産婦やその家族に対し、長距離移動に伴う負担をケアする対策に主体的に取り組むこと。

(回答)

足柄上病院の産科については、令和4年度末に小田原市立病院へ集約しています。

今後も地域で分娩取扱可能な医療機関の数やその分娩取扱件数については、継続した調査を実施することにより把握に努めるとともに、足柄上地域の医療ニーズにどのように応えていくか、県西地域における地域医療構想にかかる議論を参考に地域の皆様の御意見をいただきながら、検討を進めてまいります。

また、産科等の医療機関が少ない地域において、身近な場所に分娩や健診ができる施設がほしいといった声もありますので、県民が安心して妊娠・出産・子育てが行える環境整備を促進するため、令和5年度から産科・小児医療施設等の開設に係る施設・設備整備に対して補助する事業を実施しています。

6 富士山噴火対策の充実強化について

(要望)

富士山火山による溶岩流が流下した地域は、水害とは異なり、元の場所へ戻ることが難しく、戻れたとしても膨大な時間と工事が必要となるため、避難民を受け入れる市町村の負担も大きく、輕易に自治体間による調整で決められないため、国や県の指導・指示による、酒匂川流域の溶岩流流下避難民に対する避難先の早期明示を行うこと。

(回答)

富士山噴火に係る広域避難については、令和5年3月に、静岡、山梨、神奈川の3県による富士山火山防災対策協議会において、「富士山火山避難基本計画」を改定したところです。

また、県民の皆様に、富士山の噴火の影響やその対策を理解していただくため、「神奈川県版富士山火山防災マップ」を作成・周知するとともに、火山災害警戒地域に指定され、広域避難を必要とする市町と県が連携して円滑に避難が実施できるよう「神奈川県富士山火

山広域避難指針」を策定しました。同指針において、市町村が実施する広域避難が円滑にいくよう、県が総合調整を行うことを規定しております。

引き続き、神奈川県富士・箱根火山対策連絡会議における「溶岩流ワーキンググループ」や全市町村が参加する「広域避難研究会」を通じ、市町村の皆様と協議しながら、広域避難先の調整や広域避難に係る支援体制の充実について、努めてまいります。

山北町

1 県西地域の新たなゲート景観づくり

(要望)

県西地域に観光客を呼び込み、地域全体の活性化を図るためには、新たなゲートとして(仮称)山北スマートIC周辺にある「道の駅山北」、「オアシス公園」、「河内川ふれあいビレッジ」の既存3施設の機能・魅力を高める整備が必要であるため、引き続き、プロジェクト会議に参画し、スマートIC設置による山北町全体の活性化について、必要な指導・助言を行なうこと。また、河川区域内の工作物の設置などの土地利用について、規制の緩和など、課題解決に向けた取組を行うこと。

(回答)

山北スマートIC(仮称)の開通に合せ周辺施設の再整備や利活用による地域振興を図ることは、県としても重要であると考えています。

このため、町が令和4年度に設置したプロジェクト会議に県も参加し、IC周辺にある「道の駅山北」などの既存3施設の再整備に向けた必要な検討及び調整等を行っているところで、「道の駅山北」については、機能や魅力を高めるため、物販・食堂スペースや休憩施設の改修を行うこととしています。

令和5年度は、「道の駅山北」の改修に係る詳細設計を進め、完了次第、工事を実施してまいります。

また、河川区域内の「オアシス公園」や「河内川ふれあいビレッジ」の再整備にあたっては、利用者の安全確保や洪水の流下を妨げないことなどの制約もありますが、町のお考えも伺いながら対応していきます。

2 JR御殿場線の魅力を高めるために

(要望)

御殿場線の利便性向上に向けて鉄道事業者へ強く働きかけを行うとともに、静岡県とも連携を図りながら、御殿場線沿線の活性化に向けた情報発信を行うこと。

(回答)

ICカードの跨り利用などのJR御殿場線の利便性向上については、様々な機会を通じて国や鉄道事業者働きかけるとともに、県内全市町村及び関係団体等により構成される「神奈川県鉄道輸送力増強促進会議」を通じて、鉄道事業者に要望していきます。

また、沿線の活性化については、御殿場線沿線地域をはじめ、県内周遊に資する魅力的な観光コンテンツについて、県観光情報ウェブサイト等で情報発信を行い、当該観光コンテンツの内容等を踏まえた上で、静岡県との連携を模索してきます。

3 ユネスコ無形文化遺産への支援について

(要望)

令和4年11月、「風流踊」がユネスコ無形文化遺産に登録された。引き続き、市町と連携し、保存・伝承にかかる財政的な支援や、県ホームページなどを活用した積極的な情報発信を行うこと。

(回答)

県では、国の指定する無形民俗文化財の保存・伝承活動事業について、国庫補助に随伴した補助支援を行っています。

また、民間の文化芸術活動を一層支援するため、令和4年度に補助制度を見直し、新たに、演劇、ミュージカル、伝統芸能等の文化芸術に係る新たな事業を補助する「マグカル展開促進補助金」を創設し、令和5年度は「山北のお峰入り」について支援を行いました。令和6年度も、本補助金を継続するとともに、市町と連携し、伝統芸能等の文化芸術に係る事業等の支援を行うよう努めてまいります。

「チャッキラコ」や「山北のお峰入り」、ユネスコ無形文化遺産に登録されている県内の「風流踊」については、関係市町と協力しながら、県ホームページなどを活用した情報発信を行ってまいります。

開成町

1 2級河川整備による浸水対策について

(要望)

開成町内を流れる2級河川・要定川・仙了川の早急な整備を行うこと。

(回答)

2級河川要定川及び仙了川については、これまでに時間雨量50mmに対応する護岸整備を順次進めてきました。

未整備の区間については、現在、当面の整備内容を示した河川整備計画の検討を進めており、今後、町の御意見を伺いながら、早期の策定を目指していきます。

また、河川整備計画を策定して河川整備を順次進めるまでには、期間を要するため、引き続き、現状の施設の能力を最大限発揮できるよう、堆積土砂の撤去を行うなど、適切な維持管理に努めていきます。

2 GIGA スクール構想整備事業について

(要望)

教育 I C T 環境の維持・充実及び平等な教育の実現のため、適切な財政措置を行うこと。

(回答)

県教育委員会では、G I G A スクール構想の推進に向けた 1 人 1 台端末の更新について、令和 5 年 11 月に国から示されたスキームに基づき、基金の設置等に向け、準備を進めています。

なお、国の補助スキームでは、一部が地方財政措置となっており、また、端末の補助基準額について、これまでの市町村の整備状況によっては、今般の物価高騰に十分に対応した金額となっていないことも考えられ、市町村負担が生じる懸念があります。

限られた財源の中、県独自で財政支援を行うことは困難ですが、市町村負担が生じないよう、予備機も含めた全台数の更新に必要な財政措置を全て国の補助金によって講ずるとともに、令和 7 年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築することを、国に対して要望してまいります。

3 富士山噴火対策の充実について

(要望)

平成 24 年に締結した「災害時における神奈川県内の市町村の相互応援に関する協定」を活用・見直すなどし、県の主導による避難先の調整及び広域避難に係る支援体制の構築など、早急に対応すること。

(回答)

富士山噴火に係る広域避難については、令和 5 年 3 月に、静岡、山梨、神奈川の 3 県による富士山火山防災対策協議会において、「富士山火山避難基本計画」を改定したところです。

また、県民の皆様にも、富士山の噴火の影響やその対策を理解していただくため、「神奈川県版富士山火山防災マップ」を作成・周知するとともに、火山災害警戒地域に指定され、広域避難を必要とする市町と県が連携して円滑に避難が実施できるよう「神奈川県富士山火山広域避難指針」を策定しました。同指針において、市町村が実施する広域避難が円滑にいくよう、県が総合調整を行うことを規定しております。

引き続き、神奈川県富士・箱根火山対策連絡会議における「溶岩流ワーキンググループ」や全市町村が参加する「広域避難研究会」を通じ、市町村の皆様と協議しながら、広域避難先の調整や広域避難に係る支援体制の充実について、努めてまいります。

箱根町

1 自然環境の保全について

(要望)

近年の異常気象による豪雨により、崩落の危険性を未然に防ぐ上で重要な治山事業や森林整備事業については、県は引き続き国に財源を要望するとともに、「水源環境保全・再生実行 5 か年計画」に位置づけられた事業を着実に推進すること。また、「第 4 期かながわ水

源環境保全・再生実行5か年計画」は令和8年度までとなっていることから、それ以降においても引き続き実施し、この施策に必要な財源の確保に努めるとともに、水源地としての役割を再認識し、水源地が抱える課題に対して、積極的な支援策を講じること。

(回答)

山地災害の発生を未然に防止するための対策である予防的な治山事業や森林整備事業については、県として引き続き国に対して、財源の確保を要望してまいります。

また、県では、県民生活を支える良質な水を、将来にわたり安定的に供給するため、間伐等の森林整備や自然浄化機能を高める河川整備など、水源環境保全・再生施策を16年にわたり取り組んできました。

その結果、森林の緑のダムとしての機能が回復し、モニタリング結果でも水質の改善が図られるなどの効果が現れています。

一方、昨今の集中豪雨による自然災害など、施策開始当初には想定できなかった課題が生じてきています。

県としては、これまでの取組により回復した、「かながわの水源地環境」が施策開始前の状態に戻らないよう、良好な状態を維持していく必要があると考えています。

大綱期間終了まで3年余りありますが、令和5年度末には、有識者等で構成する県民会議から、施策の総合的評価と大綱期間終了後に向けた意見が提出される予定です。

今後、県民会議からの評価等を踏まえ、また、県民の皆様や県議会、市町村等の御意見をしっかりと伺いながら、県としてこれまでの取組を検証し、令和6年度以降、財源のあり方も含め、施策の方向性を整理してまいります。

2 県管理の公衆トイレの整備について

(要望)

老朽化が激しい箱根園地、元箱根園地、旧街道資料館横の3箇所の県管理の公衆トイレについて、快適な衛生空間の創出や、風光明媚な国立公園箱根の景観保全のため、老朽化した施設の更新や補修など適切な維持管理を行うこと。

(回答)

旧街道資料館横の甘酒茶屋トイレについては、令和6年度の建て替えの設計委託に係る予算の確保に努めてまいります。また、箱根町園地や元箱根園地のトイレについても、老朽化していることから適宜、補修を行うとともに、箱根町の要望等も参考に改修等についても検討し、日常の清掃等の維持管理と併せて、快適で衛生的な施設となるよう努めてまいります。

3 温泉行政に係る専門職の人材育成について

(要望)

適切な温泉行政を今後より一層推進するためには、専門性の高い知識と技術が求められ

る専門職の存在が欠かせないが、町単位では専門職の人材確保は大変難しい状況である。温泉行政に係る専門職の人材育成を図ることで、持続可能な温泉資源を次世代へとつなげられるよう、県がより一層重要な役割を担うこと。

(回答)

県では、温泉行政に係る専門職を配置していませんが、専門的な知識を有する温泉地学研究所等の協力を得ながら、庁内職員間の知識や技術の共有、継承に努めるとともに、市町村への適切な情報共有を行っています。

こうした取組を通じて、温泉源の保護と温泉の適切な利用に努めてまいります。

4 大涌谷における渋滞対策について

(要望)

根本的な渋滞解消策として、火山災害発生時のシェルターを兼ねた立体屋内駐車場の新設や、避難や渋滞回避のために下り車線側道部に上り車線からの転回が可能な場所の設置や道路拡幅等、ハード面の整備を推進すること。

(回答)

大涌谷園地へ向かう県道 734 号(大涌谷小涌谷)の道路拡幅については、法規制もあり地理的に困難な場所ですが、引き続き、町の課題等について伺ってまいります。

また、駐車場については、土地所有者が民間企業であり、管理・運営を民間団体がしているため、県は直接対応することはできませんが、御要望の内容については、「箱根大涌谷園地活性化協議会」等で意見交換するとともに、具体的な計画等の相談が出た際は、必要に応じて環境省とのつなぎ役等の形で協力したいと考えております。

なお、避難対策については、引き続き、「箱根山火山防災協議会」を通じて、箱根町や関係機関とともに検討してまいります。

5 ごみの共同処理に向けた施設整備への支援について

(要望)

下郡 3 町で推進している「可燃ごみ及び剪定枝の共同処理」に向けた施設整備に当たっては、物価高騰等の影響により、当初見込みよりも事業費の増が見込まれているため、循環型社会形成推進交付金も事業費の増に対応して交付金が満額交付されるよう、国に対し強く働きかけを行うこと。また、県においては、「神奈川県ごみ処理広域化・集約化計画」を踏まえて推進している事業であることから、共同処理に必要な施設の整備に対し、積極的に支援を行うこと。

(回答)

循環型社会形成推進交付金については、国に承認された循環型社会形成推進地域計画に基づく市町村の事業実施に合わせ、必要な予算額を確保することを国に要望しています。

また、県は、ごみ処理広域化に係るブロック別の調整会議に参加し、技術的支援や情報提

供を行うこと等を通じて、ごみ処理広域化・集約化の円滑な推進を図るとともに、施設整備における国庫補助金の財源確保及び補助制度の拡充について、市町村の意見等をもとに、国に働きかけを行ってまいります。

真鶴町

1 地方創生移住支援事業の導入について

(要望)

移住者の金銭的な負担に対し、行政からの財政支援が組み合わさることで、移住検討に前向きな材料が増え、決心しやすくなるでは、との観点から、東京圏から地方へのU I Jターンにより、起業・就業をする方へ支援金を支給する「地方創生移住支援事業」の活用を検討しているが、この制度の導入に当たっては、県が予算措置や移住者と就業先企業のマッチングサイトの設置を行う必要があることから、町との連携を行うこと。

(回答)

本制度は、本県では対象となる市町村が3自治体しかなく、効果が限定的になることが見込まれます。

現行の第2期の県西地域活性化プロジェクトの改定の検討に当たって、担当課が市町に赴きヒアリングを実施したところ、移住・定住施策の更なる促進が必要との御意見を多くいただきました。

そうした御意見を踏まえて「次期県西地域活性化プロジェクト」を策定し、県西地域全体が活性化するような姿を目指したいと考えます。

湯河原町

1 子どもにかかる医療保険制度の負担軽減について

(要望)

小児医療費の助成については、財政力の弱い町村が個々に取り組むには限度があり、その助成内容も自治体により異なっていることから、県域全体としての制度的な統一が求められている。このため、県の補助制度については、補助対象年齢の見直しとともに、所得制限及び窓口負担の撤廃を行うこと。

(回答)

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っています。所得制限・一部負担金の撤廃、また、補助対象年齢の拡大についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討していきます。

また、県としては同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「関東地方知事会議」や「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。

今後も国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き働きかけていきます。

2 GIGAスクール構想によるICT環境整備への財政支援について

(要望)

GIGAスクール構想に伴う児童・生徒への1人1台の端末整備について、端末の再整備や、整備後の校外や家庭での活用に伴うランニングコストを含めた財政支援を行うこと。また、機器の再整備については、自治体の全額負担とならないように、補助金制度などを創設すること。

(回答)

県教育委員会では、GIGAスクール構想の推進に向けた1人1台端末の更新について、令和5年11月に国から示されたスキームに基づき、基金の設置等に向け、準備を進めています。

なお、国の補助スキームでは、一部が地方財政措置となっており、また、端末の補助基準額について、これまでの市町村の整備状況によっては、今般の物価高騰に十分に対応した金額となっていないことも考えられ、市町村負担が生じる懸念があります。

限られた財源の中、県独自で財政支援を行うことは困難ですが、市町村負担が生じないように、予備機も含めた全台数の更新に必要な財政措置を全て国の補助金によって講ずるとともに、令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築することを、国に対して要望してまいります。

また、自宅等でのオンライン学習の普及に向けた通信費についても、同様の措置を講ずるよう、国に対し要望しており、引き続き要望してまいります。

3 バス路線維持のための補助制度の創設について

(要望)

住民の生活の足を確保するために、「補助額の増額及び当町の要望に対応可能な予算額の確保」や交通事業者の人員不足解消についての支援制度の充実を国へ働きかけるとともに、地域のバス路線維持のための県独自の補助制度を創設すること。

(回答)

国の地域公共交通維持改善事業費補助金については、交通不便地域の指定要件や新規運行に限定された補助要件などにより、地域における必要性が高い輸送手段であっても、国の補助を受けているものは、一部にとどまっています。

県は、現在、広域自治体の役割として「複数の市町を跨ぐなど広域的な路線」「主要駅に接続する幹線的な路線」など、広域的な公共交通網の形成に必要と考えられるバス路線に対して補助を行っています。

運転手不足については、国が、交通事業者の人材確保・育成のため、二種免許取得費用に対する支援を行っており、県は、国に、地域公共交通維持改善事業費補助金の補助要件緩和

も含め、地域が行う地域公共交通の活性化や再生に向けた取組に対し、積極的な支援を行うとともに、十分な予算措置を講ずるよう働きかけを行っています。

今後も、地域公共交通の維持や確保に向け、引き続き国への要望を行うとともに、地域の課題に対応した交通施策を実現するために、市町村の様々な御意見を伺いながら議論してまいります。

4 LED防犯灯の更新に係る財政支援について

(要望)

防犯灯については、温室効果ガス排出量や光熱費の効果削減を図るため、LED灯に一斉に更新したが、整備後10年を経過するため、今後、多くの更新が生じることから、当該設備の更新に対する財政支援を行うこと。

(回答)

県では、安全安心まちづくりを推進するため、防犯に関する広報啓発や、自主防犯活動団体への支援などのソフト面の取組及び防犯カメラの普及促進をはじめとしたハード面の取組の両面から、幅広く防犯対策を実施しています。

また、市町村への財政支援として、地域からの要望も強く、特に効果・ニーズが高い防犯カメラの設置支援を実施しています。本事業は令和4年度が期限のところ、各市町村からの多くの継続要望を受け、令和5年度以降も事業を継続するとともに、予算も拡充し、財源に限りがある中で県の役割やニーズを踏まえた支援をしているところです。

LED灯式の防犯灯への財政支援は考えていませんが、県では、今後も幅広く防犯対策を実施し、安全安心まちづくりを推進していきます。

5 広域営農団地農道整備事業（小田原湯河原線）の整備について

(要望)

小田原市から真鶴、湯河原の1市2町にまたがる広域的な営農団地内の基幹的農道を整備することにより、農作業、集出荷作業の効率化、流通の合理化及び生活環境の整備を図り、農業振興を中心とした地域の活性化を推進するとともに、国道135号及び県道740号が通行不可となった際の防災上の観点において、早期に完成すること。

(回答)

広域農道小田原湯河原線については、事業の進捗を図るため、仮設進入路を設け、同時施工できる区間を増やすなど、早期完成に向け鋭意施工中ではありますが、現場が急傾斜で施工性の悪いことや、掘削中に巨大な転石が多数発掘され、その対応に時間を要するなど、令和4年度までの事業進捗率は、約7割となっております。

本路線については、農業振興のみならず防災上の観点からも重要な路線であることから、「神奈川県水防災戦略」に位置づけ、早期に着手できる箇所から優先的に整備することとしており、引き続き国の予算確保に努めながら、路線全体の早期完成を目指してまいります。

6 海岸保全施設整備の推進について

(要望)

門川地区の埋立地の海岸護岸の嵩上げと老朽化対策、新崎川の津波遡上による越流対策の整備を計画期間内に工事が完了するよう予算を確保すること。また、海岸へ乗り入れができるスロープが西側に1箇所しか設置されておらず、災害時等に救護活動や避難誘導等海岸利用者の安全を確保することが困難な状態となっていることから、海岸東側にもスロープを設置するための予算を確保し海岸利用者の安全安心に努めること。

(回答)

門川地区の海岸護岸の嵩上げと老朽化対策については、令和5年度に工事が完了する予定です。

また、新崎川の津波遡上による越流対策については、令和4年度から護岸の嵩上げに着手し、令和6年度に完了する予定です。

海岸東側のスロープの設置については、令和5年度から工事に着手し、可能な限り、早期の完成を目指します。

愛川町

1 国が策定した子育て支援策の実施における市町村の財政負担について

(要望)

国は昨年、妊娠・子育て家庭への伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施（出産・子育て応援交付金）を開始したが、その際、都道府県や市町村にも財政負担を求めており、各自治体において、急遽、費用を捻出するとともに、地域の実情に沿って独自に実施している事業の見直しが迫られるなど、とりわけ財政規模の小さい団体を中心に大きな影響を受けた。

本年の「経済財政運営と改革の基本方針 2023」での、児童手当拡充などの支援策においては、こうした先例を踏まえ、従来の枠組を見直し、地方自治体に財政負担を求めることなく、国の責任において実施されるよう、国への働きかけを行うこと。

(回答)

国のこども・子育て施策については、施策実現のための安定的な財源を国の責任において確保するよう、引き続き国へ要望してまいります。

2 学校給食費無償化の早期実現について

(要望)

国においては、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」の中で、少子化対策・こども政策の抜本強化として、学校給食費無償化の課題整理等を行うこととされているが、学校給食は、もとより義務教育活動の一環であると考えます。そこで、少子化対策や子育て支援の観点からも、全国のどこでも子育て世帯が無償化の恩恵が受けられるよう、国の負担により、全国一

律で無償化を早期実施できるよう、国への働きかけを行うこと。

(回答)

学校給食法第 11 条は、経費の負担について、学校給食費を保護者の負担としています。

国は令和 5 年 6 月に、「経済財政運営と改革の基本方針 2023」において、少子化対策・子ども政策の抜本強化として、学校給食無償化の課題整理等を行うとしています。

こうした中、県としても、義務教育諸学校における学校給食費の無償化について、学校給食費の保護者負担を無償とするよう、国全体として学校給食費等の負担のあり方を抜本的に整理した上で、国の責任で財源を含め具体的な施策を示すことを、全国都道府県教育委員会連合会を通じて国に要望しています。

3 帰国・外国人生徒等の教育支援体制の充実について

(要望)

日本語指導を必要とする児童生徒の受入れから卒業後の進路まで一貫した指導・支援体制の充実を図るため、国においては「教育支援体制整備事業（帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業）」が実施されており、この交付要綱において、補助対象経費及び補助金の額は対象経費の 3 分の 2（国・県の負担各 3 分の 1）以内とされている。

学校生活を支えるため、保護者面談や学校の説明会等への通訳派遣も行われているが、愛川町においては、日本語指導協力者の派遣時間数 2,235 時間で、交通費等を含めた総事業費は 720 万円余りとなるのに対し、補助金額は 158 万円余りと、交付率は約 5 分の 1 に留まっている状況である。

そこで、同事業について必要な予算の確保を国に働きかけていくとともに、県においても更なる財政支援を行うこと。

(回答)

県内の外国につながるの児童・生徒数は年々増加しており、県教育委員会では、文部科学省の「帰国・外国人児童生徒等教育の推進支援事業」に基づき、政令市・中核市を除く市町村に対して帰国・外国人児童生徒等教育推進事業費補助を実施しています。

そうした中、令和 6 年度は、市町村への補助を拡充する措置を講ずることといたしました。

また、国の補助率の拡大などについて、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて要望しており、引き続き国に対して、要望してまいります。

4 高病原性鳥インフルエンザの防疫対策における農場の分割管理の推進について

(要望)

現在、国では、インフルエンザ発生時に全羽殺処分とする現行体制を見直すことが検討されており、「衛生管理区分の分割設定」等により鳥の殺処分を鶏舎単位に限定できるようにする「分割管理」の要点整理が進められてきている。

そこで、本県の、各地域の実情に即した効率的で効果的な分割管理方法が施行されるとと

もに、その分割管理のための施設改修などについても、財政支援ができるよう国に対し働きかけること。

(回答)

農場の分割管理については、国の方針に基づいた適切な分割管理が行われるよう、引き続き各農場の実態に合わせた指導を実施してまいります。分割管理のための施設改修等について、県は、分割した衛生管理区域の衛生環境の向上のための機器整備に対し補助しており、また国に対し、分割管理に伴う施設整備への支援について引き続き要望してまいります。

5 花粉症対策に向けた無花粉スギへの補助制度拡充について

(要望)

県下では、無花粉スギへの更新を継続的に進めているところである。シカの食害にあわないうよう幼苗にツリーシェルターを付けて植栽している地域もあるが、今のところ、これらの資材は補助の対象外となっている。

そこで、有害鳥獣被害が顕著な市町村が効果的な発生源対策を推進できるよう、補助メニューに無花粉スギ植栽に係る獣害防除用資材を含めるなど、更なる補助制度の拡充を進めること。

(回答)

植栽した苗木の単木的な保護を目的とした、ツリーシェルター等の資材の設置に対する補助については、令和5年度、現地検討会を行ったところ。引き続き、補助制度拡充に向けて検討を進めてまいります。

清川村

1 県水源環境保全・再生事業の継続と水源地域への新たな支援について

(要望)

神奈川県が平成19年度から全国に先駆け進めてきた「かながわ水源環境保全再生施策大綱」は、令和8年度で終期を迎えるが、令和9年度以降の森林の維持管理方策について具体的な目途がたっていないことから、方向性を示すよう要望する。また、水源環境保全・再生施策の継続と水源地域が担う水質保全の取組への支援をすること。

(回答)

県では、県民生活を支える良質な水を、将来にわたり安定的に供給するため、間伐等の森林整備や自然浄化機能を高める河川整備など、水源環境保全・再生施策を16年にわたり取り組んできました。

その結果、森林の緑のダムとしての機能が回復し、モニタリング結果でも水質の改善が図られるなどの効果が現れています。

一方、昨今の集中豪雨による自然災害など、施策開始当初には想定できなかった課題が生じてきています。

県としては、これまでの取組により回復した、「かながわの水源環境」が施策開始前の状態に戻らないよう、良好な状態を維持していく必要があると考えています。

大綱期間終了まで3年余りありますが、令和5年度末には、有識者等で構成する県民会議から、施策の総合的評価と大綱期間終了後に向けた意見が提出される予定です。

今後、県民会議からの評価等を踏まえ、また、県民の皆様や県議会、市町村等の御意見をしっかりと伺いながら、県としてこれまでの取組を検証し、令和6年度以降、財源のあり方も含め、施策の方向性を整理していきます。

2 下水道事業の広域化・共同化の推進について

(要望)

国策として進める下水道事業の広域化・共同化の推進について、将来にわたる住民サービスを確保するため、適正な財政措置の必要性を国へ求めるとともに、県において策定した「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画」を着実に推進し、地域の課題解決に向けた必要な支援を行うこと。

(回答)

下水道事業の広域化・共同化の取組を推進するためには、国による十分な予算措置などが必要であり、事業運営の効率化に向けた交付金制度の拡充など、国に働きかけてまいります。

また、本県が令和5年3月に策定した「神奈川県汚水処理事業広域化・共同化計画」では、ハード・ソフトによる21の連携メニューを位置付けており、引き続き、この実現に向け、県は関係自治体と連携しながら具体的な検討を進めていきます。

県は、広域的な立場から、自治体間の調整や技術的な助言をするなど積極的に支援してまいります。

3 宮ヶ瀬湖畔園地の活性化について

(要望)

DMO法人である宮ヶ瀬ダム周辺振興財団を中心とした環境保全と地域活性化との両立及び宮ヶ瀬地域一帯の積極的なプロモーションの展開による地域の魅力発信に対する支援をすること。

(回答)

県は、これまで宮ヶ瀬湖周辺地域（相模原市の一部、厚木市の一部、愛川町及び清川村）を計画区域とした地域再生計画に基づき、グラスライダーの再整備や、セグウェイ、SUPなどのアクティビティの充実、宮ヶ瀬和フィンなど新しい特産品の開発等を行ってきました。また、令和4年度からは、同地域の更なる活性化を推進するため、地域交通システムの実証実験に取り組むなど、登録DMOである公益財団法人宮ヶ瀬ダム周辺振興財団や民間企業、地元市町村等と連携して活性化を推進しているところです。

また、県が事務局となっている水源地域活性化推進協議会が運営するポータルサイト「神

奈川やまなみ五湖 n a v i」や SNS を活用した魅力発信も積極的に行っております。

今後とも、国、周辺市町村、民間企業等とともに連携・協力しながら積極的に取り組んでまいります。

4 自殺対策について

(要望)

多くの橋梁が点在する本村においては、村外からの来訪者による自殺と思われる事例が後を絶たない。県民の命を守る取組として、全県的な対策の強化をすること。

(回答)

神奈川県内の自殺者数は、令和 3 年に若干減少しましたが、令和 4 年には 115 人増加し 1,337 人となりました。コロナ禍の影響で自殺の要因となる様々な問題が悪化したことなどを受け、悩みや不安を抱える方が増えています。

このような状況を踏まえ、県では「こころの電話相談」の回線を増設し 24 時間対応とし、LINE 相談の回線増設も行いより多くの方からの相談を受けられるよう体制整備しました。

また、宮ヶ瀬湖等周辺の自殺多発地域については、厚木保健福祉事務所で官民 25 機関による自殺対策会議を開催しています。合わせて定期的な連絡会や巡回パトロールの実施、虹の大橋などの橋梁の整備等自殺対策の取組をしています。

さらに、清川村域の県管理橋りょうでは、令和 3 年度から土木事務所が「宮ヶ瀬湖周辺自殺対策連絡会部会」に参画し、対策が必要とされた橋りょうにおいて、村や警察などと現地立会を行ったうえで、侵入防止フェンスや有刺鉄線などを設置しており、引き続き、関係機関と連携しながら、必要な対策に取り組んでまいります。

近年、インターネットの情報をみて、他県からも自殺目的で宮ヶ瀬地域に来訪する人が増えており、県域だけではなく広域的な対策が必要と認識しています。

地域住民を対象にしたゲートキーパー養成研修の実施や、首都圏住民等への広域的な自殺対策の取組である九都県市自殺対策共同キャンペーンに加え、隣接市である相模原市と協働して広域的かつより有効な普及啓発の取組を検討し、効果的な自殺対策の推進に向け努めてまいります。

5 県道沿線の安全対策及び交通環境の維持について

(要望)

本村の主要幹線道路である県道 60 号及び県道 64 号の交通環境維持及び安全対策のため、歩行者防護対策の実施、沿線及び行政境界付近における除草及び樹木の剪定、二輪車運転者に対する交通安全啓発を行うこと。

(回答)

県道 60 号及び県道 64 号の歩行者の安全対策については、これまで、清川村や関係者と

連携し、通学路で対策が必要な箇所に、防護柵やグリーンベルトを設置してきたところです。

新たに対策が必要な具体の箇所がございましたら、情報提供をいただき、防護柵の設置など、歩行者の安全確保について、村と調整しながら検討してまいります。

また、県道沿線及び行政境界付近における除草及び樹木の剪定については、日常の道路パトロール等で、草木の繁茂などにより、通行の危険となる箇所を発見した場合は、速やかに剪定等を実施しているところですが、具体的に情報を提供いただければ、早急な対応を図るなど、清川村とも連携し、交通環境の維持に努めてまいります。

6 県道 64 号（伊勢原津久井）及び県道 70 号（秦野清川）の整備について

（要望）

村内の主要県道である 64 号（伊勢原津久井）の「古在家バイパス整備事業」全線の早期完成に向けた事業促進、村立緑小学校から村立緑中学校間における道路の拡幅改良、県道 70 号（秦野清川）札掛塚橋から長者橋の拡幅改良整備の安全対策等を行うこと。

（回答）

県道 64 号（伊勢原津久井）の古在家バイパスの第Ⅰ期区間については、村のご協力をいただきながら、令和 5 年 3 月 31 日に供用開始しました。

第Ⅱ期区間については、引き続き、村の御協力をいただきながら、地域のご理解を得られるよう、地元調整を進めてまいります。

村立緑小学校から村立緑中学校間における道路の拡幅改良については、古在家バイパス整備事業の進捗状況や、県全体から見た事業の優先度や緊急度などを考慮しながら検討してまいります。

県道 70 号（秦野清川）札掛塚橋から長者橋の拡幅改良整備については、「かながわのみちづくり計画」（計画期間：平成 28 年度～令和 7 年度）に位置付けておらず、現時点では、拡幅改良整備を進めることは困難ですが、安全対策については、毎年、土砂崩落や落石などの発生が懸念される箇所の状況変化を確認し、必要な対応を講じてまいります。

7 土砂災害警戒区域等における安全対策について

（要望）

災害防止法により指定された土砂災害警戒区域等について、土砂災害防止施設（砂防施設）の早期完成に向けた事業を推進すること。

（回答）

県では、土砂災害防止法に基づき、警戒避難体制の整備等の促進を図るため、土砂災害警戒区域等を指定しています。あわせて、施設整備によるハード対策を進めています。

砂防堰堤等の土砂災害防止施設の整備にあたり、過去に災害があった箇所や住宅が多い箇所、社会福祉施設等の要配慮者利用施設がある箇所などから、優先して整備を進めています。

今後も地元調整などについて村にも御協力をいただき、優先度等を勘案しながら事業を進めてまいります。

一般市要望特別号

小田原市

1 小児医療費助成制度の充実について

(要望)

小児及びひとり親家庭等医療費助成事業について、他都県と同水準まで県の補助率を引き上げること。

また、対象者の一部負担金を撤廃するとともに、補助対象年齢を拡大すること。

(回答)

県では、子どもの健全育成と保護者の経済的負担軽減を図るため、小児医療費助成制度の実施主体である市町村に対して補助を行っています。補助率の引き上げや一部負担金の撤廃、また、補助対象年齢の拡大についての御要望は、対象者が多く、多額の負担が生じることから、慎重に検討してまいります。政令・中核市への補助率の格差については、国で「こども未来戦略方針」が策定されるなど、これまで以上に県と市町村が一体となって取り組むべき課題が出てきたことから、解消すべく令和6年度で所要の措置を講ずることといたしました。

また、県としては同制度について、子育て世帯の経済的負担の軽減に寄与するため、国の施策として統一的な医療費助成制度を創設するべきと考えており、国に対して、「関東地方知事会議」や「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」により要望を行っています。今後も国の制度として小児医療費助成制度を創設するよう、引き続き働きかけていきます。

2 重度障害者医療費助成制度の充実について

(要望)

重度障がい者の生活の安定と福祉の増進を図るため、対象者の一部負担金及び所得制限の導入並びに65歳以上の新規対象者を県費補助の対象外とする措置について撤廃し、精神障害者保健福祉手帳1級所持者の入院費を補助対象とすること。

(回答)

重度障害者医療費助成制度については、平成17年度に全市町村から、制度の将来にわたる安定的・継続的な運営を図るために、制度の抜本的な見直しを求める要望が出されたことから、県では、市町と県で構成する検討会を設置して協議するとともに、全市町村からも意見を聴きながら検討を進め、一部負担金の導入、所得制限の導入及び対象者の見直しを行いました。

この制度の見直しは、市町村との議論をもとに行ったもので、制度を安定的に継続していくことは市町村共通の認識であると受け止めていますので、見直しの趣旨を御理解ください。

るようお願いします。

また、精神障がい1級の方の入院を対象とするためには、市町村の財政的負担の問題や精神障害者入院医療援護金制度との関係を整理する必要があると認識しています。

3 第8回線引き見直しにおける保留区域の位置付けについて

(要望)

第7回線引き見直しにて工業系保留区域に位置付けられた区域について、第8回線引き見直しにおいても引き続き保留区域に位置付けること。

(回答)

第8回線引き見直しについては、令和4年度に見直しの基本的な考え方を示した「基本的基準」を策定し市町に通知し、現在は、市町へのヒアリングや国調整などを行っており、今後、保留区域の設定など都市計画の案の策定を行う予定です。

県としては、ヒアリングなどを通じて、市町の御意見をしっかりと伺ったうえで、線引き見直しを進めていきます。

4 ケアラー・ヤングケアラー支援の充実について

(要望)

家族が介護を担い、過大な負担が生じているケアラーやヤングケアラーへの支援については、市で行う包括的な相談支援や各種事業と、県が広域的に行う支援等とが連動することで効果的な支援になることから、引き続き県の取組の充実を図るほか、地域の実情に応じ、市が実施する事業への財政支援を行うこと。

(回答)

県では、県内全域のケアラー・ヤングケアラーからの相談を受け付ける体制（かながわケアラー電話相談・かながわヤングケアラー等相談LINE）を整えています。さらに、ケアラー・ヤングケアラーを適切な支援につなげられるよう、ケアラー支援専門員を設置し、支援機関向け研修会の開催や講師としての派遣、支援機関のネットワーク構築、困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整等、ケアラー・ヤングケアラーを地域で支える体制づくりを支援しており、引き続き取り組むとともに、周知を進めてまいります。

また、市町村が積極的にケアラー・ヤングケアラーの支援に取り組めるよう、財政的支援の拡充について、国に要望していきます。

海老名市

1 脱炭素社会の実現に向けた取組について

(要望)

国は、電気自動車の購入や関連設備の整備に対して補助を行うなど、普及推進の取組を行っており、多くの自治体も電気自動車の購入者に対する補助を行っているが、急速充電器の

整備には高額な費用を要することから、補助金の増額や運用面の補助等、更なる支援の充実が必要である。

神奈川県EV充電設備整備費補助金においては、申請対象に地方公共団体も含め、また複数の地方公共団体が共同してEV急速充電器を整備できるよう、制度構築及び補助制度の創設等を検討すること。

さらに、国レベルでの支援も必要不可欠であることから、神奈川県から国へ強く要望すること。

(回答)

電気自動車(EV)の普及には、充電環境の整備が不可欠であり、県では、充電設備の整備への補助を実施してきました。

充電インフラの整備促進に向けて、令和6年度当初予算案において急速充電設備の新規整備への補助額を増額するとともに、市町村が公共用の急速充電設備を整備する場合、補助対象に加える措置を講じることとしています。

なお、複数の地方公共団体が共同してEV急速充電器を整備することについても、整備主体のうち代表となる市町村に対し、補助することとしています。

国への要望については、「令和6年度国の施策・制度・予算に関する提案」において、経済産業省の充電インフラに対する補助事業における「経路充電」の対象を広げるよう、国に対し、提案しております。

今後も国の動向を注視し、必要に応じ国へ働きかけてまいります。

2 パートナーシップ制度の県域利用について

(要望)

性的少数者をはじめとする多様性への理解を深め、差別や偏見のない誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、パートナーシップ制度が他自治体でも順次施行されているが、法的根拠がなく自治体ごとの制度であるため、相互利用ができない状況である。このことから、制度利用者の利便性向上のため県域利用ができるようにすること。

(回答)

県としては、市町村間で連携が広がることは、当事者や市町村の負担軽減になると考えており、市町村の意見をしっかりと聞きながら、連携が進むよう、調整に取り組んでまいります。

3 老人福祉施設の整備に対する支援の拡充について

(要望)

老人福祉施設整備費補助金について、入所者の安全確保及び社会福祉法人による安定した施設運営を図るため、長寿命化を目的に、ユニット型ではない従来型の多床室の特別養護老人ホームが行う大規模修繕を補助対象にすること。

(回答)

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の施設維持費、修繕費は介護報酬や入所者から徴収する居住費を原資に事業者において積み立てていくよう介護保険上、制度設計されています。

限られた財源の下、「かながわ高齢者保健福祉計画」の整備目標に向けた助成に取り組む中、県単独補助金による特養の大規模修繕に係る補助制度の拡充は困難です。

「地域医療介護総合確保基金」を活用した施設整備の補助金について、引き続き、施設の大規模改修・改築を補助メニューに加えるよう国に要望していきます。

4 防犯対策の充実・強化について

(要望)

自治体が直接行う屋外防犯カメラの設置について、新設のリース物件は市町村地域防災力強化事業費補助金の対象となったが、既設のリース物件や要綱施行前に契約している物件についても、補助対象となるよう補助対象事業を拡大すること。

(回答)

県では、令和4年度が最終年度であった防犯カメラの設置支援を、「市町村地域防災力強化事業費補助金」のメニューに追加し、令和5年度以降も継続することとしました。

また、新制度への移行に伴い補助内容を拡充し、これまで補助対象外であった市町村直営事業や所有権移転を伴う賃貸借契約による防犯カメラの設置などを補助の対象としました。

しかし、本事業では、県の他の補助事業と同様に、交付決定後の執行着手を原則としていますので、交付決定前に着手した事業まで補助対象とすることはできません。

なお、所有権移転を伴う賃貸借契約による設置の場合、契約初年度に交付決定を受けていれば、2年目以降は引き続き補助の対象となりますが、年度ごとに交付申請をしていただく必要があります。

5 都市計画における市街化区域編入手続きの簡素化・迅速化について

(要望)

市街化区域への編入にあたっては、都市計画の手續及び関東農政局をはじめとする国・県等の関係機関の調整に多くの時間を要することから、協議期間の短縮等のため、引き続き、国関係機関のほか、県庁内の都市部門及び農政部門等と積極的に調整を図るとともに、国関係機関から詳細かつ適時の情報収集・提供をし、迅速かつ円滑な協議が行えるようにすること。

(回答)

市街化区域編入にあたり、特に時間を要する農林漁業調整については、「都市計画と農林漁業との調整措置（令和2年9月7日農村振興局長通知）」に基づき必要な調整等を実施していますが、県農政部局と協力しながら、連絡調整を密にし、協議期間の短縮等に努めています。

ます。

迅速かつ円滑な市街化区域編入のためには、県・市ともに内部における都市部門と農政部門の連絡調整を図る必要があります。さらに、県と市が一体となって取り組んでいく必要があります。県としましては、引き続き市と十分に連携しながら県庁内の積極的な調整を行うとともに、国関係機関との協議に要する情報の収集・提供に努めてまいります。

6 県道 40 号（横浜厚木）の海老名駅入口交差点改良について

（要望）

県道 40 号（横浜厚木）は、海老名駅周辺を中心市街地及び綾瀬市、大和市並びに厚木市方面を結ぶ重要な幹線道路として位置づけられている。

当該道路は、交通量増加が見込まれる海老名駅西口地区及び海老名駅東口に隣接しており、交通事故抑制と交通渋滞の解消を図る必要がある。また、海老名駅入口交差点は、平成 31 年 4 月 1 日に重要物流道路の補完路として指定された経路であることから、早期に海老名駅入口交差点改良事業に着手すること。

（回答）

県道 40 号（横浜厚木）の海老名駅入口交差点については、右折レーンがなく渋滞していることは認識しており、事業を進めたいと考えておりますが、用地取得が難航して、工事着手が出来ない状況です。

引き続き、市と連携して、用地交渉を進めてまいりたいと考えておりますので、御協力をお願いいたします。

7 都市計画道路「3・3・3 下今泉門沢橋線」延伸事業の早期着手について

（要望）

都市計画道路「3・3・3 下今泉門沢橋線」は、平成 22 年 2 月に供用開始したさがみ縦貫道路海老名 I C の重要なアクセス道路であるとともに、市内南北交通に重要な骨格を成している路線である。河原口勝瀬線（市道 13 号線）から県道 51 号までについては、平成 23 年度より事業に着手していることから、早期の供用に向けた事業推進を進めること。

また、国道 246 号交差点までの北伸整備についても、引き続き、歩行者の安全で快適な歩行空間の確保と渋滞対策の観点から、事業着手に向けた積極的な取組を進めること。

（回答）

都市計画道路下今泉門沢橋線のうち、市道 13 号（河原口勝瀬線）から県道 51 号（町田厚木）までの延長約 1 km 区間では、引き続き、用地取得を進めるとともに、令和 5 年度は、立体交差点の一部工事に着手してまいります。今後も海老名市の協力を得ながら、事業を推進してまいります。

また、県道 51 号（町田厚木）との交点から、国道 246 号交差点までの北伸区間については、「将来に向けて検討が必要な道路」として、まずは、地元の海老名市が主体となって、

課題の整理など基礎的な検討を行い、計画の熟度を高めていただくことが必要だと考えており、県としても市の検討に協力してまいります。

8 都市計画道路「3・4・6 河原口中新田線」及び「3・4・4 中新田鍛冶返線」の整備区間延長について

(要望)

両路線について、整備区間を延長し渋滞対策を図り、歩行者の安全で快適な歩行空間の確保を進めること。

【河原口中新田線】

都市計画道路「3・4・6 河原口中新田線」について、海老名ICの供用に合わせ、上一ツ橋交差点から海老名インター前交差点までの区間と取付道路については整備されたが、この整備区間を除く中新田市街道交差点から相模大橋東交差点までの区間については、慢性的に渋滞が発生していることに加え、当区間の沿線では厚木駅南地区市街地再開発事業が令和5年6月末に竣工しており、中新田市街道交差点の改良を含む、路線整備の必要性が一層高まっている。

【中新田鍛冶返線】

都市計画道路「3・4・4 中新田鍛冶返線」についても、上一ツ橋交差点から都市計画道路「海老名駅大谷線」までの整備を本市が行った上で、供用を開始し、また、県道407号杉久保座間との交差点部においては、周辺土地利用状況に合わせ、本市にて交差点の改良を行っているが、市役所周辺の一般保留区域における新たな市街地形成など、周辺環境も変化し、交通需要も高まっていることから未整備区間の早期整備が課題となっている。

(回答)

都市計画道路「3・4・6 河原口中新田線」の中新田市街道交差点から相模大橋東交差点までの区間は、「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として計画に反映しており、地元の海老名市で課題の整理など進めていただきたいと考えております。なお、中新田市街道交差点は、令和2年度に交差点改良工事が完了しておりません。

都市計画道路「3・4・4 中新田鍛冶返線」については、「かながわのみちづくり計画」の改定において、海老名市からの御要望を踏まえ、「効果」や「効率性」の観点から事業の優先度や緊急性などを総合的に検討した結果、計画には反映しておりません。

9 河川の整備促進について

(要望)

浸水対策上重要な河川である永池川の未整備箇所について、河川改修等により一層の整備促進を図るとともに、集中豪雨に対応した、目久尻川の新たな河川改修を進めること。

(回答)

永池川については、未整備となっている東名高速道路交差点から流橋までの延長約 1.3km の区間の整備を下流側からを進めています。

令和 4 年度には、東名高速道路交差点から清水橋までの約 0.5km 区間（1 工区）について、河道の掘削工事や清水橋の架け替え工事が完了しました。

令和 5 年度は、引続き、残る用地取得や清水橋から坂下橋までの約 0.4km 区間（2 工区）の、河道掘削や坂下橋の架け替えなどの工事を進め、早期の整備完了を目指します。

目久尻川では、一部の箇所、沈下等により堤防の高さが足りない状況です。

まずは、これらの箇所について、堤防の嵩上げなどの工事を行い、時間雨量 50mm の降雨にしっかりと対応できるよう整備を進めます。

また、流出抑制の解除については、河川の現状を踏まえ、個別に調整していくことは可能ですので、御相談ください。

10 県道 22 号（横浜伊勢原）の拡幅整備について

（要望）

県道 22 号（横浜伊勢原）は、県中央部と横浜を東西に結ぶ生活圏の骨格を形成する路線であるとともに、近隣住民の生活に密着した道路となっている。現在、用田橋際交差点以東は 4 車線化工事が完了したが、本市内は 2 車線のままであるため、未整備区間は更なる混雑を招いていることから、早期に拡幅整備の事業化を図ること。

あわせて、当路線は災害時における緊急輸送路に指定されているため、事業化の際には無電柱化整備を進めること。

（回答）

県道 22 号（横浜伊勢原）は、用田橋際交差点から県道 46 号（相模原茅ヶ崎）までの約 2.1km 区間において、4 車線化に取り組んでいます。

現在、用田橋際交差点から約 500m を、先行整備区間と位置付け、用地取得を進めており、用地取得が完了した箇所について、令和 3 年度から工事に着手しています。

また、電線の地中化については、事業を実施することとし、そのための検討を進めていきます。

11 県道 40 号（横浜厚木）の歩道拡幅による安全対策の早期実施について

（要望）

県道 40 号（横浜厚木）国分坂下交差点から海老名小学校前までの歩道は、海老名小学校及び海老名中学校に通学する児童・生徒の利用が多いが、すれ違いが困難な程狭い箇所があり、危険な状態であることから、歩道拡幅による安全対策を早期に実施すること。

あわせて、安全かつ快適な歩行空間等の確保につながる無電柱化整備を進めること。

（回答）

海老名市通学路交通安全プログラムに基づき、御要望の箇所の合同点検が実施された際

には、現地の状況を確認し、県では、無電柱化を含め、どのような対応が可能か、市や交通管理者などととも検討してまいります。

12 県道 407 号（杉久保座間）の拡幅整備について

（要望）

県道 407 号（杉久保座間）は、さがみ縦貫道路海老名 I C の開通に伴い、大型車両を含め交通量が増加している。当路線は通学路としての使用など生活道路としての面も持ち合わせているため、幅員が狭い国分地区・杉久保地区及び同地区内交差点の危険箇所において、早期の拡幅整備を図ること。

（回答）

県では、「かながわのみちづくり計画」に基づき、効率的、効果的な道路整備を進めているところです。

御要望の箇所については、本計画に位置付けておらず、拡幅整備を進めることは困難なことから、当面の交通安全対策を実施しております。

具体的には、杉久保地区では、これまで用地取得の協力が得られた箇所について、歩道整備（L＝約 30m、W＝2.0m）を実施しました。

また、国分地区では、相模鉄道のかしわ台 1 号踏切への歩道設置に取り組んでおり、令和 4 年度に設計を行い、令和 5 年度から工事に着手し、令和 6 年度の完了を目指してまいります。

今後も、引き続き市、交通管理者等と連携して当面の安全対策に取り組んでまいります。

13 （仮称）相模新橋の早期整備促進について

（要望）

相模川の渡河断面の不足により、相模川沿線地域は海老名 I C が供用された今なお、慢性的な交通渋滞が発生している。令和 2 年 3 月に歩行者、自転車に限り供用を開始したが、車道の供用に向けても本橋梁の早期整備を進めること。

（回答）

（仮称）相模新橋については、歩行者等の交通安全の観点から、取水堰の管理橋として使用されている橋を、歩行者と自転車に限定して供用しています。

車道部の整備については、小学校の移転再配置や地元のご理解といった課題があることから、その解決に向け、地元市と協力しながら取り組んでいきます。

14 道路照明灯の設置・充実について

（要望）

市内を通る県道においては、道路法に基づき道路交通の安全円滑化を図ることを目的とした道路照明灯が設置されているが、歩道の拡幅を含め道路整備が進んだ昨今、自動車交通

量及び歩道の利用者が増えたため夜間の安全確保の必要性が高くなっている。このことから拡幅されている歩道を含めた県道への照明灯設置を進めること。

(回答)

県では、道路照明灯の設置基準に基づき、横断歩道のある箇所や交差点部、見通しの悪い曲線部などで、道路照明灯の設置を進めております。

令和4年度は、基準に該当する1箇所について設置を行ったところで、引き続き、設置基準に基づき、道路照明灯の設置を検討してまいります。

15 学校教育の充実強化について

(要望)

学習指導要領の確実な実施及び児童生徒の「学びの保障」、また、教職員が本務である教育活動に専念し子ども一人ひとりに向き合う時間の確保をしつつ、教職員の働き方改革を推進する観点から、スクールサポートスタッフの全校配置の継続及び配当時間の拡充を進めること。

加えて、教員の人材確保も進めること。

これらのために必要な財源確保を必ず行うとともに、国に対しても働きかけを行うこと。

(回答)

スクール・サポート・スタッフの果たす役割は大変重要と考えていることから、令和6年度においても、国の補助事業を活用し、政令市を除く市町村立小・中学校等にスクール・サポート・スタッフを全校配置する措置を講ずることといたしました。今後も引き続き、スクール・サポート・スタッフの配置規模拡充と全校配置について、国に要望してまいります。

また、教員の人材確保については、教員免許を所有する社会人や教育現場を長く離れている方などを対象に、教員を志願するきっかけとしてもらうことを目的とした「ペーパーティーチャー研修」を実施し、この研修の中で臨時的任用職員等の登録受付を行うなど、必要な人材を確保できるよう努めるとともに、国にも対策を講ずるよう、県の重点的提案として働きかけを行うとともに、全国都道府県教育委員会連合会を通じて要望しています。

16 海老名駅西口地区に交番の設置について

(要望)

海老名駅西口地区（上郷・下今泉・扇町・泉・めぐみ町）については、平成27年10月の海老名駅西口まち開き以降、商業施設や高層マンション、戸建住宅の建設が続き人口増加が著しい地域となっており、今後も増加が見込まれている。また、令和3年には小田急ロマンスクアミュージアムが駅直近に、令和4年2月には泉地区に大型スーパーがオープンするなど市内外からの人口流入も増え、海老名駅東口とともににぎわいを創出する地域となっている。このことから、海老名駅西口地区に交番の設置を図ること。

(回答)

県警察では、平成31年3月、地域警察官の事件・事故等の対応力向上や交番等施設の持続的な機能維持などを目的とした「神奈川県警察交番等整備基本計画」を策定し、令和2年度から令和11年度までの10年間で、当時471か所あった交番をおおむね400か所に統合する計画を進めています。本計画において、「交番新設時における交番総数増加の抑制」という方針を示し、交番等新設要望地区への新設や都市開発、人口集中等に対応する場合であっても、県内全体の交番総数は増やさず、近隣交番の移転、統合等により対応することとしていることから、海老名駅西口地区に交番を新設する場合、海老名警察署管内の交番を移転、統合する必要があります。

しかしながら、海老名駅西口地区は、小田急海老名駅東口に海老名駅前交番、同地区から約1.6キロメートルの位置に海西交番があり、いずれの交番も取扱い件数が多く、築年数が浅いことから、交番の移転、統合は困難であり、他の交番についても統合の予定はありません。

したがって、現状、同地区に交番を新設（純増）させることは困難ですが、海老名市の人口増加に伴う地域情勢の変化にしっかり対応できるように、海老名警察署を始め、県警察内で情報共有を行い、治安情勢を見据えながら適切な対応を図っていきます。

なお、海老名駅西口地区については、管轄交番のほか、近隣の交番、パトカー等による支援体制の強化などにより、引き続き治安の維持・向上に努め、地域住民の安心感の醸成を図ってまいります。

大和市

1 地域経済支援策の拡充について

(要望)

エネルギー価格や原材料などの物価の高騰は、地域の商工業の経済活動や市民生活における負担を大きく増加させていることから、地域経済の活性化と市民生活の負担軽減につながる消費喚起策等についても継続的に講じること。

また、国内における事業者の倒産件数も増加していることから、現在、実施している資金繰り支援制度を継続するとともに、中小企業の事業と雇用を継続させるための取組を強化し、事業の転換や新分野への進出、カーボンニュートラルの実現に向けた生産性の向上に取り組む事業者に対し、伴走型の支援策を充実すること。

(回答)

県では、これまで国に対し、全国知事会を通じて、物価高騰等の影響により厳しい状況に立たされている事業者を支援するため、消費喚起策や資金繰り支援策などを講ずるよう、要請してきました。引き続き、事業者の実情に応じた手厚い支援策を講ずるよう、国に要望してまいります。

また、県では、物価高騰等の影響を受けている中小企業に対し、ビジネスモデル転換の補助や消費喚起、信用保証料を補助するなど、中小企業の事業継続に向けた支援をしてまいり

た。

依然、中小企業は喫緊の課題を抱えているため、令和6年度当初予算において、設備導入による生産性向上への支援、小規模企業のデジタル化への支援・事業承継に係る費用の支援など、中小企業を様々な観点から支援してまいります。

さらに、「脱炭素（カーボンニュートラル）促進融資」及び「生産性向上支援融資」において令和6年度当初予算でも所要の措置を講じ、カーボンニュートラルに取り組む中小企業者を、引き続き、支援してまいります。また、金融機関の伴走支援を受けながら経営改善を目指す「伴走支援型特別融資」の継続に向けて国に要望するなど、今後も、県中小企業制度融資において引き続き県内中小企業の資金繰りを支援してまいります。

加えて、カーボンニュートラルの実現に向けた事業者への支援については、中小企業向け「ワンストップ相談窓口」の設置や、「再生可能エネルギーの導入拡大」と「省エネルギーの推進」に向けた補助制度、産学公連携による研究開発などにより支援を行っています。今後は、こうした相談窓口の機能強化や補助制度の拡充などにより、中小企業の状況に応じた、きめ細かい支援制度を構築することで、脱炭素化の取組をしっかりと後押ししてまいります。

2 保育士の確保及び処遇改善について

(要望)

待機児童を生じさせないためには、保育所等の整備に加え、保育人材の確保が必要不可欠だが、当市においても慢性的な保育士不足により、需要があるにもかかわらず定員の上限まで子どもを受け入れられない保育所があり、対応に苦慮している。また、障がい児の増加などにより保育士の加配が必要なケースも増加しており、保育士不足は喫緊の課題となっている。近年では、県内各市町村はもとより、都道府県単位でも民間保育所等における保育士の確保に向けた様々な対応を独自に行っており、過度な取組を行う自治体が出てくると、保育士の争奪に拍車をかけることになりかねない。

今後も見込まれる保育士不足の抜本的な解決に向け、保育士の人数を総体的に増やす策を早急に講じるよう国に働きかけを行うとともに、県においては、処遇の改善や、子ども・子育て支援法に基づく保育対策協議会による保育士需給の調整など、県域内の人材の確保などに向けた積極的な取組を進めること。

(回答)

待機児童を解消するためには、保育士の確保は喫緊の課題であり、保育士の処遇改善は重要です。県では、これまで、保育士不足の解消に向けて、地域限定保育士試験や保育士・保育所支援センターによる就職支援セミナー・就職相談会などの保育士確保の取組を進めてきました。

また、保育士の処遇改善は、自治体間の更なる給与格差を生まないためにも、国全体の制度設計において取り組むべきものと考え、国に対して保育士賃金の引上げなど、処遇

改善について要望してきており、国が処遇改善の取組を始める前の平成 24 年度と比べると、令和 5 年度までの 11 年間で約 18%の賃金上げが実現しました。

さらに、保育対策協議会において、保育士確保策について市町村と協議した結果を踏まえて、潜在保育士の復職を促進するための短時間保育士雇上事業費補助や養成施設の学生の就職を促進するための養成施設就職促進事業を実施しており、令和 5 年度からは、近隣市町の合同による就職相談会を 2 地域で開催しています。

今後も、処遇改善も含めた保育士確保の取組について国へ要望するとともに、市町村と協議しながら、取組を進めてまいります。

3 河川の整備について

(要望)

平成 26 年 6 月に市内を流域とする引地川、境川が特定都市河川に指定されたことにより、市民や事業者、流域自治体に対し、新たな雨水の流出対策などの負担が求められている状況である。治水対策の根幹をなす河川改修について、両河川の未整備区間において、着実に進めるとともに、整備が完了するまでの間においても安全対策に万全を期すこと。

(回答)

境川及び引地川については、「都市河川重点整備計画・新セイフティリバー」に位置づけ、時間雨量概ね 60mm の降雨に対応できるよう、遊水地や護岸の整備を進めています。

引地川については、これまで藤沢市境における、大山橋の架け替えを進め、埋設物の移設に係る調整に日時を要していましたが、平成 30 年度に完成しました。

また、その上流の千本桜区間については、平成 28 年度から工事に着手し、順次、区間を区切って、護岸や他の橋梁架替などの整備を進めています。

境川については、相鉄線の橋りょう付近の約 1.1km 区間において、護岸の整備に取り組んでおり、平成 30 年度に境橋下流左岸の護岸整備に着手し、令和 5 年度完成する予定です。

また、相鉄線の橋りょうの架け替えに向けては、これまでに橋りょうの設計が完了しており、引き続き土地所有者のご理解を得ながら用地取得や、関係機関調整に取り組ながら、令和 5 年度の工事着手を予定しています。

今後も、「都市河川重点整備計画・新セイフティリバー」に基づき、境川、引地の河川整備を推進してまいります。

なお、整備完了までの間については、現状の施設の能力を最大限活かせるよう、定期的なパトロールなどにより、現場の状況を把握しながら、堆積土砂の撤去を行うなど、河川の適切な維持管理に努めてまいります。

4 生活保護負担金の全額国庫負担化等について

(要望)

生活保護事業に係る経費は、当市において大きな財政負担となっている。本来、生活保護

制度は国が担うべきものであることから、生活保護に関する経費は全額国庫負担とすることとし、また、生活保護法の適用対象とならない外国人についても、早急に費用の全額を国庫負担とするよう、国に働きかけを行うこと。

(回答)

生活保護費負担金については、全額国庫負担とすることについて国に要望するとともに、被保護外国人受給者においても、全額国庫負担とすることを要望しています。

5 福祉施策等に係る地域手当級地区分の見直しについて

(要望)

地域手当の級地区分は、地域に在勤する公務員の職員給与のみならず、介護保険制度における介護報酬、子ども・子育て支援新制度における公定価格の算定基準となっている。このため、近隣市の状況も踏まえた区分の設定が望ましいと考えるが、当市の級地区分は5級地、10%と、近隣市と比較し低い水準となっている。一方で、厚生労働省が定める当市の生活保護基準は「1級地の1」と、最も高い級地区分であり、地域手当の級地区分が地域の実態と大きく乖離しているものとする。

市民サービスに係る事業者の人材確保などを考慮し、地域の実状に合わせた地域手当の支給率見直しについて、国に働きかけを行うこと。

(回答)

介護保険における地域区分については、本県内は交通機関が発達し物価もほぼ同様に、最低賃金も県内で統一されているにもかかわらず、地域区分は加算16%の2級地から加算0%のその他区分まであります。また、2級地に5級地が隣接するなど、混在しており、所在地によって事業所の報酬に差が生じ、経営収支や人材確保の面で深刻な影響が出ています。令和6年度から新たな特例措置が設けられるものの、不十分であることから、引き続き国に対して、最低賃金と同様に県内一律の設定とするなどの見直しを図るよう要望してまいります。

子ども・子育て支援新制度における地域区分については、令和2年4月1日付けで、「特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等」の一部が改正され、地域手当の級地区分の見直しが行われています。

また、公定価格の算定基礎となる国家公務員の給与については、級地区分の設定を広域化するなどの見直しが予定されており、地方公務員の級地区分への波及も考えられますので、今後も、国の動向を注視するとともに、地域手当の級地区分が経営実態や地域の実情に合わせたものとなるよう、引き続き国に要望してまいります。

6 子ども・子育て支援新制度の充実について

(要望)

保育所等における電力・ガス・食料品等の費用については、所在する自治体の方針によって価格高騰に係る支援に差が生じることがないように、公定価格において財政的措置を講じるよう国に働きかけること。

(回答)

保育所等の電力・ガス・食料品等の物価高騰の影響については、施設型給付費における公定価格で適切に算定されるよう、国に要望してまいります。

7 高齢者施設等への水道料金の一部減免について

(要望)

エネルギー価格や物価高騰の影響を受けている高齢者施設等への事業継続に向けた支援として、水道料金の一部減免を高齢者施設等に適用するなど、施設の負担軽減につながる施策を実施すること。

(回答)

水道料金の一部減免について県営水道では、民間の軽費・養護・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、デイサービス等の高齢者施設について、水道料金の40%を減額しておりましたが、法令に基づき施設に給付される措置費や補助金等に水道料金相当額が含まれるなど、水道料金の減額が他制度と重複して実施されている実態を解消し、水道料金負担の公平性を確保するため、県内のほか水道事業者において減免の見直しが進んでいる状況も踏まえ、平成27年4月に減免制度の見直しを図り、経過措置を設けたうえで平成31年4月に廃止しました。こうした見直しの経緯から、高齢者施設等に対する減免の再開は考えておりません。

8 コミュニティバスの運行支援について

(要望)

当市を含む都市部においても高齢化が進行しており、今後、身近な移動手段の確保は一層重要性が高まるものと考えられる。コミュニティバスの運行は、市民の移動を支援する有効な取組であるとともに、高齢の方をはじめとした市民の外出機会の創出により、健康づくりや地域の活性化などにつながる重要な施策である。こうした状況に鑑み、現在、過疎地等に向けて実施されているコミュニティバス運行助成の対象を拡大するなど、都市部における運行に対しても支援を行うよう国に働きかけるとともに、県においても助成制度を設けるなど市町村の取組を支援すること。

(回答)

国の地域公共交通確保維持改善事業費補助金については、交通不便地域の指定要件や新規運行に限定された補助要件などにより、地域における必要性が高い輸送手段であっても、国の補助を受けているものは、一部にとどまっています。

そこで県は、「地域公共交通確保維持改善事業」について、補助要件の緩和や拡充を図る

とともに、十分な予算措置を講ずるよう国に対し働きかけを行っているところです。

また、県は、神奈川県生活交通確保維持費補助金において、生活交通として維持する必要のある既存バス路線のうち、広域自治体の役割として、「複数の市町を跨ぐなど広域的な路線」「主要駅に接続する幹線的な路線」など、広域的な公共交通網の形成に必要な路線に対して補助を行っています。

今後も、地域公共交通の維持や確保に向け、引き続き国への要望を行うとともに、地域の課題に対応した交通施策を実現するために、市町村の様々な御意見を伺いながら議論していきます。

茅ヶ崎市

1 幼児教育無償化に対する財政支援について

(要望)

幼児教育・保育の無償化に向けて、新たに国が補助対象を拡大する部分や無償化により増大する事務負担については、その財源を地方交付税に委ね一般財源化することなく、初年度に限らず国が責任を持って全ての財源を確保するよう国に要望すること。

また、無償化の実施に伴い、新たな保育需要が喚起されることから、保育所整備への補助金の充実、保育士の人材確保策、処遇改善に向けた取組の充実を図り、待機児童を生じさせない対策を速やかに実施すること。

(回答)

幼児教育・保育の無償化により、認可外保育施設など新たに財源負担することになる経費については、初年度に限り国費で負担し、2年目以降は消費税引上げに伴う増税財源により対応することで、平成30年12月の国と地方の協議の場で合意に至っており、御要望に添いかねます。

また、事務費については、令和元年度と令和2年度に限り全額国費で負担しており、認可外保育施設の事務については、経過措置期間5年間（令和5年度末まで）は全額国費で負担されます。

無償化の実施により、従来市町村が行っていた3～5歳児の保育料の決定や徴収事務がなくなっていることから、新たに発生した事務と軽減された事務を総体的に御判断いただきたいと思います。

待機児童について、県では、これまで市町村と連携した保育所等の整備により、待機児童が4,117人とピークであった平成22年から85,730人の定員拡大を図ってまいりました。しかしながら、認可保育所に対する潜在的ニーズは依然として根強いものがあるため、引き続き市町村と連携して、保育所等の整備や保育士の確保に向けた取組を進めていくとともに、処遇改善が図られるよう国に要望してまいります。

2 税財政支援の拡充等について

(要望)

新型コロナウイルス感染症対応において、多くの自治体が公共施設の臨時活用や仮設庁舎を建設した状況があり、今後発生する可能性のある新興感染症への体制づくりとしての施設整備が不可欠であることから、保健所・保健センター等の公衆衛生関連施設の新設や整備改修を目的とした補助制度の拡充を国に働きかけるとともに、県においても独自の補助制度を新設すること。

(回答)

保健所・保健センター等の建替や整備改修については、国から地方への税源移譲（いわゆる「三位一体の改革」）が実施される中で国庫補助の対象外とされており、保健所を設置している県や市では地方交付税の対象となっているため、国へ要望することは困難です。

また、同様の理由により県が保健所設置市の施設整備に助成することも困難です。

3 社会保障・税番号制度の運用に係る支援について

(要望)

社会保障・税番号制度システム（中間サーバ、マイナポータル、住民基本台帳ネットワークシステムサーバ、住基システム、戸籍システム等）の利用、運用及び法改正に伴うシステム改修に係る経費、マイナンバーカード及びマイナポータルを活用した各種サービスの実施に係る経費、マイナンバーカードの交付並びに再交付及びマイナンバーカードの普及並びに普及体制の維持に係る経費等の、社会保障・税番号制度の運用に係る経費については、国が所要経費の財源を全て確保するよう、国に働きかけること。

(回答)

社会保障・税番号制度システムの利用、運用、法改正に伴うシステム改修に係る経費、マイナンバーカードとマイナポータルを活用した各種サービスの実施に係る経費、マイナンバーカードの交付・再交付、マイナンバーカードの普及と普及体制の維持に係る経費等に対して、財政的支援を確実にを行うことを全国知事会を通じて国に提言を行っています。

併せて、新たな情報連携の開始に伴い必要となる地方自治体のシステム改修費用について補助金等適切な財政措置を講ずるよう提案活動を行っています。

引き続き国への働きかけを実施するとともに、国の動向については、速やかに情報提供していきます。

4 文化財の保護（歴史的建造物に係る補助制度の拡充）について

(要望)

歴史的建造物の保全と活用を図るため、登録有形文化財建造物修理事業に係る補助について、設計監理経費以外の本工事費も補助対象経費とするよう国に働きかけること。

(回答)

国登録有形文化財の保存修理事業に対する国の助成措置の充実については、県教育委員会として、全国都道府県・指定都市文化・文化財行政主管課長協議会等を通じて、国に要望しているところであり、引き続き市町村の意見を踏まえつつ、国に対して要望してまいります。

5 医療的ケア児等の支援体制の充実について

(要望)

医療的ケア児等に対する支援について、立法趣旨に鑑み、医療的ケア児支援センターにおいて医療的ケア児の家族等からの相談を受ける体制を整備するとともに、市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーターの役割を明確化するなど、県が主導し、法律に定められた地方公共団体による支援措置を行うこと。

(回答)

県は、令和4年度に医療的ケア児支援センターを開設し、令和5年度には県所管の障害保健福祉圏域5か所にセンターの地域相談窓口であるブランチを設置し、医療的ケア児及びその家族等からの相談を受ける体制を整備しております。

市町村に配置する医療的ケア児等コーディネーターの役割は、国の通知では「医療的ケア児等コーディネーターは、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスを総合的に調整し、医療的ケア児等とその家族に対しサービスを紹介するとともに、関係機関と医療的ケア児等とその家族をつなぐこと。」とされており、県は、医療的ケア児等コーディネーターの養成を行うとともに、市町村等のコーディネーター配置に向けて、必要な支援を行ってまいります。

6 県の単独補助金に係る繰越明許の設定について

(要望)

県単独補助金を活用する事業が、コロナ禍の対応を含め、ニーズの多様化や社会情勢の目まぐるしい変化などの避けがたい事情によって、単年度での事業完了が見込めなくなる事象が発生している。しかしながら、県の単独補助金については、原則として予算を繰り越しての活用ができないものとされており、対応に苦慮している。そのため、県の単独補助金について、市町村の実情を踏まえた中で、必要に応じた繰越明許の設定ができるようにすること。

(回答)

県単独補助金については、交付決定後の事由等により事業が完了しなかった場合は、各補助金の交付目的等を踏まえ、必要に応じて、繰越明許の設定ができるものと認識しています。

引き続き、各補助金の交付目的等を踏まえ、適切に対応していきます。

7 不登校等の学校不適応対策について

(要望)

かながわ教育ビジョンには「課題を抱える子どもへの支援を充実し、個々の資質や能力を伸ばすことのできる教育の充実に取り組みます。」と記載されている。子どもたちの自立を適切に支援するため、現在、中学校に配置されているスクールカウンセラーを小学校全校にも単独配置できるよう必要な財政措置を講じること。

また、スクールカウンセラーの勤務時間については、年間 280 時間を確保すること。

(回答)

県スクールカウンセラーについては、政令市を除く全公立中学校に配置し、中学校区内の小学校に派遣できる体制を構築しており、令和 5 年度は、重点配置校を 24 校から 90 校を増加するとともに、スクールカウンセラーアドバイザーの勤務日数を年間 24 日から 208 日に拡充しました。

なお、スクールカウンセラーを義務標準法において算定することや、当面の措置として国庫補助率を引き上げること等について、全国都道府県教育委員会連合会等を通じて国に要望しており、今後も継続して要望してまいります。

8 河川の整備について

(要望)

大雨等による浸水被害等から住民の生命、財産を守るため、平成 27 年 4 月に策定された小出川・千の川河川整備計画に基づき、引き続き小出川整備を進めるとともに、平成 30 年 7 月に策定された相模川・中津川河川整備計画に基づき、相模川堤防の早期整備について積極的に取り組むよう国に働きかけること。

(回答)

小出川では、相模川合流点から追出橋までの約 7.5km 区間を「都市河川重点整備計画（新セイフティリバー）」に位置付け、時間雨量 50mm に対応できる河川整備を重点的に進めています。

令和 5 年度は、一ツ橋から追出橋区間の用地取得及び護岸工事を進めています。

また、茅ヶ崎市行谷地区で進めている遊水地の整備については、令和 3 年度から用地取得を進めており、令和 4 年度から用地を取得した箇所掘削工事に着手しました。

今後も地域の方々の御協力をいただき、茅ヶ崎市と寒川町の事業とも調整を図りながら、整備に向けた取組を進めていきます。

相模川の国土交通省直轄区間については地元市等と連携し、様々な機会をとらえて、未整備区間の更なる整備を国に強く働きかけていきます。

9 幼児教育類似施設への補助の充実について

(要望)

いわゆる「幼児教育類似施設」に通う保育の必要性のない子どもを早急に無償化の対象とするよう国に働きかけること。

また、多様な事業者の参入促進・能力活用事業の補助額を無償化と同額とするよう国に働きかけること。

さらに、地域で重要な役割を果たしている「幼児教育類似施設」が幼稚園の認可を受けることができるよう、基準の見直しを行うこと。

(回答)

令和3年度から地域子ども・子育て支援事業のひとつである多様な事業者の参入促進・能力活用事業に、国が定める一定の基準を満たした「幼児教育類似施設」に通う子どもの利用料の一部を給付する内容が追加されたところですが、本事業の趣旨である地域における多様な集団活動を利用する保護者の経済的負担の軽減を図る観点から、幼児教育・保育の無償化の対象となっている認可施設（私立幼稚園の場合月額2.57万円など）との関係にも留意した上で、国の予算編成過程の中で月額2万円として給付額が設定されました。

「幼児教育類似施設」に通う子どもについても無償化と同額の補助とするよう国に働きかけます。

また、幼稚園の設置基準については、幼稚園における教育の質の確保の観点から、必要最低限の基準を設定しているものであり、基準の見直しについては幼稚園類似施設だけでなく、現行の幼稚園全体の状況を踏まえて検討する必要があると考えます。

なお、こうした施設が認可施設への移行を希望する場合は、現行の設置基準を満たすことができるよう、設置者からの相談等に丁寧に対応してまいります。

10 県道等の早期事業化、整備について

(要望)

都市計画道路新国道線のうち、県道45号（丸子中山茅ヶ崎）から県道404号（遠藤茅ヶ崎）までの区間について、「かながわのみちづくり計画」に基づき整備を行うこと。

(回答)

御要望の区間については「かながわのみちづくり計画」において、「将来に向けて検討が必要な道路」として位置付けており、引き続き、地元市が主体となって、課題の整理など計画の熟度を高めていただきたいと考えていますが、県としても地元市の検討に協力していきます。

11 ふるさと納税制度の見直しについて

(要望)

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附（いわゆる「企業版ふるさと納税」）を行った際に適用される道府県民税、事業税及び市町村民税並びに法人税の課税の特例は、令和6年度までの時限措置であるが、令和7年度から制度を恒久化するとともに普通交付

税の交付・不交付団体によらず、全ての地方公共団体への寄附に適用するよう見直すこと。

(回答)

県では、これまで国に対して、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地方交付税の不交付団体についても制度対象とするよう、要望を行ってきたところです。

本制度は、令和2年度税制改正において、手続きの簡素化や税額控除割合の引上げなど、制度の改善・充実が図られましたが、今後も、引き続き機会をとらえ、対象の拡大等について、国に求めてまいります。

12 緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債の期限延長について

(要望)

緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債については起債充当率が100%、元利償還金の70%が基準財政需要額に算入されるものであり、その期限は令和7年度までとされているが、昨今における防災・減災対策や自然災害防止対策の必要性に鑑み、同事業債の期限を延長すること。

(回答)

緊急防災・減災事業債及び緊急自然災害防止対策事業債の時限延長については、県としても機会をとらえて国に働きかけてまいります。

13 学校施設等の整備について

(要望)

公立学校施設における老朽化対策を推進するため、学校施設環境改善交付金については、財源を十分に確保するとともに、配分基礎額の算定要件見直しや対象事業の拡充を行うこと。

また、地方公共団体が策定した個別施設計画に基づき実施する学校施設の建替えに対する補助制度を創設すること。

(回答)

学校施設環境改善交付金を含む国の公立学校施設整備費については、令和5年度において補助単価が引き上げられましたが、実際の工事に要する経費と国の算定する経費に乖離があります。

県教育委員会では、引き続き国に対して、学校設置者が計画する事業が円滑に実施できるよう、必要な財源を確保するとともに、実態に即した補助要件の見直しや、対象事業の拡充を図るよう、働きかけてまいります。

14 学習環境の充実について

(要望)

小中学校における学習指導の充実に向け、ICTを活用した教育を推進するため、タブレ

ット端末やネットワーク環境の整備に係る経費及び整備後の更新等に係る経費について、必要な財政措置を講じること。

また、整備した機器を効果的に活用するため、学校に派遣するICT支援員の配置に必要な財政措置を講じること。

(回答)

県教育委員会では、GIGAスクール構想の推進に向けた1人1台端末の更新について、令和5年11月に国から示されたスキームに基づき、基金の設置等に向け、準備を進めています。

なお、国の補助スキームでは、一部が地方財政措置となっており、また、端末の補助基準額について、これまでの市町村の整備状況によっては、今般の物価高騰に十分に対応した金額となっていないことも考えられ、市町村負担が生じる懸念があります。

限られた財源の中、県独自で財政支援を行うことは困難ですが、市町村負担が生じないよう、予備機も含めた全台数の更新に必要な財政措置を全て国の補助金によって講ずるとともに、令和7年度以降の端末更新についても見通しが持てるよう、国主体の安定的かつ恒久的なスキームを構築することや、機器の保守管理等の費用についても国庫補助の対象とし、継続的かつ十分な財政措置を講ずるよう、国に対して要望してまいります。

また、希望する学校すべてにICT支援員を配置できるよう、財政措置の更なる充実や人材確保のための支援を行うよう全国都道府県教育委員会連合会等を通じて、引き続き国に対して要望してまいります。

鎌倉市

1 ロードプライシングの推進について

(要望)

鎌倉地域の主要な幹線道路(県道など)では、休日を中心に著しい交通渋滞が発生していることから、その解消手段の一つである(仮称)鎌倉ロードプライシングの実現に向けた連携体制を構築すること。

あわせて、ロードプライシングの課金効率を高めるため、ETCの装着率が向上するよう積極的に国に働きかけること。

(回答)

県は、鎌倉市が交通計画の策定及び推進に関し調査及び検討を行うために設置した「鎌倉市交通計画検討委員会」及びロードプライシングに特化した「特別委員会」並びに国が設置した「鎌倉エリア観光渋滞対策実験協議会」に委員として参加しており、引き続き、こうした場を通じて必要な技術的助言を行ってまいります。

2 県道等の早期事業化、整備について

(要望)

県道 304 号（腰越大船）山崎跨線橋南交差点内の対面構造の是正及び山崎跨線橋への右折レーンの延長並びに歩行者環境の改善を早期に実施するとともに、県道 23 号（原宿六ツ浦）の鎌倉市域部分について隣接する横浜市と同等の道路整備を速やかに行うこと。

（回答）

県道 304 号（腰越大船）の山崎跨線橋南交差点を含む約 500m 区間については、鎌倉市が所有する用地を活用し、交差点内の対面構造の是正及び右折レーンの延長を行うとともに、歩道の拡幅を行うこととしています。

令和 5 年度は、交差点設計を進めており、市との用地に関する調整が整い次第、速やかに工事を実施してまいります。

県道 23 号（原宿六ツ浦）の鎌倉市域については、横浜市域と同等の道路整備を行うため、引き続き、鎌倉市の御協力をいただきながら、早期の工事着手に向け、道路設計や関係機関協議を進めていきます。

3 都市環境整備の推進について

（要望）

かながわ都市マスタープランにおいて、村岡・深沢地区を都市圏域の自立を支える新たな地域の拠点としており、その実現に向けて、J R 東日本との調整や藤沢市村岡地区、鎌倉市深沢地区の一体的なまちづくりの推進、土地区画整理事業の円滑な履行について、藤沢市及び鎌倉市の負担軽減を図るための検討や体制づくりに加え、事業区域周辺の交通環境改善のための道路整備にも主導的に取り組むこと。

また、深沢地区において「ウェルネス」のまちづくりの実現を図るため、土地区画整理事業により生み出される貴重なフィールドを県が進めるヘルスケア・ニューフロンティア政策の課題解決に有効活用することについて、市及び市が従前よりまちづくりに向けて連携を図っている周辺企業群と協働で検討するとともに、深沢地区へのスポーツ施設・先端医療などの企業等の立地を推進するための支援を行うこと。

さらに、県が有する知見や広域行政のスケールメリットと、市が有する地域特性に関する情報等を互いに活かすことにより、県市が一体となって実現性の高い企業誘致活動に取り組むための枠組みについて協議すること。

（回答）

県は、藤沢市、鎌倉市とともに設置した「湘南地区整備連絡協議会」の場などを通じて、J R 東海道本線への新駅設置を含め、両市に跨る新たなまちづくりの検討を支援してきました。

新駅については、令和 4 年 3 月に、3 県市と J R 東日本の 4 者で、新駅整備事業等を円滑に進めるため、基本協定を締結しました。現在、令和 4 年度、令和 5 年度の 2 か年で新駅の詳細設計を進めており、その後に、工事着手を予定していますので、円滑な事業の実施に向けて、引き続き、J R 東日本との調整に努めてまいります。

まちづくりについては、令和3年3月に、3県市とUR都市機構の4者で、両地区の一体的なまちづくりを進めるため、役割分担等を定めた基本協定を締結しました。この基本協定に基づき、令和5年3月に、土地区画整理事業について、3県市からUR都市機構への施行要請を行い、UR都市機構は国土交通大臣へ事業計画を認可申請し、令和5年10月に認可を取得しました。

引き続き、事業推進に向けて、土地区画整理事業等が円滑に履行できるよう調整を行うとともに、国交付金等の確保に努めてまいります。

また、事業区域周辺の道路整備については、原因となる箇所自治体が主体として取り組むこととしておりますが、県も連携して対応してまいります。

深沢地区における「ウェルネス」のまちづくりは、周辺の病院やヘルスケア関連企業の立地を活かし、ヘルスケアイノベーション最先端拠点の形成を図る点で、本県の「ヘルスケア・ニューフロンティア政策」と方向性の共有が可能な取組ととらえています。この政策の推進を通じて構築してきた企業やアカデミアなどの様々なネットワークを最大限活用しながら、まちづくりの方向性と合致する企業や研究機関等の誘致に向けて、引き続き、市との連携を図っていきます。

県の企業誘致施策「セレクト神奈川NEXT」において、対象産業に先端医療関連産業や未病関連産業などを位置付け、県内市町と連携して企業立地を支援しています。

「セレクト神奈川NEXT」の取組期間は令和6年3月31日までとなっておりますが、令和6年度以降も企業誘致の取組を継続し、県内市町と連携して先端医療などの企業の立地を促進してまいります。

4 広域的な緑地保全の推進について

(要望)

近郊緑地特別保全地区の買入れ事務、歴史的風土特別保存地区の指定拡大や市域を跨ぐ緑地の保全への積極的な関与、並びにこれらの広域的な地域制緑地に対する積極的な維持管理や所有管理に対する補助制度創設及び市による樹林管理事業への支援など、法制度の趣旨に基づく県市の適正な役割分担の考え方に沿った県として対応すること。

(回答)

近郊緑地特別保全地区の買入事務については、現行の国庫補助率の引上げといった支援措置の拡充を引き続き国に要望してまいります。

歴史的風土特別保存地区の指定拡大については、市から具体的な提案を伺いながら、その必要性について検討してまいります。

市域を跨ぐ大規模緑地に対する積極的な関与については、今後、具体的な提案・相談があれば、対応を検討してまいります。

民間所有者に対する支援として、自然保護奨励金制度に加えて、既存の民有林を広く生物多様性保全に資するフィールドに改善していくための実践型のアドバイザー派遣制度を検

討中です。

地域制緑地の管理に係る補助制度については、県として創設することは困難ですが、国土交通省が、令和6年度予算概算要求で、特別緑地保全地区等の公有地部分の機能維持増進のための支援制度を計上しておりますので、周知していきます。

5 こども家庭センターの設置等に関する連携体制の構築について

(要望)

こども家庭庁が設置されたことを受け、今後、市町村においてこども家庭センターの設置等、更なる子育て施策の推進をしていくことになる。特に、レスパイトや一時預かり、子育て世帯訪問事業等の強化が求められることになるが、担い手不足等もあるなか、自治体単独では支援体制を構築していくことは難しい状況にある。

情報交換はもとより、県内広域での支援体制の構築等、一定の子育て支援策が等しく担保できるよう進めること。

(回答)

今後市町村に設置される「こども家庭センター」における、一時預かりやレスパイト事業などの子育て支援の強化については、県内市町村における課題の把握に努め、情報共有を図るとともに、必要に応じて国に対し、要望や実態を伝えていきます。

6 行政機能の集約化や公共施設の再配置に係る支援について

(要望)

公共施設等総合管理計画に基づき実施される公共建築物の更新費用（改築費、除却費、修繕費など）に対する新たな補助制度を創設するとともに、普通交付税不交付団体にとっても公共施設等適正管理推進事業債の活用 of 交付税措置と同等の十分な財政支援策を整備するよう国に働きかけること。

(回答)

公共施設等総合管理計画に基づく施設の再編等を円滑に進めるため、公共施設の総合管理に対する新たな補助制度の創設について、機会をとらえて国に働きかけてまいります。

また、国の財政措置が地方交付税により行われる場合、不交付団体には必要な財源が措置されないことがあるため、国に対して、不交付団体の厳しい実情を伝え、必要な財源を措置するよう働きかけてまいります。

7 河川・海岸の環境保全について

(要望)

海中ごみ等の回収及びその適正な処理について、先進的な取組事例を参考に県の施策として制度化するとともに、海中ごみ等の7割から8割は陸で発生し河川を通じて流れつくものであることから、河川への回収網の設置や海岸を有する市だけでない広域連携による

施策を制度化すること。

また、国に対して海中ごみ等の課題解決に向けた取組の強化を働きかけること。

(回答)

現在のところ、河川へ回収網を設置することは考えていませんが、漂流ごみ等に関する情報収集に努めていくとともに、令和5年度中に改定を予定している「神奈川県海岸漂着物対策地域計画」の中で、漂流ごみ等の円滑な処理の推進を図ることや、沿岸域だけでなく、内陸部における市町村等の役割を明確化することとします。

また、国に対しては、漂流ごみ等の発生抑制施策を効果的に進めるために、国が継続して調査を実施し、実態を把握することを要望しています。

8 急傾斜地崩壊対策の推進について

(要望)

急傾斜地崩壊危険区域指定を迅速に進めるとともに、急傾斜地事業の急傾斜地崩壊対策工事における公共事業採択基準を緩和するよう国に強く働きかけること。

(回答)

県では、傾斜度が30度以上、高さが5m以上あり、かつ、保全対象となる人家が5以上ある自然のがけ地について、土地所有者等に代わり防災工事を実施するため、急傾斜地法に基づく急傾斜地崩壊危険区域を指定しています。

区域の指定は、準備が整った箇所から順次、指定に向けて調査を進めておりますが、関係機関および土地所有者との調整に時間を要している箇所については、早期指定に向けて、積極的に調整を進めてまいります。

また、公共事業の採択基準の緩和について、国に対して強く働きかけを行った結果、令和5年度から、国の補助事業の「まちづくり連携砂防等事業」が拡充され、がけ高の採択要件が10m以上から5m以上に緩和されました。しかし、この要件緩和を活用するためには、市町村が作成する「立地適正化計画」等の中に、砂防関係施設に関する整備方針等の記載が必要となるなど一定の要件がありますので、今後、鎌倉市の御協力をいただきながら、連携して事業を進めていきたいと考えています。

9 障害者福祉タクシー券に係る制度の県内統一化について

(要望)

県内各市において、単独事業として交付している障害者福祉タクシー利用券（以下、タクシー券という。）について、県による要綱の制定及びタクシー業者の指定登録制度の導入など、タクシー券に係る制度の県内統一化を図ること。

(回答)

障害者福祉タクシー券の交付事業は、市町村の単独事業として実施されているもので、対象者やタクシー券の単価、交付枚数など、地域の実情を踏まえて決定されていると認識して

おり、県が対象となるタクシー事業者等を統一して指定することは困難です。

県としては、各市町村の事業実施状況について情報提供するなど、市町村における事業の円滑な実施を支援していきます。

10 横断歩道等の路面標示の補修について

(要望)

路面標示の速やかな補修を行うことと、公安委員会が補修の必要性を認めた箇所のうち、公安委員会による補修の実施時間を要する場合に、市が代行して補修することができる制度を検討すること。

また、更にエスコートゾーンの設置を進めること。

(回答)

横断歩道等の道路標示の補修については、必要な予算の確保を図るほか、少しでも多く補修できるよう、ライフサイクルコストの低減や効率的な予算執行に努めるとともに、より速やかな補修に努めてまいります。

道路標示を市町村が補修することについては、公安委員会の権限に基づき県警察が実施するものであり、市が補修を実施することができるような制度の創設は困難であります。

エスコートゾーンの設置については、視覚障害者の利用頻度が高い施設周辺や、視覚障害者の利用需要が見込まれる横断歩道から優先度等を判断し、引き続き道路管理者と連携して整備してまいります。

11 鉄道施設の整備促進について

(要望)

鎌倉の貴重な歴史的遺産を未来後世へ守り伝えていくために、国指定史跡若宮大路及び円覚寺境内の歴史的景観の復元を目指すとともに、踏切による交通渋滞の解消に向け、JR横須賀線の鉄道敷地の将来的な地下化について、国、神奈川県、鉄道事業者及び関係機関等と協議・検討を行う体制の構築を支援すること。

(回答)

本件については、平成28年度に国土交通省から鎌倉市に対して、「今後、検討を進めるにあたっては、まずは貴市において、神奈川県、鉄道事業者等の関係者と協議しながら計画の内容を深めていくことが重要である」旨の見解が示されていると承知しています。

そのため、まずは鎌倉市において具体的な計画内容を御相談いただき、そのうえで必要な対応を行ってまいります。

12 SDGSに向けた連携・協力について

(要望)

県と本市がSDGS未来都市に認定されてから5年が経過し、SDGSの達成年次であ

る 2030 年に向けて、これまでの取組をより加速化させていく必要があることから、引き続き、県と市による相互の連携・協力体制を確保すること。

(回答)

2030 年に向けては、本県としても、市町村との相互連携・協力体制の維持が大変重要であると考えています。

これまでも、県と市町村は、SDG s 市町村担当者ミーティングにおいて、効果的な取組事例の共有や、かながわSDG s パートナーの活用など、連携してSDG s の推進に取り組んできました。

引き続き、SDG s の自分事化に向け、市町村と連携してSDG s に取り組んでまいります。